

令和元年 第4回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

令和元年第4回南会津町議会定例会会議録目次

第1日 12月6日（金）

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	1
◎出席議員	1
◎欠席議員	1
◎説明のための出席者	1
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎委員会調査（行政視察）報告	4
◎報告第9号から議案第99号まで一括上程、説明	17
◎議員提出議案第1号の上程、説明	24
◎散会の宣告	25

第2日 12月11日（水）

◎議事日程	27
◎本日の会議に付した事件	27
◎出席議員	27
◎欠席議員	27
◎説明のための出席者	27
◎事務局職員出席者	28
◎開議の宣告	29
◎議事日程の報告	29
◎一般質問	29

楠 正 次 議員	2 9
大 桃 英 樹 議員	4 5
菅 家 幸 弘 議員	6 3
川 島 進 議員	7 8
五十嵐 芳 道 議員	8 3
◎散会の宣告	9 4

第3日 12月12日（木）

◎議事日程	9 7
◎本日の会議に付した事件	9 7
◎出席議員	9 7
◎欠席議員	9 7
◎説明のための出席者	9 7
◎事務局職員出席者	9 8
◎開議の宣告	9 9
◎議事日程の報告	9 9
◎一般質問	9 9
湯 田 芳 博 議員	9 9
渡 部 訓 正 議員	1 1 4
馬 場 浩 議員	1 2 7
丸 山 陽 子 議員	1 4 3
湯 田 哲 議員	1 5 2
◎散会の宣告	1 7 0

第4日 12月13日（金）

◎議事日程	1 7 1
◎本日の会議に付した事件	1 7 2
◎出席議員	1 7 2
◎欠席議員	1 7 2
◎説明のための出席者	1 7 2

◎事務局職員出席者	173
◎開議の宣告	174
◎議事日程の報告	174
◎発言の申し入れ	174
◎議員提出議案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について の質疑、討論、採決	176
◎報告第 9号 専決処分の報告についての質疑 専決第14号 損害賠償の額の決定及び和解について	176
◎議案第 84号 専決処分についての質疑、採決 専決第15号 令和元年度南会津町一般会計補正予算（第 5号）	177
◎議案第 85号 南会津町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する 条例の質疑、討論、採決	180
◎議案第 86号 南会津町表彰条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採 決	188
◎議案第 87号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す る条例の質疑、討論、採決	189
◎議案第 88号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 質疑、討論、採決	190
◎議案第 89号 南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 の質疑、討論、採決	191
◎議案第 90号 南会津町町民体育館条例の一部を改正する条例の質疑、討 論、採決	191
◎議案第 91号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の質疑、討論、採決	192
◎議案第 92号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の質疑、 討論、採決	193
◎議案第 93号 令和元年度南会津町一般会計補正予算（第6号）の質疑、 討論、採決	193

◎議案第 94号	令和元年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑、討論、採決……………	201
◎議案第 95号	令和元年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑、討論、採決……………	202
◎議案第 96号	令和元年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑、討論、採決……………	203
◎議案第 97号	令和元年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の質疑、討論、採決……………	203
◎議案第 98号	令和元年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑、討論、採決……………	204
◎議案第 99号	令和元年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）の質疑、討論、採決……………	205
◎日程の追加……………		206
◎議案第 100号	南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決……………	206
◎委員会提出議案第6号	南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決……………	208
◎議員派遣の件について……………		209
◎閉会中の継続調査について……………		209
◎閉会の宣告……………		210
◎署名議員……………		211

令和元年第4回南会津町議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

令和元年12月6日（金曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 委員会調査（行政視察）報告

日程第 5 報告第9号から議案第99号まで一括上程

（提案理由の説明）

日程第 6 議員提出議案第1号の上程

（趣旨説明）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番	五十嵐 芳 道	議員	2 番	馬 場 浩	議員
3 番	川 島 進	議員	4 番	湯 田 芳 博	議員
5 番	室 井 英 雄	議員	6 番	渡 部 訓 正	議員
7 番	丸 山 陽 子	議員	8 番	湯 田 良 一	議員
9 番	大 桃 英 樹	議員	10 番	湯 田 哲	議員
11 番	高 野 精 一	議員	12 番	山 内 政	議員
13 番	菅 家 幸 弘	議員	14 番	星 光 久	議員
15 番	楠 正 次	議員	16 番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部正義	副町長
星英雄	教育長	渡部浩治	総務課長
小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津弘典	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

ただいまから令和元年第4回南会津町議会定例会を開会します。

-----◇-----

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、これから本日の会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○室井嘉吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、室井英雄君及び13番、菅家幸弘君を指名します。

-----◇-----

◎会期の決定

○室井嘉吉議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から12月13日までの8日間とし、明7日から10日まで休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの8日間とし、明7日から10日まで休会とすることに決定しました。

————— ◇ —————

◎諸報告

○室井嘉吉議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

令和元年第3回南会津町議会定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告、総務委員会、産業建設委員会、文教厚生委員会、所管事務調査報告、議会広報研修会の報告、議会報告会報告、全国森林環境税創設促進議員連盟からの解散報告は、お手元に配付のとおりであります。

次に監査委員から、令和元年度10月分までの例月出納検査の結果及び令和元年度定期監査の報告書が提出されています。事務局に保管されていますので、ご了承願います。

また、令和元年要望第6号及び第7号は、お手元に配付しました要望文書表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

次に、行政報告を行います。

令和元年第3回南会津町議会定例会以後の行政報告については、お手元に配付の、一般行政報告書のとおりであります。

これで、諸報告を終わります。

————— ◇ —————

◎委員会調査（行政視察）報告

○室井嘉吉議長 日程第4、委員会調査（行政視察）報告を行います。

初めに、総務委員会の行政視察報告を行います。

総務委員長、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 おはようございます。

総務委員会では、行政視察として10月23日から25日までの3日間なんですが、島根県邑南町と鳥取県米子市に行ってまいりました。時間の都合上、短めに話したいと思いますけれども、邑南町では移住定住対策と日本一子育て村構想、A級グルメ構想と地域づくりについて行政視察をしてきました。

米子市におきましては、地場産品、マコモダケというイネ科の植物なんですが、それによって堆肥をつくっているという会社を訪れて、それが地域おこしになるのではないかとということで視察してまいりました。

まずは、邑南町の部分を報告したいと思います。お手元の資料のとおり細かくは書いてありますが、一応町の紹介と、あるいは中身の部分を説明させていただきます。邑南町は今から15年前の平成16年、2町1村ということで羽須美村と瑞穂町、石見町の3つが合併しました。当時の人口を調べてみまして合計したら1万3,000人ほどいました。現在、1万百何十人だったと思いますが、3000人近く減少しています。この15年間で。最近、日本一子育て構想の中で進めた政策で、減少の率が鈍化しているという報告がありました。そういうのがなぜかということで、中身を調べてみました。

日本一子育て構想この下の部分を読み上げたいと思いますが、守りの施策として、町内全ての保育所が民設民営であるということ。保育料は第2子以降完全無料であること。それから、町内2カ所に病児保育室を設置して保護者の共働きに便宜を図っている。3歳児までは食費は町が負担する。そのほかにも公立病院、産婦人科、小児科、専門医による24時間365日、緊急受け付けができる。3世代が近況、つまり近くにおじいちゃんが住む場合には、その建築費など補助するなど、やはり住みやすい環境づくり、施策が実施されておりました。

その中で、A級グルメもあるんですが、これについて飛ばして言わせていただければ、この火付け役というか仕掛け人が町職員の寺元英仁氏という方がA級グルメのまちづくりを目指して、大分前から率先してきました。テレビ等、民放等でもかなり有名な方になっていますが、プロフェッショナルとか民放ではごはんジャパンとか、スッキリとかいろいろ番組で紹介される、人がまた集まる、そしてまたシェフが育ったりするような環境ができておりました。

その中で、A級グルメについて読み上げさせてもらいますけれども、結局周りからシェフが、この場合東京の銀座のほうから来ていただきました、始まりでしたけれども、全国からシェフを募集して歩くんですけども結構集まらない。そこで考えたのが、シェフを育てるということで、耕すシェフということで農業の町おこし協力隊を使った農業の振興のための専門。それと今言ったグルメのシェフをつくる。有名シェフがそれを、料理とか何かを教えて養成すると

いうことに着手して、その中で育った方が地元でまたレストランを開くような、そういうサイクルができておりました。

その中で感じたことを、所見として詳しくは後で読んでください。所見の中では、住民の暮らしに寄り添った課題と丁寧に向き合う仕組みが構築されている。町内12の公民館に行政職員が配置され、ボトムアップで施策立案が行われ、成果の実現につなげている。役場職員が、業務遂行に自信と誇りを持っているように見受けられた。

先ほど言った役場職員の寺元さんみたいな形でキーパーソンもいらっしゃいますけれども、やはりいろんな意見をくみ取るような仕組み、そしてそれを実現するために周りがそれについていくというか、協力していくというような動きもしっかりできていたように思います。

少し補足して言えば、高校もここ、今、問題になっていますけれども、邑南町に1つ高校があるんですが、それは野球部が県大会で優勝したという有名な野球部ではかなり有名なんですけれども、結局それによってその学校が特化してそういう子を育てるということで集まっている。

本町にもいえることで、ほかにない特質を持って高校を魅力化してやっているようなことで、それも参考になりました。我々にもイコール、参考になるのではないかなと思いました。

それから、マコモのほうに移ります。ほかがありますので。マコモのほうは、鳥取県の米子市のほうでありまして、これは民間ですけれども、日農興産、会長の澤田利男さんという方、80才を超えていましたが、一生懸命堆肥づくりする現場です。堆肥が発酵している流れの工程の中で、説明を聞かせていただきました。

マコモダケというのはイネ科の植物なんですけれども、ここに書いてあります。古来マコモは神聖な植物として扱われ、出雲大社のあの大きな締め縄があると思いますが、あれがそのマコモを使ってできていたりします。

問題は、このマコモダケの根を発酵させて堆肥をつくるという、から出ている抽出されるものは健康食品であったり飲用であったり、さまざまな物に使えるということで、ネットで調べるとすぐマコモに関する健康食品がすぐ出てくると思うのですが、この場合は、そちらよりもマコモを使って発酵させた堆肥のほうの部分で地域に貢献できないか。

会長が言われていたことは、食べ残しがありますが、その部分もマコモ菌を使った堆肥は、私たちが現場で見ましたけれども、まぜた瞬間の次の次の日、次のほとんどです、その次あたりで60度、70度が発酵しているものを私たち手にして握ってきましたけれども、すごく熱い60度、70度という表現あったのか数値を忘れましたけれども、その中でゆで卵ができるようなこ

とを言って、ちょっと話がずれるかもしれませんが、次の朝、ホテルまでその方が持って来てくれました。そのマコモ堆肥の中でできたゆで卵も食べさせていただきましたけれども、それくらい発酵したもので本当に、今まで見てきた堆肥というよりもその発酵率というか、そのスピードも違うし、最後のほうにはきれいで、においもなかったです。そういうのができています。

その効果に関しては、ここではバーク堆肥をやっていますが、もっとこの後効果などもいろいろ調べるとあると思うんですけれども、かなり将来性があるというか、特別な物に感じました。話していて何だか魅力に引かれたものです。

このマコモに対する報告については、報告しますけれども、ここでは製造工程が秘密でしたが、使用資材や微生物の適正な活用について、南会津町もマコモを活用した有機堆肥の生産の可能性を感じたところであります。

本町でもマコモダケを栽培している人がいますので、気象的には栽培には適しているんです。ですから、栽培後の商品化とかいろいろ課題もありますけれども、その日農興産のほうの指導というか、かなり協力的、協力しますよという話で対応していただきました。

本当に研修が充実した感じのすごく充実した時間で過ぎましたけれども、ぜひ、町の堆肥をつくる中で、マコモを導入したものが実用化できればと思います。

ちょっと長くなりました。1つだけちょっと最後に言わせてください。ここで、先ほど寺元さんというキーパーソンのことがありましたけれども、BS1のほうではこんなふうに言いました。「これのすばらしい事例ばかりでなく、全国ではこのような何十倍もの奇跡があります」というような証言をしていました。「町が衰退して危ないと言われている中で、全国で奇跡が起こっています」。つまり、A級グルメとか地域おこししている人たちのその部分です。「しかも、その奇跡を起こしているのは、実にシンプルな考え方。皆さんの暮らしに、地域にもきっと奇跡は起こるはずです。今度はあなたの地元の奇跡を取材に行くかもしれません」というので終わっていました。それは番組の話ですが。

こういう地域おこしをしている人たちは、一人のキーパーソンや一般の人たちがキーパーソンだったというのを実感しています。日農興産の澤田会長なども、やはりキーパーソンという感じで聞かせていただきました。長くなりました。

以上で報告を終わります。

○室井嘉吉議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

次に、産業建設委員会の行政視察報告を行います。

産業建設委員長、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 産業建設委員長の渡部でございます。議長、私からの本来報告すべきところなのですが、私、所用で欠席させてもらったものですから、申しわけありませんが、副委員長の湯田良一議員から報告させていただきますのでご了承をお願いします。

よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 それでは、産業建設副委員長の湯田良一君より報告をお願いします。

○8番 湯田良一議員 それでは、今、委員長のほうから話があったように、たまたま委員長が急に参加できなくなったものですから、私から報告します。9月25日、26、27と2泊3日、長野県の池田町のヤマザクラ、それと岐阜県下呂にあります苗木の生産事業について視察してまいりました。

ヤマザクラの推進体制についてなんですが、概要説明の応対者が池田町の議会議長、倉科栄司氏、それと池田町産業振興課観光係長、観光協会事務局長、観光推進本部事務局長の片瀬登氏に概要の説明をしていただきました。

池田町は、東西6.2キロ、南北12.8キロで、総面積が40.16平方キロメートルの小さな町です。気候は典型的な内陸性気候で、年間を通じて降雨量が少なく、冬は積雪量が少なくて寒冷だが夏は比較的過ごしやすいという特徴を持っています。

池田町は、あづみ野の一角を担い、県下でも有数の米どころとして稲作を中心に農業も栄えてきましたが、近年の社会構造の変化により、付加価値の高い花とハーブの生産も盛んに行われるようになってきました。

また、ヤマザクラの名勝として「西の吉野、東の陸郷」と称され、桜仙峡の町と呼ばれるようになってまいりました。

調査内容としまして、ヤマザクラの推進体制について、町内陸郷地区の8世帯20人近くがヤマザクラにかかわっております。ヤマザクラは自生したものである。鳥が種をまき散らし、その結果として次々に芽を出し、成木していったということでございます。そして、気がついたらエドヒガン、オオヤマザクラの桜が目立ってきた。

そして2007年に有名なカメラマン、ピート伊藤氏という人が来訪して、この陸郷地区のヤマザクラの景観に感激し「西の吉野、東の陸郷」と称されるようになりました。そして翌年から

そのことにより、ヤマザクラの美しさが広められ、観光客が多く訪れるようになった。地域住民、陸郷地域の人々により通称桜仙峡と定められ、そして2009年、地域全体の桜模様を陸郷山桜とし、桜仙峡エリア・夢の郷エリアを区分「陸郷山桜トレッキング」イベントを開催しました。

桜仙峡は自生桜を高台から眺め見下ろすエリアで、夢の郷は自生桜に加え、植栽種桜や個人が植栽したラベンダーを間近で見渡せるエリアでございます。ヤマザクラの育成にかかわる取り組みとして環境保全や景観形成については、陸郷地区の活力による活動が主体であり、年間10万円の委託料を支払っております。ヤマザクラの下草刈りなどは、樹高が高いので必要ありません。散策する際の遊歩道整備などを行っている。観光誘客、来訪者誘導、諸手続などは、観光推進本部が費用を負担しています。

今後の課題としましては、やはり地域住民の減少、高齢化による従事者の減少。観光推進面では、アクセス等の整備、環境保全が課題。環境保全面では、被害木の整備、除去が課題である。

そして、現地調査に行ってきましたが、やはり町道が狭く、車の行き来がなかなか大変な状況であった。ヤマザクラの現況は、全ての木が成木で全く手入れをする必要はないと思われました。季節はずれの調査だったので、ヤマザクラの景観は見られませんでした。写真などを見ると、なるほど、桜仙峡だろうと思われました。観光客は桜の開花時に一斉に訪れるので、会場までのアクセスがなかなか大変だろうと現地で思いました。町道が狭いので、今後は少しずつでも進めるとのことでありました。

所見としましては、やはりヤマザクラ1万本の里づくりを目指す本町と池田町とは、ヤマザクラの景観を目指すことでは一致していましたが、自生のヤマザクラの景観でほとんど予算を使わなくても維持できることは、大きな違いでありました。

また、地域の方々が積極的に景観維持にかかわっていることも、今後本町の参考にすることであると感じられました。ヤマザクラの景観は「西の吉野、東の陸郷」というかなりのインパクトの強いキャッチフレーズで、今後の本町の参考になると思われました。ヤマザクラの景観は、本当にインパクトが強いんです。そして桜仙峡の命名は、まさにそのとおりだなあというふうに感じてきました。一度ヤマザクラの満開のときに訪れてみたいなあというふうに感じてきました。

あと、苗木生産事業について。これは住友林業でやっています苗木生産事業であります。これは岐阜県と連携をしながら、まれに見る、例のないようなこの事業の内容でございました。

応対者は、シニアマネジャーの川添峰夫さんという方。この人はもと国の職員で、山に対しての専門家でございました。

この事業地の面積8,205.9平米、そしてそこでは苗がコンテナ内の生産です。スギ、カラマツ、ヒノキその他。そして施設としましては、ビニールハウス4連棟、この辺だと大体単棟になるんですが、ここは雪が余り降らないということで、連棟のビニールハウスでした。それと発芽室など。そして生産規模として、平成29年度は年間に約20万本。事業費は約9,100万円ぐらいでした。この施設は、苗木育成環境の最適化と周年生産体制を構築することで、育苗期間の短縮による小面積での大量生産と苗木の品質向上を目指しています。

具体的には、九州大学と共同で充実種子を選別できる充実種子選別装置を開発し、発芽室を設け一度に最大14万個体の安定的な発芽を可能にしている。半自動式播種機もあわせて導入することで、手作業での種まきと比較した生産能力は5倍から10倍となっている。発芽室は野菜などの発芽の際によく用いられるが、林業用種苗に用いるのは珍しい事例と言える。

また、1人でも1,500本以上のコンテナ苗を載せた専用台・ベンチを移動できるムービングベンチ方式を採用し、労働負担の軽減を図っていることが、女性の雇用に結びついていると考える。空調機の導入できめ細かな温度調整が可能となり、苗木の成長促進効果は絶大でありました。全ての操作はコンピューター制御で、若いお母さん向きの職場でありました。

施設を案内してもらい、作業内容の説明を受けましたが、施設で雇用されている方は、事務員男性2名、ハウスで作業されている方は女性が7人。そのうちの5人は、保育所あたりに児童の送迎をされるぐらいの若い方でした。あとの2人の方は少し年配の方でございました。

そして、苗木生産見学といたしまして、第1期工事から第3期工事までやって、大体今まで累計年間20万本で、累計で80万本生産。令和5年度は100万本にしたいということでございます。岐阜樹木育苗センターは、まさに苗木づくり工場と呼ぶにふさわしい施設でありました。

なお、岐阜樹木育苗センターへ南会津町の苗木生産施設、年内竣工予定の関係者が1カ月ほど研修に行かれるとのことでございました。

本町の施設は20万本生産施設で、岐阜樹木育苗センターより規模は小さいですが、きのうは、今までの施設運営のノウハウを生かして、より、岐阜の施設より高い施設になるのであらうという説明がありました。

また、高速道路へのアクセスも1時間弱の位置にあり、完成したら、ほかの住友林業の施設と関係を密にして情報交換を行い、より効率的なコンテナ内の生産が図られるということもお聞きしましたので、本町の早期の完成が待たれる思いでございました。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 それでは、副委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

次に、文教厚生委員会の行政視察報告を行います。

文教厚生委員長、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 文教厚生委員長の大桃英樹でございます。

私のほうから、文教厚生委員会の行政視察について報告させていただきます。

まず、日時でございますが、令和元年10月29日から2泊3日ということで10月31日まで行ってまいりました。

視察先と目的ですが、3点ございます。全て岩手県内でございました。1点目が、紫波町。こちらのオガールという施設を拝見してきました。2点目が大槌町です。震災被害、津波被害が非常にひどかった所でございますが、そちらに伺いました。3点目が岩手県の一関市ということでございます。

目的といたしましては、下のほうに視察研修の目的とございますが、岩手県紫波町オガールにつきましては、官民連携による複合施設の運営について。2点目の大槌町に関しましては、学校地域の連携についてということで、コミュニティ・スクールであるとか小中連携、一体となった取り組みについて学んでまいりました。そして3点目の一関市に関しましては、独自教育施策をとっていらっしゃいます。我が町でも英語施策に特化した施策を独自施策として展開しておりますので、この検証やあり方について学んできたいと思ひまして伺ってまいりました。

2ページに6視察研修内容及び所見とございますので、こちらをごらんください。

まず、1点目の岩手県紫波町オガールという施設です。こちら読み上げたいと思います。紫波町では紫波中央駅前の開発に際して、行政と民間が一体となってプロジェクトを進め、公民連携の手法を用いて複合施設を建設し運営しています。年間100万人の人が利用するオガールエリアに成長しています。

実は、このオガールという施設なんですけど、もとをただせば平成10年に28億円以上をかけて用地を取得しましたが、町の財政悪化、実質公債費率が上昇し、頓挫状態でもございました。これではいけないというようなことで、当時の藤原孝さんという町長が先頭に立ちまして、公民連携元年というふうな宣言、そしてシステムづくりをして、行政だけでやるのではなくて初め

から利用想定を考えて民間手法を用いて、さらに行政だけが資本支出するのではなくて民間の皆さんにも募りながらこういった施設を一体的に計画し、建設されました。オガールという意味は、成長を意味する方言であります「おがる」とフランス語の駅を意味する「GARE」という言葉を組み合わせた造語でございます。

ここにありますようにオガールプロジェクト、この施設の一帯でございますが、都市整備事業として行いまして、官民複合施設が2棟、民間複合施設が1棟、4つのエリア分けをしまして展開されております。特徴的なのは、こちらに分譲住宅地や日本サッカー協会公認の県フットボールセンターが開発されていること。

また、体育館もございまして、こちらが非常にユニークです。バレーボール専用体育館なんですけれども、実はワールドカップも開けるような専用の体育館でございます。床材にフランス製のものを使用しておりまして、日本でも2カ所、3カ所ぐらいしかないというようなことで、非常に人気を博しております。ナショナルチームも合宿を行っているということで、非常に利用率も高くなっているということ。非常に思い切った施策をとられました。

また、オガールプラザという施設の中には、図書館や地域交流センター、公民館的な施設、そして子育て応援センターなど公共の施設部分と民間施設、カフェなどもございます。要は町民の方が集ってくつろげる、そしていろんなことを楽しめる、体験できる、そんな施設でございます。

また、保育園も敷地内にございまして、こちらが公設民営というかたちで、八王子の会社が民営委託をされているということでございました。

2点目の岩手県大槌町でございます。こちらの学校地域の連携についてということで、こちらにつきましては皆さんご存じのとおり、東日本大震災で大きな被害を受けました。小学校4校、中学校1校を一諸にして中高、小中ですね、失礼しました。こちら中高となっておりますが小中に訂正させてください。小中一貫校として大槌学園を建設いたしまして、地域と一体となったコミュニティ・スクールを展開されております。

多くの方を不幸にも被災、震災被害で失った教訓から、同校にチーム大槌「ふるさと科」を設置し、地域の教育力が学園の教育力に大きくかかわっています。具体的には125名の地域住民の方がサポーターとして登録していること。

そしてもう一つは、学園と地域をつなぐコーディネーターの方がいらっしゃいます。役割と働きが非常に大きく、地域住民の声を参考にして学校行事をお伝えしたり参加を促したり、そういったことを一生懸命やっけていらっしゃいました。

大槌学園は、小中9年を4年、3年、2年という区切りを設けまして、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階で考えていらっしゃいます。これによりこのような効果がございます。1つは中1ギャップが軽減されているということ。中1ギャップというのは、小学校6年生まで小学校最高学年として頑張りましょう、成長します。しかしながら、新しい中学校に行って、例えば田島中などもそうですが、大きいところに行ったときに人間関係がうまくいかなかったり、また一からやり直すことによって、小学校のときの情報がうまく伝わってなくて、その子の特性が理解されずうまくなじめなくて不登校につながったり、いじめにつながったりするということが多々あるようです。そのようなことが非常に少なくなったということです。

また、5年生時から一部教科担任制をとり、児童の新たな成長の機会を与えています。やはり特化した先生が教えることによって、興味関心が湧くというような効果もあるそうです。

また、不登校の数なんでございますが、630人中3人ということで非常に少ない。やはり、そういった目が行き届く環境からそのようになったのではないか。実際に、震災以前から比べると少なくなったということもお聞きしました。

一方で、地域の防災機能を有している学校でもございます。1,000人の被災者を受け入れ可能な避難所の機能を有しておりまして、こうして学校としての機能生かすことのできる施設でございます。非常時をシミュレーションして、他人ごとではなく自分事なんだよといった大切さを教えております。各自治体と日赤奉仕団の方、そして生徒が一緒に行動しています。生徒は生徒ということではなくて、一部の係をしっかりと与えて中学生の役割は、ここではこうすることですということを教えておりました。防災訓練では避難所班、健康係、避難所班予防係、家族係、炊き出し班、倉庫班、このように具体的な実戦部隊を想定して行われておりました。

そして3点目。独自教育施策、これ施設になっております。失礼しました。訂正お願いします。施策でございます。こちらは一関市です。一関市は、教育の基本目標である「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」こちらをスローガンに掲げまして、子供たちがふるさとの誇りを持ち、地域を支える人材に成長するよう教育行政を進めておられます。非常に、偉人、宮沢賢治に代表されるように、岩手県は文豪を多く輩出されております。このようなことを生かしながら言葉を大事にしましょうということで、一関ではオリジナルのテキスト、教科書ですね、言海とありますが、こちらを作成し、幼稚園から中学校まで言葉の時間という授業を設けて取り組まれておりました。

一方で、一関市は合併によりまして南会津町以上に広い面積を保有しております。その中で、小中学校の統合が非常に多く行われておりました。小中学校数は、平成17年71校。そして今年

になって44校になったそうです。本当に劇的に変わっている。かつ、やはり少子化が進んでいることに関して、非常に危機感を持たれておりました。12年間で約3,000人が減少しているということでした。

統合に際しましては、面積が広いということで、やはり通学に困難を来しているというような課題を抱えておりました。それに当たりまして、スクールバスを運行する以外にも個人の利便性を高めるため、そして子供たちを大事に考えるというところから、通学補助金というものを採用されておりました。我々にとっては非常に斬新なアイデアでびっくりしましたが、そのような選択肢を設けることも可能なのかなと思いました。

このような視察の中で我々文教厚生委員会では、11月29日にそれぞれ持ち寄った意見をまとめ議論し、うちの町で、私たちの町でどのように生かせるかということを話し合いました。その結果がこちらでございます。

まず、官民連携による複合施設の運営については、まずは、我々びっくりしたのは図書館の取り組みが非常に活発であったということです。例えば、児童が自由研究で内閣総理大臣賞を受賞している子供たちがいました。

そして、その取り組みに関しましても、図書館の人たちがこういった本があるよ、これ調べてみたら、こういうこともちょっと勉強してみたらというようなことを提案しながらそういった自由研究の補助をして、さらにそういったすばらしい賞を受賞している。このことを図書館で発表していました。

私はその資料を手にして見ていると、司書の方が近づいて来られまして「こちらぜひごらんになってください。この本本当にすばらしいんです」というような紹介、本当に身近なところでぜひ読んでくださいというようなことを訴えられていました。

また、非常に利用者が多く、子供たちから小中学生から、そして高齢者の方も座って本をじっくり読んでいらっしゃる姿がございました。幅広い層が利用しているという様子、まさに町民の憩いの場になっている。

確かに、図書館だけに来るだけではなくて役場があって、そして産直施設もある。宿泊施設もあったりする。そして公民館的な機能もあると。ああいうようなことで、南会津町においては、この役場機能と御蔵入交流館が一緒になっているようなイメージなのかなと思います。

また、産直施設ということですので、非常に皆さんが利用しやすいような状況をつくっているということ。そのようなことを感じました。

このような公民連携、PPP手法と言われておりますが、都市整備事業は建設費の抑制につ

なっております。要は行政の支出が減っている。民間資本を促すことによって、うまく連携が図られているということ。建設後も民間活力が生かされることから、非常に有益と考えております。

今後、建設事業に関しましては、そういったことも考えていかななくてはいけないのかなあと感じたところでございます。

なぜこのような発想になったかという、やはり困ったことがあったから。塩漬けだった土地をどうしましょう、そういったところから、ではこのような視点はどうかということで、不動産に着目したまちづくりという視点が採用されておりました。

結果的には不動産価値が向上し、可能なまちづくりシステムを誘引しております。例えばテナント収入なり固定資産税がふえ、住民税もふえ、歳入の生まれるプロジェクトにつながっております。

我々としても、今後、将来を見据え、中心市街地活性など、このような事業を行う場合には、必要不可欠な視点ではないでしょうか。ということを感じてまいりました。

2点目、大槌町。学校地域の連携につきましては、まず1つはやはり少子化が非常に進んでおります。きのうも南会津高校、田島高校統合に関する経過が説明ございましたが、やはりこれからの教育をどうしていくんだ、地域のことをどうしていくんだ。

さらに、このことで明らかになっているのは、単に学校、教育の場だけではないということ。地域にとって学校というものが、我々の心のよりどころになっているんだということを強く感じています。

そんな視点から、小中校一貫教育のメリットといたしまして、中1ギャップを抑制すること。子供たちを長い目で見守ることで、子供たちのよりよい育ちにつながることは当然なんですけれども、そのような学校の存在について改めて考える機会になるのではないのでしょうか。

大槌町でも震災被害で本当に困った。そこから、学校を中心にもう一度地域づくりをしていきたいと思いますということで、統合を図ったりこのようなシステムをつくっていらっしゃいました。

コミュニティ・スクールということで、言葉では我々も耳にしますが、なかなか教育の現場と地域をつなぐことは困難です。カリキュラムを進めるため、文科省から指定されたカリキュラムを進めるために学校の先生が一生懸命頑張っている。従って、地域のニーズには、なかなか答えられないようなことが多々ありますが、コミュニティ・スクール、我々行ってみて感じたことは、地域と学校が連携し、子供たちの育ちをサポートすること。そして、学校、地域の中心と捉え、地域の元気を生んでいくということなんだと思います。

視察した際にも、多くの町民が参加されていました。防災に関する中学生の発表を真剣に聞き、そして真剣に答えていらっしゃいました。ここがよかった、ここが悪かった、こうすべきじゃないか、そういったことをしっかりおばあちゃんたちが伝えている姿に感銘を受けました。

過疎化、少子化が進む我が町においても、PTAだけではなくてコミュニティーを入れたPTCAという考え方を導入し、地域にとって学校って大事なんですよね、こういったことをお伝えしながら、我々も地域づくりを進めていくべきではないか。また子供たちの育ちを、しっかり支援していくべきではないかと考えます。

最後に、一関の独自教育施策について。先ほど述べましたように言葉の時間ということで、言葉に着目した教育を行っておりました。教育長みずらが我々に説明していただきました。非常に熱い思いを持っておられました。やはり教育は大事なんだよ。また言葉の時間を大事にしている、言葉を大事にしているということから、図書費に関しても非常に多くの予算をかけているということ、力を入れているということ力説されておりました。

一見、地域活性だったり人口増とか、そういうことには遠いことかもしれませんが、やはり教育であったり文化をどうやって高めていくか。それが地域力につながるということ。長い年月をかけながら、しっかりやっていかななくてはならないのではないのでしょうか。

教育効果、この独自施策に関して教育効果に関して検証するというのは、非常に困難でございます。教育の検証については、長い目で見なければ検証できないことではございますが、地域文化の愛着、誇りが生まれ、言葉の大切さを通して人を励ましたり、自分の考えを伝える力が上がっている。このようなことを教育長がおっしゃっておりました。

当町においても英語を話せる人材づくりということで、独自に進めております。時代を見つめながら、非常に価値のある取り組みだと考えております。ぜひ、このような取り組みを実践と検証を繰り返しながら、よりよい人材育成につなげていきたいと思っております。

福島県、我々岩手県3地方に行って研修をしてきましたが、やはり宮沢賢治であるとか文豪という部分の力を欠いているなあということを非常に感じました。その点において、福島県はどうも南会津は南会津、有名人はいないみたいな、そのようなことをおっしゃいがちなんですが、福島県からも多くの文豪が輩出されております。福島県の偉人から学ぶこともあるのではないのでしょうか。

最後に、小中学校の統廃合に関し、スクールバス運行につきましては非常に悩みの多いところではございますが、こういった通学補助金なども参考にすることができるのではないかと思います。

3日間、非常に有意義な研修になりました。委員の皆さんに感謝しますとともに、このような機会を与えていただきました町民の皆様に感謝して報告を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○室井嘉吉議長 これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

以上で委員会調査（行政視察）報告を終わります。



◎報告第9号から議案第99号まで一括上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第5、報告第9号から議案第99号までを一括上程します。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

令和元年第4回南会津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には師走を迎え、何かとご多忙中にもかかわらずご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、今期定例会に提出いたしました各議案等について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第9号 専決処分の報告についてであります。本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したため同条第2項の規定により報告するものであります。

今回の案件は、専決第14号の損害賠償の額の決定及び和解についての1件であります。

本件は、本年9月18日、災害支援で飲用水及び小型発電機を届けるために町有トラックで千葉県山武市役所に出向いた際に、駐車場内で公用車をバックさせたところ、後方確認が不十分だったため駐車中の車両に接触し、相手方及び相手方車両に損害を与えたものであります。

過失割合を町100%として、相手方に対して車の修理代として賠償金6万3,876円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分をしたものであります。

なお、本件に関しては、あくまでも物損に関する和解であり、相手方のけがについては、現

在も治療中であることから、賠償額の確定には至りませんので、治癒後に和解に向けて協議を行い、和解の協議が調った後に、賠償額の和解議案として提案いたしますので、何とぞご理解をお願いします。

議案第84号 専決処分についてを、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

専決第15号 令和元年度南会津町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

本案は、10月に発生した台風第19号に伴い、避難所等の対応に要した経費や災害現場における土砂撤去等の経費、さらには国の災害査定へ向けた測量設計委託経費等、緊急に対応すべき災害関連経費に係る補正予算を専決処分したものであります。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ、2億円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ136億8,153万5,000円としたものであります。

次に、議案第85号 南会津町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関し、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

制定の趣旨としては、非正規労働者の待遇改善であり、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化であります。

本来、一時的な業務量の増加や職員の休暇など、緊急的な対応として6カ月を超えない期間で雇用することのできる臨時職員制度のあり方が、現状と合わないものとなっていることや、その待遇について明確化するものであります。

会計年度任用職員は、これまでのような6カ月での雇用、年間で11カ月の雇用体系から、年間を通した12カ月の雇用で、再度の更新は可能となります。

時間外手当や期末手当の支給対象となる一方、業務の面では、業務分掌を持つなど責任の明確化も図られます。

条例の内容は、会計年度任用職員の給与の種類、給料及び報酬の額、支給方法、期末手当等について定めること、さらには勤務時間や休暇等について定めるものです。

次に、議案第86号 南会津町表彰条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことから、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、一律に排除する規定等について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査して必要な能力の有無を判断する規定へと適正化し、その他関連する規定との整合性を図るため、南会津町表彰条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第87号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票の記載事項に旧氏を加えられることに伴い、旧氏での印鑑登録、印鑑証明書への旧氏の併記ができることになるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第88号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会による職員の給与等に関する報告・勧告に基づき、職員の給与改定を実施するために、給料表及び勤勉手当について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第89号 南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布されたことに伴い、地方公務員法の一部が改正され、同法の欠格条項から成年被後見人等が削除されることから、この規定を引用する条例について、改正後の規定の内容と整合するよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第90号 南会津町町民体育館条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、南会津町町民体育館を南会津町公の施設の指定管理の指定に関する条例の規定に基づき、教育委員会が指定した法人その他団体に、体育館の管理等を行わせることができる施設として位置づけるための所要の改正を行うものであります。

次に、議案第91号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、児童福祉法の一部が改められたことから、南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について、所要の改正を

行うものであります。

次に、議案第92号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及び関係法令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第93号 令和元年度南会津町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5億6,566万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ142億4,720万4,000円とするものであります。

主な内容であります。歳入予算においては、本年度の事業実施に伴い、追加や新たに交付決定となる、国県支出金等の計上のほか、災害復旧に伴う町債等の計上であり、歳出予算においては、職員の人事異動等による人件費の補正を初め、各種事務事業費の変更、さらには台風第19号災害復旧事業費を計上し、補正するものであります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第1款町税及び第8款自動車取得税交付金は、令和元年10月1日から消費税の引き上げに伴い、自動車取得税が廃止され、環境性能割に制度改正されたことに伴い、新たに予算措置されるものであります。

第12款分担金及び負担金は、10月より幼児教育・保育の無償化がスタートしたことに伴う私立保育料を減額する一方、広域入所受託料等を追加するもので、総体で66万7,000円を減額するものであります。

第13款使用料及び手数料においても、幼児教育・保育の無償化に伴う公立保育所、幼稚園授業料の減額など、総体で468万1,000円を減額するものであります。

第14款国庫支出金は、障害福祉サービス等給付事業負担金等の追加のほか、新たに現年災害復旧事業費負担金を計上するものであり、総体で1億7,851万9,000円を追加するものであります。

第15款県支出金は、参議院議員通常選挙事務委託金等を減額する一方、障害福祉サービス等給付事業負担金、産地パワーアップ事業補助金等の追加のほか、新たに現年災害復旧事業費補助金を計上するもので、総体では2億3,854万7,000円を追加するものであります。

第16款財産収入は、町有建物貸付料を追加するほか、新たに町有地売払収入等を計上し、249万4,000円を追加するものであります。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金について、本年度の実績見込みにより、1,012万5,000円を追加するものであります。

第18款繰入金は、荒海財産区議会議員一般選挙執行経費確定に伴う繰入金で、311万8,000円の減額となります。

第20款諸収入は、多面的機能支払交付金過年度返還金等を追加するものであり、総体では608万6,000円を追加するものであります。

第21款町債は、御蔵入交流館設備改良事業等に関する地方債を減額する一方、現年補助災害復旧事業に地方債を充てることから、総体では1億3,260万円の追加となりました。

続いて、歳出について主なものをご説明申し上げます。

まず、各款にわたる職員の人件費の補正についてその概要を、ご説明いたします。

今回の補正は、職員の人事異動及び人員配置の確定に伴う補正並びに、福島県人事委員会勧告に基づく補正でありまして、これからの款別の歳出補正予算の説明は、この人件費補正分を省略して説明させていただきますので、あらかじめご了承願います。

第1款議会費は、議会議員及び職員の人件費の補正で、131万1,000円を減額するものです。

第2款総務費は、ふるさと納税謝礼用ふるさと産品送付委託料等を追加する一方、振興公社運営費補助金の減額、さらには参議院議員通常選挙、荒海財産区議会議員一般選挙の費用確定に伴う選挙費等を減額するもので、総体で1,871万9,000円を減額するものであります。

第3款民生費は、総体で7,391万9,000円を追加するもので、主な内容としましては、障害福祉サービス費扶助費や介護保険特別会計繰出金、田島保育園・びわのかげ保育所運営委託料等を事業実績見込みにより追加するものであります。

第4款衛生費は、水道事業会計繰出金を減額する一方、合併処理浄化槽設置整備事業補助金を追加するもので、総体では177万円を追加するものであります。

第6款農林水産業費は、多面的機能支払事業補助金、有害鳥獣被害防止対策事業補助金等を減額する一方、産地パワーアップ事業補助金等を追加するもので、総体では1,036万5,000円の追加となりました。

第7款商工費は、合宿誘致促進事業委託料及び南会津魅力発信創出事業補助金等を追加するとともに、高畑スキー場競技用計時装置購入費を計上した結果、総体で1,006万2,000円を追加するものであります。

第8款土木費は、社会資本整備総合交付金事業費の確定見込みにより、道路新設改良費や住宅費を減額する一方、道路維持修繕料を追加するなど、総体では402万2,000円を追加するもの

であります。

第9款消防費は、南会津地方広域消防署に配備される高規格救急車購入事業の確定に伴い負担金を減額するなど、423万3,000円の減額補正となりました。

第10款教育費は、新たに東京オリンピック・パラリンピック参画事業費を計上する一方、御蔵入交流館設備改修工事費等の減額により、総体では4,703万8,000円を減額するものであります。

第11款災害復旧費は、台風第19号による各施設の災害復旧工事請負費を計上し、5億5,800万円の追加補正となりました。

第12款公債費は、町債の利率見直しにより、償還元金は追加計上となる一方、償還利子の減額により、総体では2,171万円の減額補正となりました。

第14款予備費は、歳入との関連で54万2,000円を追加補正するものであります。

なお、既定の地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げます。

次に、議案第94号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ81万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,672万7,000円とするものであります。

主な内容は、歳入歳出とも、人件費に係る減額補正を行うほか、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を、歳出では高額療養費を、それぞれ追加補正するものであります。

次に、議案第95号 令和元年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ207万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,267万3,000円とするものであります。

主な内容は、歳入歳出とも、人件費に係る減額補正を行うほか、前年度決算に伴う繰越金を、追加補正するものであります。

次に、議案第96号 令和元年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ8,198万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,266万4,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、国県支出金及び支払基金交付金等に関し、今年度の交付見込み

により、追加補正を行うものであります。

繰入金は、介護給付費負担金、低所得者保険料軽減分繰入金等を追加補正するものであります。

一方、歳出では、保険給付費について、今年度の給付見込みにより、それぞれサービス費目別に追加補正を行うものであります。

次に、議案第97号 令和元年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ573万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,883万1,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入においては、前年度決算に伴う繰越金を追加し、歳出は、田島農業集落排水施設の施設管理費を追加するものであります。

次に、議案第98号 令和元年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ41万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億349万2,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入では、町債元利償還金繰入金及び公共下水道事業債を減額するものであります。

歳出では、人件費を追加補正する一方、起債償還利子を減額するものであります。

次に、議案第99号 令和元年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入を26万6,000円減額し、収入の予定額を5億9,911万3,000円とし、収益的支出を382万5,000円減額し、支出の予定額を5億6,743万7,000円とするものであります。

その主な内容ですが、収入は、企業債償還金利子補助金を減額するもので、支出は、人件費及び企業債償還金利子を減額する内容となっております。

また、資本的収入については、1,122万円を減額し、収入の予定額を3億1,682万円とするもので、資本的支出についても1,536万2,000円を減額し、支出の予定額を5億1,909万円とするものであります。

その主な内容ですが、収入は、水道事業債の減額のほか、永田橋関連工事補償金を減額する一方、桧沢川災害復旧助成事業関連工事補償金を追加補正するものであります。

支出は、配水設備拡張費及び配水設備改良費を事業確定見込みにより、減額補正するもので

あります。

以上、本定例会に提案いたしました、報告１件、議案16件の説明とさせていただきます。つきましては、よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げまして説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 これで、提案理由の説明を終わります。



◎議員提出議案第１号の上程、説明

○室井嘉吉議長 日程第６、議員提出議案第１号を上程します。

提出者の趣旨説明を求めます。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、議員提出議案第１号の説明をいたします。

南会津町議会議長、室井嘉吉様。

提出者、南会津町議会議員、楠正次、賛成者、湯田哲議員、同じく渡部訓正議員、同じく大桃英樹議員、同じく丸山陽子議員であります。

新たな過疎対策の制定に関する意見書の提出について、南会津町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により、下記のとおり提出いたします。

提案理由。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、４次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる本町では多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃と鳥獣被害、新潟福島豪雨や関東東北豪雨、台風19号による災害など、度重なる被災により、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとであり、都市に対する食糧・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化防止などに大きく貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過

疎地域の住民によって支えられてきたものであります。国全体に対して過疎地域が果たしてきた役割は大きく、今後も担わなければなりません。

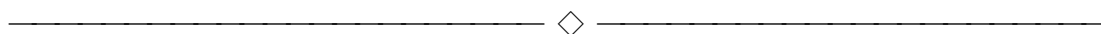
過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市を含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和３年３月末をもって失効することになりますが、引き続き、過疎地域に対して総合的な支援を充実・強化し、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法の制定を強く求める意見書を提出するものであります。

提出先は内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・農林水産大臣・国土交通大臣であります。

意見書は別紙のとおりであります。慎重審議の上、ご賛同賜りご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○室井嘉吉議長 以上で、議員提出議案の説明は終わりました。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了をしました。

本日はこれで散会します。

次の本会議は、12月11日午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時17分

令和元年第4回南会津町議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和元年12月11日（水曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

15番 楠 正次 議員
9番 大 桃 英 樹 議員
13番 菅 家 幸 弘 議員
3番 川 島 進 議員
1番 五十嵐 芳 道 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道 議員	2番	馬 場 浩 議員
3番	川 島 進 議員	4番	湯 田 芳 博 議員
5番	室 井 英 雄 議員	6番	渡 部 訓 正 議員
7番	丸 山 陽 子 議員	8番	湯 田 良 一 議員
9番	大 桃 英 樹 議員	10番	湯 田 哲 議員
11番	高 野 精 一 議員	12番	山 内 政 議員
13番	菅 家 幸 弘 議員	14番	星 光 久 議員
15番	楠 正次 議員	16番	室 井 嘉 吉 議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大 宅 宗 吉 町 長	渡 部 正 義 副 町 長
星 英 雄 教 育 長	渡 部 浩 治 総 務 課 長

小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津弘典	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 どうも皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

————— ◇ —————

◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡潔明瞭に願います。

————— ◇ —————

◇ 楠 正 次 議員

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君の登壇を許します。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 改めまして、おはようございます。

議席番号15番、登壇順1番、楠正次、これより、通告に従い、順次一般質問を始めます。

1点目ではありますが、田代山崩落対策についてであります。

本年10月12日から13日にかけて通過した台風19号の影響で、昨年引き続き田代山の細木沢上部が崩落いたしました。さきの議員懇談会で出された資料には3万7,000立方メートルの土

砂が崩落したとの記載がありました。昨年は台風通過後、河川の水が引いてから何日もシルト質、粘土状のものです、土砂が流出し、河床が1.5メートル上がったと。ことしは増水時に大量の土砂、土石が流木等も一緒でありますけれども、流出し、木賊温泉の岩風呂、建屋2棟が全て流出しました。2カ月近い時が過ぎてなお白濁の水が、西根川から舘岩川本流及び伊南川流域に流れ続けていました。被災後、早々に町長は現場に赴き、現場の視察をされ、その後、国・県等への報告、要望活動を行ったと聞きました。

改めて、①これまでの町としての対応と、そのことに対する国・県などの考え方及び見通しを伺います。②山頂部の湿原は貴重な地層と高山植物の宝庫と言われます。山頂部分の崩落、流出を流域住民は心配しているわけではありますが、崩落が山頂部に拡大する危険性はありませんか。

③昨年は灰黒色の水が何カ月か流れ続けました。まさに、火山灰かなと思える状況でありましたが、本年は先ほども申し上げましたが、白濁の水が流出し続け、伊南川流域まで河床の色が変わっております。アユなど貴重な観光資源でありましたが、この魚類生態系に対する影響はないのか、伺いたいと思います。

2点目ではありますが、国土強靱化計画についてであります。この計画は東日本大震災で多くの人命が失われ、長期にわたり不自由な生活を強いられたことから、強くしなやかな国民生活の実現のためにと平成25年12月11日、国土強靱化法が施行され、本日12月11日でありますから、ちょうど6年がたちました。国では国土強靱化計画の策定を求めており、都道府県では全てが計画策定済みと新聞報道がありました。

①国の示した強くしなやかな国民生活の実現を町はどのように認識され取り組む考えですか。②国土強靱化地域計画策定の取り組み状況を伺います。どの程度の進捗かということでもあります。③10月12、13日に上陸通過した台風19号の被災は小規模災害が非常に多く、町内全域では550カ所以上の小災害箇所数が示されました。里山の多くに針葉樹が植林され、50年生、60年生といった伐期時期を迎えた針葉樹が多くあるように見受けられます。森林の持つ保水機能が低下しているのではないかという懸念のもとに町の認識を伺いたいと思います。

3点目ではありますが、児童・生徒のソーシャルネットワーキングサービス、SNSのことでありますが、被害対策についてであります。

2018年度、18歳未満のSNS被害総数は1,811人と警察庁の発表があります。最近では、小学6年生の女子児童が隣県の小山市の35歳男性に誘拐されたと報道があり、衝撃を受けましたが、子供のネット関連被害は急増しておりまして、本県でもございます。児童・生徒のネット

関連の被害数も去年は26件だったのに対し、本年は10月末時点で32件とふえております。児童や生徒がみずからの意思で多様なサイトに書き込みをしたり、閲覧をしたりと、現実の嫌なことやつまらないことといったことから逃げようとする、その書き込みを見て待ち構えている犯罪者がいるように思えます。こういった危険性を先生、保護者、児童・生徒が共有し認識する必要があると思います。この感じ方に若干のずれが親子間とかというものにあるのかなという気がしまして質問します。

①小学5年生から中学3年生までの児童・生徒のスマホ、パソコン、タブレットなどの所持率と使用形態、自分の部屋で利用できるのか、それとも居間等で家族の前でするのかというような利用できる環境の把握をされているかどうか。②青少年インターネット環境整備法が施行と記載しましたが、改正施行でありまして、この法はできて数年たつわけではありますが、スマホなどのフィルタリング利用率が低いために、子どもたちの安全のために利用促進を図り、18歳未満の児童・生徒などの被害防止の観点から改正されました。このフィルタリングサービスを行うだけで子どもたちを守れるのかが懸念されますので、考え方を伺いたいと思います。

③には、ちょっと事情が違いますが、こういうものに依存してしまうと、長時間ディスプレイを至近距離で見続けることによって、視力低下が指摘されております。至近距離でのディスプレイ注視は仮性近視になる危険性があると聞きます。認識と改善策に対する考えを伺います。

4点目は観光誘客とトイレであります。

観光交流事業、誘客には、食であったり、景色であったり、イベント、自然などの多種多様な要素があると考えております。おいでくださいと宣伝し、いらっしやいませと誘客するために重要なものはトイレ、これは重要だというふうに私は考えます。本町の西部地域に四季を通じて24時間対応のトイレはきらら289の駐車場と道の駅番屋の駐車場にある独立のトイレがあります。この間は約30キロメートルであります。そこで伺います。

①伊南地域内川のバス待合所周辺に設置できれば、バス利用の方にも、尾瀬方面及び伊南の観光レジャーのお客様にも喜んでいただけ、交流人口増につながると考えますが、設置の考えはありませんか。②館岩地域の観光情報センターのトイレは団体客にも対応した数が多くあるトイレですが、四季を通じ観光客にも必要が多いというふうに昨年申し上げましたが、現在のトイレ入り口を内側から施錠し、そして外にドアをつける。このことで24時間、オールシーズン対応のトイレができるというふうに考えております。ここに対する考え方を改めて伺います。

以上で、演壇よりの質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

15番、楠正次議員のご質問にお答えいたします。

初めに、田代山崩落対策に関する1点目であります。

細木沢上部の崩落後の町の対応及び今後の対策はとのおただしであります。田代山崩落箇所は全て国有林となっておりまして、治山のための対策については林野庁の所管となっております。また、下流域の西根川は一級河川のため、福島県で対策及び維持管理を進めているところであります。町といたしまして、昨年の台風24号でも国・県関係機関に対策のための要望活動を行っておりますが、今回の台風19号ではさらに被害が拡大しているため、11月14日には環境省、農水省、地元選出国會議員に、そして11月28日には、直接対策を担当する部署である林野庁関東森林管理局に早急な治山砂防施設の整備についての要望を行ってまいりました。また、今後の対策につきましても被害規模が大きいことから、環境省、農水省のほか国土交通省、福島県の各関係機関に要望を行っていききたいと、このように考えております。

なお、この現状はそれぞれの所管の中で、環境省それから林野庁のほうもよく把握はされていると思いますが、なかなか現場の詳細な調査にまだ至っていないということは事実であります。そうした中にありまして、特に林野庁でありますけれども、プロジェクトチームを立ち上げてそしてこれの対応を考えていくと、そのような長官のお話がありました。それでもまだまだ現場に行き届いていないというような現状もございますので、町としても今後も引き続き町の情報、それからいろいろな各関係機関からいただく情報も踏まえた中で、町としても具体的な活動も考えていききたいと思っております。

次に、2点目であります。山頂湿原崩落の危険性に対する認識はとのおただしであります。10月28日にヘリコプターによる林野庁関東森林管理局の台風19号国有林被害調査に町職員が同乗し、上空から田代山湿原の状況を確認させていただきましたが、山頂湿原の土地の形状等に変化は見られませんでしたという報告を受けております。

なお、また私も11月5日でありますけれども、阿賀川河川事務所、所長さん、職員、そして東北整備局のヘリで上空からこのエリアを、阿賀川流域、それから伊南川流域とあわせて上から見せてもらいました。これは田代山から崩落したばかりの土砂ではないかもしれませんが、あちこちで崩落している現場を確認することができましたし、阿賀川の河川敷の中にもあらゆるところといたしますか、もう全体的に土砂が堆積している様子がうかがわれましたし、伊南川もそうです。そして、現実には伊南川、阿賀川、川の様子が全く変わっています。ですか

ら、そういう意味では、私たちが田代を今注目しているわけでありますけれども、全体的にそのような現象が起こっている。そのようにも考えているところでございます。

特に、田代の湿原まではまだ崩落が及んでおりませんが、田代の山腹、私の目測でありますので、何しろ広大な中での目測なんで、違うかもしれませんけれども、あと100メートルぐらいで田代湿原に崩落が行くのではないかなと、そのようにも確認してまいりました。そして規模が、先ほども議員おっしゃいましたが、これは山口森林管理署の支所でありますけれども、この試算ですと、今回の崩落で約3万7,000立米が崩落したのではないかとと言われておりますけれども、実際に新しく崩落した部分かそうであって、途中の段階がどのぐらい崩落したか、わかっていません。ですから、それ以上の崩落があったのかもしれませんが、いずれにしても、かなり崩落が続いています。拡大しています。そのようなことも現状もしっかり報告を写真等も添付しまして、報告をさせていただきました。

今後の対応、それらに対してもしっかりと対応していただくよう、そして今の木賊温泉、それから湯ノ又川等の対応等も含め、そしてその下流館岩川、伊南川、これらも含めてのいろいろな影響がございますので、その辺も含めた中で報告もさせていただきましたし、それらに対する対応も今後とも町としてもしっかりと対応をお願いしていくつもりでございます。

ということで、次に、田代山崩落対策に関する3点目ではありますが、伊南川のアユ等生態系に対する対策はとのおただしであります。今ほど申し上げましたように、伊南川にも大きな影響が及んでいるのかなとそのようにも感じています。田代山の山腹崩落後に多量の土砂が伊南川に流れ出しておりまして、2カ月が経過した現在でも、伊南川の濁りがおさまっておりません。

南会津西部非出資漁業組合では、来年度に向け、福島県内面水産試験場に伊南川の生態系の調査を依頼する予定であります。放流するアユやヤマメにどのような影響があるのかを調査し、今後の放流計画に役立てていきたいということでもあります。町といたしましても清流伊南川を取り戻すため、引き続き国・県の関係機関へ働きかけを行ってまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、国土強靱化に関する計画についての1点目であります。

強くしなやかな国民生活の実現に対する町の認識と考えはとのおただしであります。町といたしまして、強くしなやかな国民生活の実現とは、いかなる大規模な自然災害等が発生しても、致命的な被害を負わない強さと速やかに復旧・復興できるしなやかさ、これを備えた強靱な地域社会を構築することによって、地域住民が安全・安心に生活できることであると、その

ように認識しております。

今般の台風19号による大雨災害などの大規模自然災害に対する防災・減災の取り組みを進め、地域住民がより安全・安心を感じることができるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、地域計画策定に対する取り組み状況はとのおたかしであります。国では、地域の防災・減災対策を加速させるため、地域計画に明記された事業に補助金や交付金を優先的に配分する方式を導入し、地方自治体に地域計画の策定を促しております。

一方、福島県内の市町村における地域計画の策定状況であります。まだ完成している自治体はないと、そのように聞いております。本町では現在、担当課において情報収集を行うなど、計画策定に向けた準備を進めている段階にあり、今後、関係各課が連携し、本町に合った防災対策・減災対策に資する地域計画の策定を進めてまいります。

先ほど申し述べたとおりでございますけれども、非常にこれからの、今後の私たちのこの地域の安全・安心に対する、防災に対する非常に重要な計画でございますので、町としても現状を踏まえた中で、皆さん方とも意見を調整しながら町としての考えをしっかりと示して、そして策定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。

台風19号の被災状況を鑑み、森林の持つ保水機能に対する認識と考えはとのおたかしであります。森林の土壌には雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことで、保水機能、洪水緩和機能があると言われております。これは森林内の下層植生や樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ、浸透、保水能力の高い森林土壌を有することにより発揮できるものであります。本町においても保水機能の高い森林を維持するため、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根幹を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地化には、植栽や天然更新によって、植生回復を図ることとしております。

さきの台風19号では、記録的な大雨が降り、本町でも河川を初め道路や農地、農業用施設等に被災がありました。近年森林の保水能力、保水機能を上回る雨量の発生頻度がふえていると言われております。このような中、森林の持つ保水機能の強化はますます重要になっていると、そのようにも認識しております。今後も国・県と連携し、森林の保育、間伐等の森林整備を推進し、保水機能維持向上に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

これは、去年、ことしの豪雨災害もそうでございますけれども、平成23年の新潟・福島豪雨災

害のときも実感したのは、長期間植林がされて手入れがなかなか行き届かない。そして非常に大きくなった、大巨木になった杉林等なんかでもそのような状況が見られました。ですから、どうしたら保水能力、防災力のある森林を維持できるか、確保できるか、管理できるか。これが問われているのが現在だと思います。木材の使用用途もございますけれども、その辺のことも含めて、安全対策面からも、それから木材の利用面からも含めて、町としてそれらの対策を今後進めてまいりたいと考えております。

次に、観光誘客とトイレ設置に関する１点目であります。

伊南地域に公衆トイレ設置の考えはとのおただしであります。現在、伊南地域には、古町農村公園と林業総合センターに小規模な公衆トイレがそれぞれございます。また、平成28年度に策定した旧伊南小学校跡地利用基本構想の中で公衆トイレ整備も位置づけておりまして、今後事業実施に向けてそのあり方や規模について具体的に検討していきたいと、そのように考えております。

次に、２点目、館岩観光情報センタートイレの24時間対応に対する考えはとのおただしであります。現在館岩地域には24時間対応のトイレは道の駅番屋に１カ所となっております。24時間使用できるトイレが複数箇所にあえることは館岩地域ばかりでなく、南会津地域への来訪者に対するおもてなしの一環として重要であると、そのように認識しております。今後、改修に必要な経費や維持管理に必要な経費も含め、総合的に判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それでは、私からは、児童・生徒のSNS被害対策についてお答えいたします。

初めに、小学５年生から中学３年生までのスマホやパソコン、タブレットの所持率及び使用形態の把握状況はとのおただしであります。最新の所持率の情報としましては、小学校５年、６年生の所持率が50%、中学生の所持率が81%といった状況にあります。

使用形態につきましては、所持の有無にかかわらず、小・中学生とも最も多い利用がゲームで小学生が37%、中学生が38%といった状況にあります。メールやライン等を最も多く利用するといった児童・生徒は小学生が12%、中学生が24%といった状況にあります。所持率等から考えますと、自分の自室での利用等も多くなっているかなというように考えます。

なお、使用頻度につきまして申し上げますと、まず平日においては小学生では1日1時間以内の利用が37%と最も多く、次いで1時間から2時間の利用が27%となっております。中学生では1日1時間から2時間の利用が30%で最も多く、次いで1時間以内の利用が22%となっております。

休日におきましては、小学生では1日1時間以内の利用が23%で最も多く、次いで1時間から2時間の利用が21%となっており、平日の利用状況と同様の傾向となっております。中学生の休日の利用状況においては、1日2時間から3時間の利用が23%で最も多く、次いで1時間から2時間の利用が14%となっており、平日より多い傾向となっております。

次に、2点目、青少年インターネット環境整備法が施行されたが、販売店などの義務だけでは子どもたちを守ることは困難と思うが、町の考えはとのおただしであります。議員おただしのとおり、法で義務づけられ、販売店において行うことになった契約者または使用者が青少年かどうかの確認を行い、相手が青少年であれば本人や保護者に対してフィルタリングの説明及びフィルタリングの有効措置を講ずることは、子どもたちを守ることにある程度有効であるものの、根本的な解決策にはなっていないものと考えております。

そこで、各学校には保護者と連携した取り組みや講師を招いての情報モラル教室等の開催など、各校の実態に応じた取り組みをお願いしているところであります。また、各学校のPTA会長と話し合いなどを行い、情報機器の利用について親と子のルールづくり等がしっかりとできる家庭環境づくりをお願いしているところであります。

次に、3点目、至近距離でのディスプレイ注視は仮性近視になる危険性があると聞くが、認識及び改善策はとのおただしであります。仮性近視や近視の原因につきましては、ディスプレイに限らず、本、テレビ等の長時間にわたり至近距離で見続けることもその一因と認識しております。改善策としましては、やはり家庭との連携が大切と考えますので、保健だより等を通して保護者へ注意を呼びかけるとともに、学校では保健指導や授業の姿勢指導など、注意を呼びかけるなど、今後も継続して指導できるよう働きかけてまいりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、1点目から順次再質問させていただきます。

先ほど、国有林、治山は林野庁、下流は県ということで、今回の災害からの復旧についても深江橋から下流域については県のほうで流木の撤去等々行ったと、そして木賊温泉の中には今

回5メートルもの堆砂があったわけですが、そこも土木事務所のほうで撤去というか、左右に押し上げたという状況が見られました。

先日、私も木賊地区の区長さんたちと森林管理署のほうに伺わせていただきました。そのときに流木どめの設置の計画は今持っているという話しでありましたけれども、それはどのぐらいの時期にできるのか、詳細情報があれば伺いたいと思います。

というのは、今回建屋の平成29年に木賊温泉は新築して水とかでは流れないようにいい材料を使ったということですが、やはり流木等々が流れることによって、耐え切れず、屋根まで全てがなくなってしまったということなので、流木どめは結構、今までも水と砂だけだったら、建屋は残って砂をかきだしてという、去年のこともそうなんですけれども、ということなので、流木どめはすごく効果的なんだろうというふうに思いますけれども、これから設置に向けての詳細情報があれば伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答えいたします。

流木どめの計画につきましては、南会津建設事務所のほうで今年度予算をとっていただきまして、調査、それから流木どめの設置箇所に至るまでの仮設道路の用地の立ち会い等を終了したというふうに聞いております。

今後の予定といたしましては、仮設道路の用地関係、そして詳細の設計がまとまれば発注というふうに聞いておりますので、早ければ令和2年度には発注できるかなというふうに考えております。予算の都合もあるかと思いますが、用地の問題が絡みますので、確定ではないということをお伝えして、お答えさせていただきます。よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 わかりました。

それでは、2つ目の山頂部の崩落については町長もヘリの中からごらんになった。また、職員も見たということでもありますけれども、先ほど町長答弁の中にもあと100メートル程度で頂上に届く。ただ、私も森林管理署で28日に確認したときには、山自体は細木沢が崩れて露出した部分あの岩がずっと山頂まで続いているので、恐らく山頂湿原がすぐに細木沢の上部が崩落したとしても、湿原が崩落するということはないというふうに受け取ったわけですが、そのような認識でよろしいのでしょうか。改めて確認したいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私、先ほど、自分が見た感じのとおりを報告させていただきましたけれども、かなり去年と違ひまして、また新しく崩落した部分、かなり上へあがっているんです。確かに、再生しているところもあるんです。あるんですけれども、その再生した上部と同じぐらいのところまで上がっているということは、まだまだそこから、そのところは去年は私の記憶ですと、写真ですけれども、去年の場合は写真ですけれども、まだ木があったような気がするんです。ですけれども、まだまだ大きな木があつて、風とか雨とかで揺らいたときに、まだまだ崩落する状況が、それが頂上まで続いているということ、ですから、雨の量とか、そのときの風の強さとか影響するかもしれませんが、私の実感としては、見た感じとしては、その量によっては湿原のところまで行く可能性はあるんじゃないかなと。いずれ、安定勾配になっていないと、もうかなり急斜面に崩落の現場があるということでそのように感じました。

これはわかりませんが、ただ想像ですけれども、そういうことで、私としては、林野庁のほうも、環境省のほうにもこのまま本当に食いとめることができなければ、田代湿原まで及びますと。田代湿原がなくなってしまうというような言葉で要望はしてまいりました。ですから、そういう実感としては、感覚的なものは、私の言葉でかなり危機が迫っているというようなことは感じられておると、そのように感じました。そういうような中で、林野庁の長官もプロジェクトをつくってそしてこの対策を進めていきたいと、そのような話もされましたし、ですから、具体的にもう既に入っているのかなと、そのようにも実感はしてまいりました。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 ③番の生態系に対してであります、アユが不漁であつたということでありました。非出資漁協、西部の漁協の決算の状況は情報としてお持ちでしょうか、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 伊南総合支所長。

○星 正信伊南総合支所長 お答えいたします。

ただいま持ち合わせております資料が平成30年度の事業報告書でございますけれども、まず漁協の全体の事業費ということではなく、漁協の放流に関わる事業費ということでご理解いただきたいと思います。総事業費といたしまして1,604万3,000円というまず事業費でございます。

このうち、町の補助金といたしまして、交付しておりますのが270万円、事業主体であります南会西部非出資漁業協同組合の負担額が1,334万3,000円というふうなことでございまして、中身といたしましては、アユ、それからイワナ、ヤマメの購入に関わる経費ということでございますので、ご理解ねがいます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今年度もほぼアユに関しては決算済みということで、370万円ほどの赤字ということが言われましたので、これはかなり深刻な状況なんだろうというふうに思いますので、今後の対策等にもぜひ力をいただきたいというふうに思います。

大きな2点目の国土強靱化について、再質問させていただきますが、この部分、先ほど町長、福島新潟豪雨災害の話もされましたが、大震災から、関東東北豪雨、熊本豪雨、いろいろなところ、北海道の地震とかありまして、天災は忘れたころにやってくると言われていた言葉が今は毎年のように災害はあるというふうに認識をする必要があるんだろうというふうに思います。

それでこの災害、これは各日本地域にも、いろいろな場所でいろいろな災害がこれまであった。そういうことを記録し、そういうものを更新できるマニュアル化をする。そういうことで人命を守る、ということにつながるんだろうというふうに考えますが、そこに対する考えはありますか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうからお答えを申し上げます。

豪雨災害発生するときに、どのぐらいの雨量が降ったときに川があふれるのか、低地浸水が起こるのかというのはおおよそ想定がこれまでのデータの中でついておりますので、気象データ、そういったものをしっかり積み重ねておいて、そして住民の方、それから消防のほうから寄せられる各地域での越水情報だったり、沢の流出の情報だったり、そういったものを雨量データと突合できるような形で整理をして、来る、次来るであろう水害のときにも備えておくというのが非常に重要な対策になるのだろうというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、先ほど本町ではまだ地域計画の策定は途中であるということでありました。

福島県内ではできていないということではありますが、11月20日にこのデータ書きかえになりました、国のデータが。北海道、東北だけ、申し上げますと、北海道で17市町村、東北地方では青森が10市町村、秋田県が2市町村、岩手県が1市で福島、山形の市町村はゼロということでもありますから、ぜひ早急に取り組むべき、促進すべきということで細かなマニュアルとかも示されておるようでもありますから、進めてほしいというふうに思います。

それで、その進める中で公共施設の撤去とこれも命の危険が及ぶ場所にあるところ、そうい

うようなところにある、また老朽化していて通学路であったりとか、そういうようなところが果たしてこういう除却等々にはこの計画に、計画の概要を見ると、国土交通省、農林水産省とかいろいろな省庁での計画があるので、そういうのももしかしたらできるのかなというような思いがあるんですけども、それはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 国土強靱化計画策定の情報収集の段階だということで答弁申し上げましたが、そこから先の実際に被害を防除するための危険な公共施設の部分については、その場合はまだできておりません。必要に応じてそれは対策を講ずる必要があるものというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 わかりました。

それでは、3点目の人工造林された針葉樹林、これが今回の被災箇所をずっと見たときに、里山に多く杉林、町長のいらっしゃる白沢なんかもすごく近くに杉が植林されております。また、近くに行ってみないと、何年生なのかということとはわかりませんが、この果たして明治、大正、昭和の時代に乱伐をしてはげ山になった山に、昭和になって戦後植林を進めたというのがほぼ針葉樹林ということであります。そして、それらが持つ能力、40年生ぐらいまでは自分も育とうということで針葉樹というのは保水能力が悪いわけではなくて、蒸散能力が高いと、葉っぱの面積が多いために、蒸散するものが多い。40年生ぐらいまではしっかりと水も蓄えておくんだということが示されていますけれども、今町内の国有林はわからないと思いますが、民有林で50年生、60年生、70年生といった伐期と思われます針葉樹はどのぐらい、実際にあるのかどうか。あとは、それぞれの面積がもしわかれば、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

50年生、60年生、70年生の国有林を除いた町全体の針葉樹林の面積でございますが、50年生以上については約3,866ヘクタール、60年から70年生までにつきましては1,436ヘクタール、70年生以上につきましては701ヘクタールとなっております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 6,000ヘクタールぐらい針葉樹林があると。それは伐期を迎えた、生きているけれども、余り保水機能はなくなると、この針葉樹林を広葉樹林化しようということが今進めている自治体があります。それは、日本は自然に広葉樹林ができると、ところが

針葉樹林が間伐もされない、日も差し込まないという状況になって、結局もう下草は何も生えないというような状況になっていると。それで先日、ラジオで、東京大学の大学院の森林学の教授がそういう山を本来であればそれは用材として、製品となるべき国の施策だったけれども、木材の輸入の自由化によって、商品として回らなくなったと。だけれども国土を守る観点からは間に日が入るような切り置き間伐、こういうものを国で進めるべきだというような話もありましたので、情報として提供しますので、それらもぜひ検討していったほしいというふうに思います。

それから、SNS対策について、被害対策についてに移りますが、所持率は小学校5、6年生で50%、中学生では81%ということでありました。この全体の中で話させていただきますけれども、フィルタリングをする、これは販売者であったり、この携帯端末をつくる人たちはフィルタリングをすぐにできるような機能をつけなさい、販売店は18歳未満の子供たちにはこれが義務ですと、フィルタリングが義務ですということを説明してフィルタリングをしなくてはならないというふうになっております。

ところが、これが保護者同伴で親子関係がきちんと確認できるものを持って、携帯ショップとかに行って、使い勝手が悪いからフィルタリングは外してくださいと言うと、最初は販売するときにはこれが義務なんですけれども、外すことが行っていますということなんです。外した携帯というのは、いろいろなところにつながっておもしろいわけです。そういうことをしっかりと守ってフィルタリングをしたことでは、使い勝手、楽しみ方に違いが出てくる。そうすると、どっちが多いかによって、仲間外れ的なことが起こったりとかいうがあるので、小・中学生とかはしっかりとフィルタリングの必要性、これを親子も先生も認識をした上で、外さない、こういう人たちが多くなればいいわけなんですけれども、逆になってしまうと、外さないでいる子に変な感じに見られてしまうということもあるので、ぜひそこをまず。

これが、教師と親子とのずれがあると一番最初に申し上げたのが、実は警察署のほうで、教育長はご存じだと思うんですけども、学校の校長先生、生徒指導主事とか、南会津郡内の人たちが集まって、そこに目黒朋子先生という、教育科学研究所の方が講師として話されました。そこで、今スマホ、パソコン等使っている人と、そこに60人ぐらいいたんです。そうしたら、私も手を挙げました。ほぼ100%でした。そしてそこに、8桁以上で英数文字のパスワードとかを所持している人と言ったらこれもほぼ100%でした。ところがそこに家族の生年月日、イニシャル等々使っていないで、きちんと1週間、2週間ごとに更新をする。そこまでしなくても、英数文字の中にそういうものが入っていない人と言ったら5人だけでした。5人の人がき

ちんとしたインターネット環境の中で、現在の中で犯罪に遭わないで使える人ということだったので、この辺がすごく、私も手をおろしまして、だめなほうの55人ぐらいのほうに入ってしまったけれども、こういうことも必要性をしっかりと認識していくべきなんだろうというふうに思います。

それから、時間の都合で、視力の低下についてに移らせていただきますが、本を読んだりとかでも仮性近視の一因ということを先ほど教育長から聞きましたけれども、あのディスプレイはブルーライト、これが目に非常に悪影響を与えるというふうに言われております。低年齢化で視力の低下がすごく進んでいると。南会津地方には常駐の眼科医がいなかったために、この適切な処置というか、そういうことがなかなか難しい。視力の検査は学校で行って、A B C Dで判定をして、Dは0.3未満だと思いますけれども、その方に必要性、医者に行って診察、治療を受けてください。眼鏡使用が必要なら眼鏡使用ということになるんだと、そういうことを報告するんだと思いますけれども、その後保護者のほうから行ってきました、どういう結果でしたというようなことは報告いただくようになっているんでしょうか。伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

内科健診の結果というようなことでよろしいかと思えますけれども、その部分については診断した結果を保護者のほうに伝えて、その部分については診察を受けたかどうかというものは報告していただくようになっているところでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 報告をしていただいた。そうすると、近視でしたとか、眼鏡使用というような判断がなされるだろうというふうに思うんですけれども、私もこの学校の中学校1、2、3年生の視力の経年変化について、ちょっと調べてみました。南会津の中学校であります。これが今の1年生ですと、5年生のときから、5年生のときに1.0以上、A判定だった子供は58%、それが中学1年の検査では43%、わずかですけれども、減りました。今の2年生、6年生のときにA判定50%だったのが、2年時には20%に、30%低下した、ところが中学1年次61%だった今の3年生は46%に、これも25%ほど減っておりますけれども、この減り方、それぞれの学年によって違うんだろうというところがわかりました。

B、C、Dの部分は0.3未満なので、診察を受けたり眼鏡使用とか、そういうことが必要なところは先ほどの5年生で14%だったのが中学2年次は29%、約2倍になっています。今の2年生、6年生のときにD判定は10%でした。ところが2年生は40%と4倍になっています。3

年生は8%だったんです、中学1年のときに入学時の検査で。ところが今54%と7倍弱と。こういうふうに変化をする。その時間、結構先ほどの使用時間というのはもしかしたらもっとやっている可能性もあったり、続けている可能性もあったり、少ない申告なのかなというふうに思います。受験後の検査などはしていないと。これは高校に行けばわかるんだと思いますけれども、その辺もデータ化して、私これは1校だけの分でありましてけれども、聞き取りをして数値出していただいたのを、人数で言うと、どこの学校かわかるといけないと思ってパーセントで示しましたけれども、こういうのを各学校で情報分析されているのかどうか、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 答えいたします。

現時点においては、そういった分析はしておりません。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 これは、非常に重要だと思います。ぜひ、学校の先生がA B C Dの、眼科の先生がきちんとした検査をするということではなくて、A B C Dのあるランクづけをして、その経年変化、それが大事だというのは、ある先生のお子様がD判定になったと。それからソフトボールをするようになって、2年後に眼鏡使用がなくなったということなので、遠くを見ること、網膜帯筋という筋肉、調節する、聞いたことあると思いますけれども、厚くしたり、薄くしたりして、遠くにしたり、近くにしたりしてピントを合わせる、その網膜帯筋が調整できなくなった。これが仮性近視だそうで、遠くを見る機会が今非常に少なくなっているそうです。

最近、子供たちが外で遊ぶ様子とかは余り見ないので、うちの中にいると我が孫なんかも本当にスマホを見たり、タブレットを見たりということが多いので、そういうことが原因であるとすれば、それは直せるので、学校保健委員会の委員長の方のコラムに、人生は目から得る情報が8割で人生を生きるということなので、大切に改善できるものは改善すべきということで、この前テレビで昼食を外で食べるようにします。2時間外に出る時間があると、調整機能がうまく働くようになる。外にいれば当然遠くを見る機会が、外でゲームやっていたんではだめですから、そういうことがあるんだということなので、ぜひそういうことも取り組んでいただきたいというふうにと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうから答えたいと思います。

先ほど、数字を聞いて、本当に随分子供たちの視力が低下をするんだなということで改めて認識した次第です。その原因につきましては、答弁の中で申し上げましたけれども、パソコンだけではなくて、本とか、そういう書物類を長時間見ることもやはりそれにつながっている。先ほど議員のほうからも外で遊ばなくなって、遠くを見なくなったんだということも私感じていました。

ディスプレイに限らず、子供の生活自体がそういう遠くを見る機会が失われて、近場のものだけを見るような生活形態が多くなっているのかなと。それは学校だけではなくて、家庭でも同じかなと、ですので、学校だけでこういう調査をしていくんじゃなくて、家庭のほうでも何らかの原因があるんじゃないかということを考えていただいて、家庭で対策とれることは家庭のほうで、学校で対策とることは学校のほうでということをやっていきたいというふうに思っています。

ただ、現代の流れが何でもパソコンを使って学習しましょうというふうな流れにもなっています。1人1台ずつ持たせましょう。ですからますますそういう機会を逆に大人が奪っていく。子供自身が遊ばないんじゃないかと、そういう遊ぶ機会を大人たちが奪っていくということも考えられますので、このことについては、学校、家庭、そして社会全体でしっかりと考えていく必要があるかなというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 そのとおりでありまして、それは親子間で話し合いをしたり、学校でこういう悪影響があるんだけれども、こういうふうに改善できるんだというようなこと、お金かからないのでできる話でありますから、すごく大切だなと、体づくりにも外に出ればどうしても体を動かすということになりますから、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

最後にトイレのことに移りますけれども、西部地域は以前より商店の減少等々がございまして、以前はスタンドとか、そういうところが早い時間から遅くまで営業していて、トイレを利用できたりとかがあったんですけれども、非常に少なくなって、24時間営業のコンビニ等もございません。

ですから、おもてなしというのはトイレ、これはきのう、私、毎朝7時ぐらいに犬の散歩をするわけでありますけれども、きのうも観光情報センターのところに4トン車がとまっています、ちょうど情報センターを一周して出てきたところだったので、どうされましたかと聞いたら、大きいほうがしたいんだという話をされて、近くだからうち使いますかと言ったら、先に行って使えるところを知っているからということで、そのまま向かわれましたけれども、あ

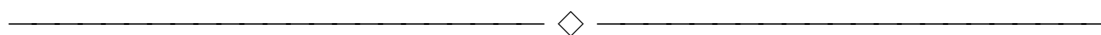
と、その日の夕方、今度そこの働いている人にこういうことがあったという話をしたり、今でもこらえ切れず、裏側で大きいほうをしてしまう人がいて、私たち片づけているということがあったので、そこを外からドアをつけるだけで、トイレの暖房とかそういうようなことは全くなく、内側は物販品がいっぱい陳列されていますから、そこには入れないように施錠するなり、シャッターをつけるなりということであれば、そうお金をかけないでも、お客様に、きのうの人は観光ではなかったですけども、喜んでいただけるんだろうと思うので、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 トイレの数もこれから来訪者迎えたときに、そのような状況にあるのかなと、現実もそのような状況ありますから、そうした中で改装なり、改修なり、あるいは管理体制整えた中で、そしてどのようなことができるのか、これもあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○15番 楠 正次議員 若干おくれまして、申しわけありません。終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、15番、楠正次君の一般質問を終わります。



◇ 大 桃 英 樹 議員

○室井嘉吉議長 次に、9番、大桃英樹君の登壇を許します。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 それでは、議席番号9番、大桃英樹、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私が質問するのは、大きく2点でございます。1つ目は地域の人口減少と地域の活性化は、2つ目はヘルスツーリズムで豊かな自然資源を観光資源にというようなタイトルから質問させていただきます。

まず1点目、地域の人口減少と地域の活性化はということで、去る11月、日本弁護士連合会では、平成の大合併で合併した人口がおおむね4,000人未満の旧町村の地域は、合併に加わらず存続を選択した近隣の小規模町村に比べ、人口減が加速傾向にあるとの調査結果を示しました。つまり合併したところが人口減少が加速しているということ、合併しなかったところよりも進んでいるということです。この調査の中では具体的に当町が例に挙げられておりました。

伊南地域と檜枝岐村、そして南郷地域と昭和村の人口減少率の比較が行われておりまして、伊南地域、南郷地域のそれぞれの人口減少率が檜枝岐村、昭和村より高い、そのように明らかになっておりました。人口減少は地域の活性化、未来にとって大きな問題であることから、以下について伺います。

1つ目、町はこの調査結果を把握しているか、②また、この結果をどのように分析しているか、③この調査の分析方法を用いた場合、ここでは出ていない田島地域の人口減少率、町全体の人口減少率はどのようになっているか。そして④番目です。人口減少は地域活性の大きな課題になると思いますが、地域の活性策は。

大きな2点目になります。ヘルスツーリズムで豊かな自然資源を観光資源に、ヘルスツーリズムとは、医学的な根拠に基づく健康回復や維持、増進につながる観光のことを言いますが、豊かな自然資源を持つ南会津地方においては、とても有効な交流人口拡大につながるツールだと思います。

このことから伺います。1つ目、総合振興計画、森林分野の調整において、ヘルスツーリズムと森林セラピーの推進と併記されておりますが、現在の取り組みの状況は。2番目、南会津町だけでなく、南会津郡全体で例えば尾瀬、そして只見町も森林ということ言えばユネスコエコパークということで、国際的な評価もいただいております。つまり南会津町は自然が豊かであるということ、これは大きな武器であると考えます。南会津町だけでやるのではなくて、南会津郡全体で取り組むことによって、魅力がさらに高まるのではないかと考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

最後3点目でございます。町では株式会社タニタヘルスリンクと共同で新たな健康づくり事業を開始すると発表しておりますが、町民の健康維持にとってもヘルスツーリズムの推進は有効であり、健康機器を用いた体組成測定とあわせて実施していけば相乗効果が生まれると考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

以上で、ここからの質問を終了いたします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、地域の人口減少と地域の活性化に関する1点目であります。日本弁護士会連合会の調査結果を把握しているかとのおただと、2点目のその要因をどのように分析しているかとのおたはしは関連があると、そのように思いますので、一括してお答えいたします。

調査は平成12年国勢調査時点で4,000人未満の小規模町村と産業構造が似ていて隣接する合

併旧町村の組み合わせを全国で47組つくり、平成17年と平成27年の国勢調査の人口を比較したのとなっております。県内では、旧伊南村と檜枝岐村、旧南郷村と昭和村の2組が調査対象となりました。その結果、調査した47組のうち9割に当たる43組の合併旧町村の人口減少率が高くなり、本町でも、旧伊南村の人口減少率は22%で、隣接する檜枝岐村の13%を上回っております。旧南郷村の人口減少率は22%となり、隣接する昭和村の19%を超えておりました。その要因としては、合併旧町村については役場機能が縮小した影響で公務員減少や商店廃業、事業所閉鎖などが起き、人口が減少したなどと、そのようにも考えております。

全国の中でも、そのような限定的な調査の条件の中での調査の結果でありますけれども、全国の中でも合併した町村の他の地域でも特徴的にとられています。特に、我々のような中山間、単独の自治体でも人口減少が進んでいるというふうにも、そのような地域の単独の町村の中でも人口減少が進んでいると、私はそのようにも感じています。やはり全国的な人口減少、もう日本全体がそうでありますから、そして首都圏や特定地域への人口集中が続いている現象が顕著になっていると、そのように思っています。

次に、3点目ではありますが、この調査の分析方法を用いた田島地域の人口減少率、それから町全体の人口減少率はどうかとおたじありますが、この調査方法によりまして、平成17年国勢調査と平成27年国勢調査の人口を比較した場合、旧田島町の人口減少率については16%、南会津町全体の人口減少率は18%、このようになりまして、町全体としては檜枝岐村の減少率を上回っているものの、昭和村の減少率は下回っていると、そのようになっております。

なお、旧田島町と近接する下郷町の減少率は18%となっております。

このような中で、私たちの町は合併したわけではありますが、町内移動もあるのかなと、そのようにも感じています。西部地区からこの田島地区にうちを建てたり、移り住んでいる人もいらっしゃる。この率はそこまで私はちょっと今把握しておりませんが、そのようなことも感じております。

そして、実は先日、全国の砂防大会ありました。その中で九州のある村、村長さんといろいろお話ししました。合併したんですか、いや、うちと合併するところはどこもありませんでしたから、合併しませんと言われました。過去に、人口1万人以上いたそうです。今現在2,000人だそうです。ですから、こういう、何といいますか、大きな都市部から離れた地域ほど減少率が大きく影響しているのかなと、そのようにも感じています。

いずれにしても、そういうところもある。しかし私どものほうもこういう現実がありますから、これをしっかりと真摯に捉えて、今後の人口減少するということは地域の活性化が衰

えてくるということなんで、それをしっかり対策をしていかなければならないと、また改めて思っております。それは思っていますので、ご理解願いたいと思います。

次に、4点目であります。人口減少に伴う地域活性策についておただしであります。議員ご指摘のとおり、人口減少に伴う労働力や地域の担い手不足により、地域社会や経済に負の影響を及ぼすことが予想されます。将来、地域の維持が困難になる可能性が高くなると、そのように考えられます。これは、全国的な問題であることから、国はまち・ひと・しごと創生法に基づき、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、人口の減少に歯止めをかけるため、地方版総合計画の策定を促しました。

本町においても、平成28年3月に南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、少子化、若者流出の課題克服に向けて郷土愛の醸成、移住・定住促進、結婚、子育て支援、雇用創出等の施策を実施してまいりました。この総合戦略は本年をもって第1期の期間が終了となりますが、引き続き第2期総合戦略を現在策定中であります。第1期を評価検証し、第2期へつなぎ、地域活性の施策に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、ヘルスツーリズムで、豊かな自然資源を観光資源についての1点目であります。ヘルスツーリズムと森林セラピー推進の取り組み状況はとのおただしであります。現在民間会社やNPO等において、森林をフィールドに、アロマツアーや自然学習会などの取り組みが行われているとともに、町では森林を体感できるフィールドの施設整備を行っております。

町が整備している主な施設としては、保健保安林にも指定されている高清水公園内の遊歩道、町内キャンプ場、駒止湿原とブナ活用のための遊歩道、今現在のところ残念ながら、これまで駒止湿原は入山できないような状況でございましたが、9月によりや道路も開通して、入山できるようになった、その間もなく、また台風19号で、今のところ現在入山は厳しい、できない状況でございますけれども、そのようなことで考えていきたい。針生地区の共有林の協力もいただきまして、ブナ林の活用等、遊歩道などを設置してまいりました。これらの施設整備により、本町の豊かな森林を散策できる場を設け、森林の持ついやし効果等を楽しみながら、得られる機会を提供しております。

現在森林成長産業化、地域創出モデル事業のソフト事業の中で新たな森林活用として、町内の森林林業体験ツアーのコンセプト整理などを行っているところであります。今後、木の町コミュニティ館を拠点とした木の町文化の発信の一つとすることを目指しております。

次に、2点目であります南会津郡全体でメニュー化を図り、取り組むことで魅力が高まると

考えるが、町の考えはとのおただしであります、それぞれ町村が持つ自然資源のメニュー化を図り、郡内で連携して発信することは利用者に多くの選択肢を提供することにつながり、誘客に有益と考えます。モデル事業の取り組みの進捗にあわせ、郡内の他町村の自然資源も生かした体験・滞在型のツアーの確立が可能かどうか検討してまいりたいと思いますし、これらも、奥会津5町村、只見川電源流域あります、そういうことも含めまして、自然に魅力を感じる地域であると、そのように多くの方が訪れるようになってまいりました。そういう意味で周りの会津全体もそうでありますけれども、会津、奥会津連携した中で、町としてもしっかりと対応していく必要があるんだと、そのように感じておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。町民の健康にとってもヘルスツーリズムの推進は有効であり、健康機器を用いた体組成測定とあわせ実施していけば、相乗効果が生まれるのではとのおただしであります、ヘルスツーリズムに限らず、町民の皆様が健康づくりに取り組む機会が拡大していけば、疾病予防や健康増進につながっていくものと考えております。また、健康機器を用いた体組成測定も自身の健康増進、健康管理をする上では非常に大切なものだと伺っております。町といたしましては、町民の皆様にもみずから主体的に健康づくりに取り組んでいただきたいと考えておまして、そのためには、お一人お一人が健康に対する意識をさらに高めていただくことが最も重要であると、そのように認識しております。

また、これらを行うことによって、それぞれの方々がどれだけ改善されたか、数値で確認できる。そしてどのような対応が必要かということも認識されることも非常に重要だと、そのようにも考えております。このようなことから、今年度、民間企業と共同で新たな健康づくり事業を実施したこともその一環でありまして、今後もさらに多くの町民の皆様が主体的に健康づくりに取り組んでいただけるよう、効果等も検証しながら事業を進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　9番、大桃英樹君。

○9番　大桃英樹議員　それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目、地域の人口減少と地域の活性化はということで、まず、この調査が出たのを私が知ったのは福島民友新聞の社説にあった部分でした。よく切り取ったデータの出し方をしていただいたなと思ひまして、こういった具体的な数値を認識したことがなかったので、非常に

びっくりしました。また、一つの不安がありました。こういった切り取り方をするによって、合併というものがどうだったのか、あと地域の不安、それぞれある住民の皆さんの受け取り方は違うので、我々としてはこの結果について、しっかり調査をして分析していく、そしてそれをもとにまたしっかり行政に反映していくということが必要だと思いました。

まず一つ目は、この調査のあり方について把握されているようなので伺いたいと思いますが、まず、日本弁護士連合会でされた調査結果、総体的に見ますと、結論としては、合併したところというのは、周辺部から寂れていく、弱体化していくというようなことを結論づけておりました。その要因としては、町長、今ほどおっしゃったように、支所化してしまうことによって、役場職員がいなくなってしまう。それに伴う行政機関がなくなることで、中心という意識がなくなって衰退していくというか、人口が減少していくというようなことがありました。

しかし一方で、先ほど町長の答弁にもあったように、人口移動ということがあります。一つの町になったことによって、利便性の高いところに若い人が行くということ、これについても悪いことではなくて、非常に若い人たちが利便性を求めて町内でより生きやすい場に行くということは決して否定できるものではございませんと言いつつも、地域の現状というのは非常に厳しいものと認識しております。

常々私申し上げますが、館岩地域の子供の少なくなっている状況であったり、職場が少なくなっている状況、伊南地域の高齢化率、そして南郷地域の現在南会津高校の問題であったり、観光事業をどうしていくかという問題というのは、やはり我々合併して13年たっていく中で、少し見失っていた視点があったのではないかと認識しております。確かに住みやすくなったこともあるが、どうしても手の回らなかった部分もあると私は認識しておりますが、町長としては認識としてはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは、人口減少に焦点を当てた調査というふうに、数字がそうですから、でも、合併するということは人口を保つために合併するんじゃなくて、行政をより地域の住民の皆さんと共有できて、そしていろいろな多方面から検討した中で合併が進んできたと、それぞれの合併した条件は違うかもしれませんが、それぞれの自治体で、私としてはそういう認識でいます。

ですから、確かに数字の上、人口の中ではそのように感じておりますけれども、一つはこれは合併してもしなくても自然減が非常に大きい、もう一つは若い人たちが合併したかしなかったか、この影響がどの程度あるかわかりませんが、若い人たちがここに余り残れないよ

うな状況が続いてきた。そして、出生率も下がってきた。これはもう全体的にそうですから、ですから、あと総合的に行政として、合併した町村としてどれだけ住民サービスができるか、住民に対して安心して住める地域づくりができるかということも、人口が減った、それより以上に私は大事なことだと、そういうような認識の中で行政を担当させてもらっていますが、いろいろ課題はいっぱいあります。ですから、これらを皆さん方の状況もしっかり判断した中で、町として将来のまちづくりをする。今が合併して失敗したとか、よかったとかそういうものじゃなくて、これから本当にそのような自治体、町を目指して頑張っていくことが、皆さんと一緒に今後のまちづくりをやっていく大きな使命だろうと、そのように考えております。

ですから、これはある意味での一つの人口がそういう意味で減っていると、そしてましてこの近くの町村と特徴的なところとして私たちの町が取り上げられたと、そのような認識でいます。これは現実なんで、それは真摯に受けとめますが、そんなようなことで町としては、今後とも皆さん方とともに一緒になって協働のまちづくりを進めるというような方向性の中で、希望ある安全・安心のまちづくりに努めていきたい。そういう感覚で今その合併に対しては捉えています。

○室井嘉吉議長　９番、大桃英樹君。

○９番　大桃英樹議員　私は、このことから２点のことについて質疑の中で深めていきたいと思っています。

一方で、人口減少に関しては、自然減もあったり、してもしなくてもこうだったという議論、仮定の話しになってしまうので、なかなか難しいんだろうと思っています。しかしながら、地域の活性のあり方とか、今の元気があるかないかといった場合には、私は周辺部からどうしても中心部に手の届かないところに関しては、少し寂しくなっている、元気がなくなっている、あと、まちづくりに関しての参加率なんていうのも、非常に少なくなっているのではないかと、いうふうに寂しく感じています。しかしながら、これも高齢化等もございますので、長いスパンで見ながら、見ていく必要もあるんだろうというような認識をしています。

一方で、しっかり検証をしなくてはならないということで、この広い南会津町、４つの地域ありながら、人と人との間が非常に遠いわけです。これを何といいますか、行政上、運営していくのは非常に困難があります。財政面から見たときに、考えていきたいと思いますが、この平成の大合併の一つの大きな論点としては、財政ということがございました。しかしながら、南会津町としては、本庁舎、田島にあって、あと３つの支所を置いて、なるべく住民サービスを低下させないようにということで進めております。

市町村財政比較分析表、毎年出されているものを拝見いたしますと、これで指摘されている
というか、分析されていることの課題というのは、人口1人当たりの人件費、物件費の割合が
非常に高いということです。これはどうしても面積が広いので、その分人手が必要です。ニー
ズにも応えなくてはならないので、減らすこともなかなかできませんというようなことがある
んだろうと思います。

しかしながら、今後、将来見据えたときに、財政非常に厳しくなっていくときに、定員管理
のあり方と、行政サービスのあり方、このバランスについて、例えばこれは減らしていくべき
ものなんだ、定数に関しても当然そうですし、人口1人当たりの見方というのも減っていくべ
きと考えているのか、その2点について伺います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

まず、定員管理の関係なんですけど、これにつきましては、合併以後、行革大綱に基づいて人
員を削減してきました。ただ、現状は、これ以上削減できないのかという状況にあるかと思っ
ております。行革大綱が令和2年までにになりますので、次期計画の中でその辺のあるべき定員
管理について協議をして、計画の中で定めていきたいというふうに考えております。

あと、サービスのあり方なんですけど、サービスのあり方については、役場職員が直にやるも
のであっても、それがずっと続けられるかと言いますと、続けられないものもあります。そう
いった面をある程度委託なり、あるいは地域にお願いするなり、そういった協働という中で進
めていくということも考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 これも当然大きな悩みだと思います。先日の事務事業のあり方につい
ても少しお話をさせていただきましたが、ニーズが多様になる中で、職員どうやっていくか
というのは働き方としても非常に難しいこともあるんでしょう。

しかしながら、我々は先頭に立って頑張らなければならない。方針として、こういった方向
に進めていくんだということで、かじをとっていかなくてはならない役割があるんだろうと思
います。そういった中で、支所機能においては3支所を置いてやっていくんだという方針に関
しては、今後もその財政的な負担を考えても、必ず必要なものであるというような認識で、町
長よろしいでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 最初、合併の条件として支所機能までの交付税の対象といいますか、そうい

うことはなかったわけでありすけれども、支所というものが、国のほうでそういうのを地域が合併して、地域が寂れるということもあつたのかもしれませんが、そうしたことも国の交付税の対象として見ますということもありましたし、実際に、段階を追わざるを得ないと思うんです。合併したから、いきなりじゃ、本所だけあればいいのか、そういうことじゃなくて、地域の人たちに添った行政をいかにするかということ、これが合併した町の特に一番重要視しなければならない部分だと私は思います。

そういうことも含めまして、安全・安心の観点からも、そして地域の皆さん方としっかりとそれが共有できるような体制づくりには当分の間私としては、支所機能は必要ですし、支所は必要だとそのように考えています。厳しい人事管理の中でも定数管理の中でも、そういうようなことも含めて、今、総務課長のほうからお話ありましたが、いろいろな関係者の皆さんとも連携した中で、解決せざるを得ない部分もありますが、そんなことも含めて、当分の間は支所機能を、それはいろいろ検討する部分はありますけれども、町としては支所機能を維持したまま、当分住民のサービスを続けていく必要があるだろうと、そのような判断でおります。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今ほど町長から当分の間、住民の意向をしっかり受けとめるためにも、支所機能というのは必要なんですというようなお話がありました。私はそこで提案したいのは、以前にも提案したことがあるんですけれども、支所機能の中に自分たちから提案し、行政に対して、そして町の活性化に対して何ができるか、住民の視点からボトムアップしていくようなシステムが必要ではないかということです。

地域協議会がございますが、これは今どのように現状なっているかということ、町でこういう方針にしたものに対していかがですかというような、考え方を示していただくぐらいにとどまっていると思います。確かに民間、皆さんが個人個人、そして団体に地域おこしやっていくんだという機運が高まっていけばというようなことで補助金制度も用意されている、そして集落応援交付金等も用意されていますが、少し自分の集落はいいんだけど、例えば小学校単位であったり、旧村単位であったりという、そこまで皆さんの考えが及んでいないのではないかな。まずはここで必死になっているところがあるかとすると私は感じております。

今ほど、町長の答弁の中に住民の意向ということがございまして、関連ございまして、10月に第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に係る町民アンケートということで、総合政策課のほうでとられておりまして、ホームページのほうでその結果が示されておりました。

これについて伺いたいと思うんですが、まずこの目的です。総合戦略に係るこれまでの振り

返りと次に向けてのアンケートかなと想像するところではありますが、どのような意向でとられたのか、そして今後どうやって生かしていくのかについて伺います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

議員おただしのとおり、まち・ひと・しごと創生総合戦略がことし1期目が最後ということで、2期目の策定に向かって今取り組みをしているところです。その2期目の策定に当たりまして、住民の意向を把握したいということで、先月、10月にアンケートをとったものであります。

このアンケートの結果を基に、総合戦略の策定に来週会議を開きまして、このアンケートを公表した中で、今後、専門部会というものを16日に開催をして、そこには町民の代表の方等、それから役場職員等に入っていただきまして、計画の策定を進めていく。また、町の中では推進本部ということで、課長を中心としたメンバーで第2期総合戦略の策定に取り組むということで、そこの中の基本的な考え方を、町民からのアンケートを受けて策定をしていくというものになっております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 アンケート結果については、その分析についてはまだ公表されていないようですので、私なりにちょっと調べてみました。まず満足度の高いもの、満足度の低いもの、そして町では満足度はどうなっているか、そして項目を上げて、重要度はそれに対してどうですかというようなアンケートの取り方をされておりました。まず、満足度の高いもの、南会津町の人がどういうところに南会津町の満足度を感じるかというと、1位が集落内のつき合いや助け合いということ、2位が教育旅行の取り組み、3位が協働意識の醸成ということでございました。

一方で、満足度が低いもの、これに関しましては、若者流出抑制の取り組み、若者の将来的なUターン促進の取り組み、そして3番目が安心して出産できる環境ということでございました。また、重要度においては、高いもの、重要度これが大事です、やってほしいということにつながるのかなと思いますが、これについても若者のUターンに関すること、あと冬期間の生活、そして若者流出の取り組みということがございました。

このアンケートについてまずお聞きしたいのは、この結果を拝見いたしますと、1,000人ぐらいにお願いした。抽出して1,000人ぐらいにお願いしたところ50%ぐらいだったということです。500人、450人位の回答がございました。そんな中で、例えば年齢によって、先ほど若者

流出が心配ですとか、冬期間の生活が心配ですとか、一緒くたに並べてしまいがちなんですが、分析する必要があって、年齢別に果たしてどうなんでしょう、若い人、本当に求めていることはどうなんだろうということ、本当に高齢者、どういったところに困っているんだろうという分析をしていく必要があるのかなと思いますが、分析に当たってはそのようなことをしっかり分析されながら、例えば地域ごとであるとか、年齢別であるとか、そういったことをされる計画はあるのか、伺います。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

現在、おただしのように、ホームページにこのアンケート結果を公表しております。こちらにつきましては、単純集計の公表のみと今はなっております。現在、今、議員おただしのように、年齢別等についても、クロス集計については現在作業中でございますので、結果がまとまり次第、先ほど言いました策定部会等、それから推進本部等に題材として出しまして、次期戦略の考え方の基本にしたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 ぜひクロス集計進めていただきたいんです。

というのも、アンケート見ますと、四百五十数名の方が回答をいただいておりますけれども、例えば回答者の地域別見ますと、田島地域が64.9%を占めています。館岩の方が9%、伊南の方が11%、南郷の方が14.6%ということで、ちょっと計算させていただいたんですが、とすると、地域によってのニーズというのに果たして全体としての集計で数の勝負になってしまうと、どうしても地域の声は届きにくくなってしまうということ、果たして、そのアンケートをもとにというものの、どこまで分析するかによって、施策の方針であるとか、地域ごとに丁寧な施策であるとか、そういったことに関しては非常に心配な部分がございます。そもそも、50%ぐらいの回答率になってしまっていること、これについても私は非常に寂しく思います。ぜひ皆さんとともにまちづくりをやっていけるように、進めていくためにも、ここでの分析が必要になってくるとは思います、そのようなクロス集計についてはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

おただしのように、1,000人を無作為に抽出いたしまして、アンケートを行ったところ、回収率が49.4%ということで、そのうちほぼ田島地域の方の回答が占めていたということがあります。

したがいまして、地域別にクロス集計するということがちょっと意味合いがどこまで出るのかというのがちょっと心配なところがあります。余りにもちょっと地域の差がアンケートの回収時にあり過ぎますので、この辺はちょっと注視しながら、このアンケートを参考にするといえますか、余りこの地域に偏りがある結果、物事を考えてしまうと、偏りが出るということも参酌しながら次期計画の中への反映というふうにはしたいというふうには考えております。

○室井嘉吉議長　９番、大桃英樹君。

○９番　大桃英樹議員　ぜひそのような緻密な集計をしていただきながら、今皆さん感じていることをしっかり感じ取ってほしいと切に願います。

我々も、住民の方とお話し、当然皆さんもされると思いますが、切実な声が多くなっていると非常に感じています。特に、全体としてはよくなっている。先ほどの人口減少率から見ると、町全体としては18%だからいいけれどもという話になりがちなんですが、そうではなくて、生活に根づいた観点からいうと、地域のほうが寂しくなってしまうというのは非常に寂しいことです。それを防ぐために何ができるのか、このようなことは将来を見たときに、例えば道州制ということが国でも方策として述べられておりました。日本の全体の財政が厳しくなる中で集約化していこうという動きは必ず進んでいくんだと思います。

そんなときに、今ここのことをしっかりやっておかなければ、南会津、会津は一つだと言ったときに、どうしても端っこの部類にされてしまいがちなんではないでしょうか。私もいろいろなおつき合いの中で、会津若松等に伺うことは多いですが、会津若松市民の方から見ると、南会津というのは非常に精神的に遠いところですよ。距離的にはきつともっと遠いところがあるんですが、そうではなくて、精神的に文化のつながり、人とのつながりという部分で、こちらはどちらかというと、周辺部と表現されてしまうんじゃないかと思っています。そういったことを考えたときにも、小さい単位の個を強くしていく、集団を強くしていくということが重要だと思いますので、先日総務委員会で視察された邑南町のように、公民館単位でボトムアップの政策提案をやっていくようなシステムが私は必要だと思いますが、町長いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

そういうことで、私もこの町政を引き継いだときに、元気のない地域はどうして元気がないんだろうと。元気を出させるためにはどうしたらいいんだろうということを考えました。

それで、地域住民の意見を反映できる、それをバックアップできること、その事業で集落応

援交付金事業を始めました。ですから、これそのものはずっと続いていますので、マンネリ化と言われるかもしれませんが、でもそうした中で依然として根本的なものが解決できていないというような状況も、自分としてはそのような認識でもあります。

ここの中にも、西部地区から移り住んでいる人もいるかもしれませんが、一人一人が自分の生まれた地域また育った地域をこの町にいても、どう感じるのか、これを感じていただけるような行政も大事じゃないかなと私は思っています。

ですから、本当は、平均的に住めるような地域になればいいんですが、どうしても田島地区に偏りがちだということは誰もが認める場所であると思います。それぞれの地域のよさを生かした中で、少なくとも職場とかそういうものは各地域につくりながら、この地域の発展を目指すのがこの町の当面の課題かなと、そのように思っていますし、元気のないところをどうやって元気出させるか、そしてその人たちをやる気を出させるか、それを行政としても、それがいわゆる協働のまちづくりといえますか、皆さんの意見をしっかり一緒に手を携えて進んでいく将来のまちづくりの源になると、私はそのように考えています。

ですから、元気のある人にはどんどん元気出してほしいんですが、元気のないところにも元気が出るような施策を進めていきたい。そのような基本的な考え方の中でやっていきたいと思っています。なかなか人口増、本当に厳しいです。でもそれは宿命ですのでやるしかないんですが、そんなことで皆さん方にもご理解いただきながら、頑張ってまいりたい、町としてはやっていきたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思っています。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 認識としては理解いたしました。そのようにぜひ進めていただきたいものの、元気がないところは何でないのかと考えていくわけです。活躍する場が私は必要だと思ってまして、我々確かに個人、家族、集落、いろいろな単位があるわけですが、その単位がどんどん個人化の波で狭くなってきているんだろうと思います。核家族がふえていたり、3世代同居なんていうのはほとんどもう少なくなってしまうことが、これはもう世界全体の流れなんだろうと思います。しかし、一方で地域らしい生き方、我々の目的は何かと言えば、住んでよかったと思えるふるさとづくりであって、ここで皆さんと一緒に生活できて、一生を送ることができて幸せだったと言えるようなことを、高らかに訴えながらやっていくべきだと思うんです。

そうすると、我々が見えるところというのは果たしてどこまでかというところを考えたいと思っています。家族は当然見えます。自分の仕事があって、子どもたちが健康に育つ、高齢者

が長生きする。そういったところは見やすい。しかしながら、その集落から一歩外に出たところ、例えば旧小学校単位であるとか、そういった部分を大事にしていく必要があるんじゃないかということでございます。それはなぜかという、自分の家庭だけだと、これは個人と家庭だけであればそれで済んでしましますが、協働のというようなことをおっしゃるのであれば、一人だけではできないこと、家族だけではできないこと、集落単位だけではなし得ないことがあるんだろうと思います。

例えば、南郷地域、今本当に大きな岐路に立たされていると、私は出身者ですので思っています。観光事業、私が生まれたころに、皆さん、先人がスキー場だと、観光ブームに乗かってスキー場つくるんだと、一生懸命やっていくんだということでやってきたものが一つの区切りを迎えているんだろうと思っています。区切りといいますか、考え直さなくてはならないことがあるんだろうと思います。高校の問題、そしてさゆり荘の問題ということが今大きく取り上げられております。また、伊南地域においても高齢化の問題があって、ウルトラ100キロマラソン、遠足というイベント、非常に愛されてきたイベントでしたが、このイベントを支える人が高齢化をしてしまい、支えられる環境にないということで、これだけじゃないのかもしれませんが、理由はそうではないかもしれませんが、私の伺ったところ、そのようなこともあるというようなことでもございました。非常に、自然にマッチしたいいイベントだと思っておりましたが、そういったことで担い手がいなくてできないというようなことがありまして、地域単位でそういったことを考えていく必要があるんじゃないでしょうかということです。

いったい誰が考えているのか。誰が望んでさゆり荘を建設して、そしてスキー場をこれからどうしていくんだということを誰が考えるのかということに関して非常に希薄になっている。確かに町の施設ですから、町が考える必要もある。しかしながら指定管理制度ということもあって、経営上の問題もある。いろいろな課題が山積していく中で、じゃ、一体次の世代を見据えて、南郷地域はこうしていきましょうと、誰が言えるんでしょうか。私はその主体者となる人が今非常に主役となるべき人が少ないんじゃないかと思っています。ぜひ地域単位で、先ほど言ったような、邑南町のような、公民館単位でとか、役場職員がサポートしながら、ボトムアップの政策立案をしていく、そして自分たちでやっていくというようなシステム、これを行うことで活躍できる人がふえるんじゃないかと、そのような考えでおりますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から答えさせていただきます。

人口が減っているということも大きな要因だと思いますけれども、いろいろスキー人口が減っている。この間も安全祈願祭ございました。もう本当に半分以上です。3分の1ぐらいになってしまいました。ですから、当時はそれがよかったことが今はそれが通用しない。地域力も協力する人も少なくなってきたと。誰がやるか。これは行政が全てやるわけにはいきませんので、第三セクターの統合計画ございますし、そうした中でいろいろな関係する部署もございますので、それらの人たち、それから私としては、地域に合併した町でありますけれども、地域に拠点が必要だと、これは厳しいからもうそんなところをやめて、そんなことを何もやらなくていいとなったら、はっきり言って西部地区はもっともっと人口減少も進むし、人が住めなくなります。でも現状は、そういう施設が利用が少なくなったからと言えども、雇用も生まれているし、そこに交流人口が生まれていることは確かです。この教育旅行もそうですが、特に私たち福島県、そしてこの南会津町、風評被害で今でもずっと苦しんでいるところに、また輪をかけてその後継者がいない。教育旅行は県内でも一番もと以上に復活しています。しかし、受入側の体制が整わなくなりました。ですからこれらをどうするかということ、これはもう現在既に、南会津町だけでできないものですから、下郷町さんであったり、只見町さんであったり、それから檜枝岐村さんにも受け入れてもらっていますし、金山町さんのほうにも受け入れてもらっていることも、今の現状であります。

ですから、先ほど申し上げましたように、これは地域だけで、その地域だけでできるんじゃないくて、全体的にカバーする、連携する、そのような組織づくりが今一番望まれていることだと、私はそのように思っています。まだ、なかなかそこまで行っていないのが現状でありますので、現実には厳しいですが、そのようなことも含めて、人材の育成から、雇用の場から、あわせ持ってそういうような複合的な整備をしていくのが私たちの役割だと、責任だと、そのように感じています。そのことを十分実感した中で地域の人たちにも理解をしていただいて、協力していただけるものは協力していただく、自立できるものは自立してもらうような方向性の中でやっていきたいと考えています。

そういう意味で何回も繰り返すようですが、協働のまちづくりというものは、みんなして手を携えて自分ができることは自分がやって、そして協力してやっていく、そういう地域づくり、まちづくりをしていけば、いつかはまた、どれだけ回復するかはそれはわかりませんが、力のある地域ができるものと、私はそのように信じています。

ですから、どこが中心になるとかそういうことじゃなくて、それは行政はそれなりに責任はあるとそれは思っていますが、そういうような中で、皆さん方と一緒にそれを理解してやって

いただく、そのような環境づくりを醸成することが今の行政の大きな責任だ、役割だと、そのように思っていますので、そのような方向性の中で、町としていろいろな事業を組んでいきたいと考えています。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 最後にといいますか、この質問での最後にですけれども、この日本弁護士連合会での調査の結果の一つに周辺部からという部分がありました。また平成の大合併について少し大学教授等の研究の結果など見てみますと、先ほど町長がおっしゃった拠点に予算と決定権がなくなったことによって衰退したというような言葉がございました。そういうことなんではないでしょうかと、私は提案させていただきたい。

確かに拠点はあるものの、主体性のない、主体性とは私は決定権と財源なんだと思います。自分たちがこれをやったという責任がそこで生まれるので、それに対する反省が次できて、じゃどうしていくということ、次の担い手どうしていくかということも考えていくんだろうと思います。

しかしながら、今の南会津町の支所のあり方で考えると、支所だけではございませんが、地域協議会というものがただのいいですか、悪いですかということを選択するだけになっておりますので、ぜひそういったことを長期的に、こういった第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略等も今後活性化しながら検討されていくことと思いますので、ぜひそういった住民とどう協働を築きながら、地域の拠点づくりをしていくのか、地域の活性を進めていくかということについて、行政職員の皆様お一人お一人お考えいただきながら、お進めいただきたいと心から願うものでございます。

さて、次の質問に移りたいと思います。

ヘルスツーリズムに関してでございます。先ほど種々のNPOであるとか、民間であるとか、それぞれの活動を紹介されましたが、町全体としては、このヘルスツーリズムであるとか、森林セラピー、こういうふうに持っていくんだ、南会津町森林の町としてやっていく、これだけ全国十何カ所のところ選ばれながら、象徴的な建物もつくりながらやっていくということで相当なインパクトがあるんじゃないかなと思っています。

また、全国的なというか、社会的な傾向を見ますと、健康だけでなく、健康と生きがいであるとか、いろいろなものを組み合わせていくことのレジャーというのが盛んになっているような気がいたします。南会津町でも例えばチャレンジデーということで、ウォーキングイベントなんかつぶさにやっていらっしゃってすごいなと思いました。平日の昼間に企画されて、

何人参加されているか、私把握しておりませんが、そういったイベントをやっていらっしゃる。そしてこういったタニタヘルスリンクとの協働もやっていらっしゃる。

公民館事業も実は南会津町、非常に豊かでございます。一生懸命やってくださっていて、先ほど来ていた子供たちも楽しんでいる。そしてその中で地域の中で成長しているという姿があるものの、やはり連携という部分が不足しているのではないかと、健康づくりは健康増進係、公民館的なところは教育委員会というような縦割りの姿が見えるんですけれども、これをしっかり組み合わせて、木の町というところにつなげるということ、ヘルスツーリズムということを中心に考えていくということ、これが町民にとっても非常に有効だと思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 それでは、私のほうから答弁を申し上げたいと思います。

議員からおただしいただきました、ヘルスツーリズム、森林セラピー等の推進について、振興計画上位置づけをさせていただいておりますが、具体的な対策という意味ではちょっと弱いのかなというふうな反省を感じております。

チャレンジデーの話がありましたが、チャレンジデーだったり、桜ウォークだったり、そういった自然散策等の中で、町民の皆さんに健康づくりに取り組んでいただく施策というのは、一つの部署ではなくて、関係するところが多様な形で実施しておりますから、その中でヘルスツーリズムなり森林セラピーに結びつくものを、より組織として再構築をしてPRしていくというような視点で、今後進める必要があるものと思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 先日の朝日新聞の記事にもなっていたように、注目を浴びているんだろうと想像をしています。まだ、私としての実感は少ないんですが、ただ私自身も健康を考えると歩くのは大事です、あとはさまざまな町のイベント参加して、町にこんなところがあったんだ、桜こんなにきれいなんだとか、そういったことを種々この13年間でやってきました。そんな中で、いろいろなメニューができて、なくなってしまったものもあるかもしれないんですが、非常にメニューとしては豊富にそろってきているんじゃないかと思うんです。

ちなみにですが、福島県ではヘルスツーリズム推進地として推進協議会振興機構というものがNPO法人で日本全体でございまして、その中で福島県では会津若松市、あといわき市、そして二本松市が手を挙げてやっていらっしゃる。非常に二本松市の取り組みが非常に豊かでした。岳温泉があって、そして原発のことがあったものですから、非常に教育旅行も減った、

温泉客も減ったというところから、じゃどうやってということで温泉と健康を結びつけて考えられたそうです。実際に、ウォーキングコースを設定したり、温泉に入っただきながら、モニターツアーなどもやりながら、医学的見地からも分析してもらって現在盛んにやっつけらっしゃるようです。ぜひ、こういった例を二番煎じでも、参考になるところは多々あると思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますのでございます。

また、山形県の上山市でも温泉と組み合わせたこのヘルスツーリズムの動きが非常に盛んです。ホームページ、是非ご覧になってください。メニューが非常に多様でして、あと、このようなカレンダーがございます。毎日ウォーキングコースが設定されていまして、ここに何人か集まって、皆さんがウォーキングをやっつけらっしゃるんだと思います。週1回はみんなでまわってみたい、ちゃんと担当もついて紹介したりしている取り組みをやっつけらっしゃいます。

先ほど申し上げましたように、このように組み合わせることによってレジャーになる。南会津、観光地としては少し弱いんだろーと思います。従来から言われる観光地としては少し弱いんだろーと思います。ただ、資源というのは無限にございます。どうやって組み合わせるか、また人のパワーというものもございます。ぜひ木の町、森の町南会津ということを通して、このようなメニュー化をしっかりとつくって、事業を推進していただきたいと思っておりますので、現在、検討されているということでございますが、今後のスケジュール、日程、予定について伺います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今後の予定につきましてでございますが、今現在、林業成長産業化、地域創出モデル事業の中のソフト事業の一つといたしまして、新しい森林活用の提案という事業項目がございます。こちらにつきましては、平成29年度の事業採択当時から令和3年度の事業最終年度までの5年間でソフト事業を構築する事業でございまして、その中では従来、本来林業でございまして、本来林業の施策の中ではどうしても木材生産、森林環境の保全等が重点的でございましたが、それ以外の分野に目を向けましょうということで、それ以外の分野の中から利活用できるものはないかということで今現在取り組んでおります。具体的には、季節や地域性を活用いたしまして、森林による景観と観光の連携や野外教育、医療福祉、スポーツ等への森林の活用を図ることを今現在考えているような状況です。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○ 9 番 大桃英樹議員 了解いたしました。

ぜひ、まずは関係者の皆さん、いろいろな今個人の活動としてやっていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。高野で活動されている方も一生懸命やっています。森林通して、森を通して、子供たちに何を伝えたいかということまで考えながら、自分たちで資金を集めて頑張っている方がいます。ぜひそういった関係者をまずは集めていただいて、どんなことが可能なのか模索しながら、ぜひその計画の中で進めていただきたいと思います。

以上で質問を終了したいと思います。

○室井嘉吉議長 以上で、9番、大桃英樹君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

昼食休憩にします。13時から再開します。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 00 分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 菅 家 幸 弘 議員

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君の登壇を許します。

13番、菅家幸弘君。

○ 13 番 菅家幸弘議員 それでは、皆さんこんにちは。

きょうの新聞の冒頭一番で、福島県の19号の台風被害による天皇陛下のご来県があるということが、私けさ見てまいりまして、本当に災害に遭われた方はよかったかなと思っております。

それでは、私、通告に従いまして、3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目ではありますが、台風19号による県道栗山舘岩線及び尾瀬国立公園田代山の被害状況と今後の対応策についてであります。

まず、台風19号により被害を受けた方々へ心よりお見舞いを申し上げますとともに特に災害で亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。特に県内では現在もたくさんの方々が避難

されている状況であり、一日も早い復興と平常の生活に戻られることを心よりお願い申し上げます。

さて、本町において、11月20日の議員懇談会で報告を受けたところではありますが、県道栗山館岩線、尾瀬国立公園田代山について、その後の復旧状況と今後の対応策についてお伺いをいたします。

①台風19号による県道栗山館岩線の被害の状況は、②県道栗山館岩線が通行どめとなっているが、開通の見通しは。③田代山湿原への被害はなかったか。④田代山湿原の木賊側への崩壊による湿原への影響及び西根川流域への影響と今後の復旧の見通しは、⑤田代山雨量計の設置状況は、⑥令和2年度の田代山山開きの開催の予定は。

次に、国道352号線の中山峠の安全対策についてであります。現在、中山峠は福島県が道路改良や橋梁のかけかえ事業を行っておりますが、携帯電話が通じなかったり、冬期間通行により支障のある箇所もあり、安全に通行できるよう福島県に強く要求する必要があると思いますので、その対応策についてお伺いをいたします。

①であります。携帯電話の基地局が設置されると聞いておりますが、その設置場所と設置の時期は。②館岩側のスノーシェッド内の壁面の汚れと分離帯にあるポールの汚れがあり、走りにくくなっているが、その対応は、③数間沢第2スノーシェッドと八総スノーシェルター間では事故が多く、冬期安全対策として無散水装置を設置する計画はないか。

次に、3点目ではありますが、芝浦工業大学高杖セミナーハウスの利活用についてであります。芝浦工業大学高杖セミナーハウスは2年前に閉鎖となったままとなっております。町では活性化のために利活用を考える必要があると思いますが、現在の状況、今後についてお伺いをいたします。

①閉鎖後に芝浦工業大学から利活用について町への働きかけはなかったか。②町として、利活用していく計画はないか。

以上であります。檀上より。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 13番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、台風19号による県道栗山館岩線及び尾瀬国立公園田代山の被害状況と今後の対応策についての1点目、そして、台風19号による県道栗山館岩線の被害状況はと、2点目、県道栗山館岩線の通行どめ開通見通しについては関連性がありますので、一括して答えさせていただきます。

県道栗山館岩線を管理する福島県山口土木事務所、大変このたびの災害においてもいろいろな対応をしていただきました。南会津建設事務所、それから県の対応も本当に迅速な対応をしていただきました。

そのような中で、山口土木事務所に確認いたしましたところ、被害状況については、路面洗掘や路面への土砂流出は数カ所ありましたが、通行に支障のない程度の被害だったと、そのように聞いております。しかし、水引集落から約3キロメートル先の場所で約12メートルほどの路肩決壊が1カ所ありまして、車両通行に支障があるため通行どめとなっております。

通行どめの解除は路肩決壊箇所について現在道路災害復旧の災害査定中で、工法、復旧額が確定次第、年度内に発注し、令和2年度の田代山山開き前に工事を完成させて、通行どめを解除する考えであると、そのように聞いております。

なお、今後の雪解けの状況などにより、復旧工事がおくれる場合もありますので、ご了解願います。

次に、3点目であります、田代山湿原への被害はなかったかとのおただしであります、山頂湿原の現地確認を行っておりまして、先ほどの15番議員、そのときのお話しにもさせていただきましたけれども、湿原、木道、避難小屋等に特に被害はありませんでした。また、上空からのヘリコプターの調査でも被害は見られませんでした、このまま崩落が続けばといいますか、続く可能性がかなり大きいんでありますが、続けば、いずれはこの湿原まで及んでいくと、そのように考えております。

次に、4点目であります。田代山湿原の木賊側への崩壊による湿原の影響及び西根川流域の影響と今後の復旧見通しはとのおただしであります、湿原への現地確認やヘリコプター調査では、湿原に被害や変化は見られませんでしたので、現在のところは影響は少ないかと、そのように思いますが、今後崩落箇所が湿原に近づけば湿原への影響が予想されます。

また、西根川へは大量の土砂が流入し、木賊温泉の岩風呂の建物が流されたほか、館岩川、伊南川へも土砂が流入しておりまして、アユやイワナなどが釣れない状況になっております。場所によっては放流も厳しいのかなと、そのようにも現状として思っています。生態系への影響も心配されているところでもあります。今後の復旧見通しについては田代山の山腹崩落が大規模のため、長期にわたる期間と復旧のために多大な経費を要するものと推測しているところがあります。そのため、先に西根川流域住民の不安を取り除けるように、早急な土砂流出対策の実施について関係機関に強く働きかけを行っていくとともに、全体の復旧に向けた対策も引き続き要望していきたいと、そのように思っています。

先ほども申し上げましたが、林野庁としても深刻に捉えておられますし、そうした中でプロジェクトチームを組んで対応していきますとの回答をいただいております。今後も関係する省庁に強く要望して現状の対策をお願いしていきたいと思いますので、ご理解願いたいと思っています。

次に、5点目、田代山雨量計の設置状況はとのおたかしであります、気象庁、福島気象台に確認しましたところ、田代山山頂湿原の木賊側登山道脇に無線ロボット雨量観測所がありましたが、平成21年11月2日に全国一斉で無線ロボット雨量観測所を廃止したため、現在は稼働していないということでもあります。この件につきましても、以前は田代山にどのぐらいの雨が降ったかということも以前はテレビなどでも放送されましたけれども、今は放送されません。私どもも一番近いところで松戸原が測候所ありますけれども、それから上流が分からないので、町としても雨量どのぐらい降ったかと、そして皆さん方に災害の成り行きといいますか、予測がなかなかしにくい状況だということを気象庁のほうにも、国土交通省のほうにも伝えております。県のほうにももちろん。ですが、今の状況ですと、光ケーブルと電気がないと、いわゆる今のようすぐにリアルで調査できるような体制がとれないというような返事でございました。しかし、その現状を訴えまして、気象庁としてもできるだけ情報を提供しますからというようなことを伺っておりますが、気象庁としてもどのぐらいの量が降ったのかということは、把握できるのかどうなのか、私も疑問に感じておりますが、情報だけは緊密な連携がとれるように、町としても努めてまいりたいと思います。

なお、これについても、国のほうにもしっかり要望していきたいと今現在考えています。

令和2年度の田代山山開き開催予定はとのおたかしであります、県道栗山館岩線の災害復旧に関し、福島県山口土木事務所において、路肩決壊箇所の復旧工事が完了し、通行止めの措置が解除されることが山開き実施に際しての条件になるものと思料しております。町では例年どおり、6月第2日曜日に開催したいと考えておりますので、山口土木事務所との協議を継続して実施してまいります。

なお、雪解けの状況などにより、復旧工事が遅れる場合は山開きを延期することも視野に入れながら進めていかなければならないものと、そのように思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、国道352号中山峠の安全対策に関する1点目であります。

携帯電話の基地局の設置場所と設置の時期についてのおたかしであります、国道352号中山峠につきましては、地域住民の生活や多くの観光客が利用する主要道路となっております、

非居住エリアであることなどにより、携帯電話事業者の整備が進まないことが課題となっていました。万が一の災害や交通事故、そして雪崩等の発生が頻繁な箇所でありまして、閉じ込められる危険性もございます。そのような際、命をつなぐためにも、携帯電話の不感地帯解消は欠かせないことから、現在まで総務省、そして東北通信局、福島県、それから携帯各事業者に対しまして、粘り強く要望活動を実施してまいりました。その結果、本年9月携帯電話事業者より携帯電話基地局の整備について具体的な計画が示されました。基地局設置場所については電波調査や用地調査を行った後決定され、また、設置時期につきましては、令和2年度から着手予定と、そのように伺っております。引き続き国道352号中山エリアにおいて、携帯電話の通話区域拡大が早期に実現できますよう関係機関と調整を進めてまいります。

次に、2点目でありますスノーシェッド内の壁面とポールの汚れへの対応に関するおたただしですが、県では分離帯のポール清掃を年1回の頻度で清掃を行っている、そのように聞いております。スノーシェッドやトンネルは車両の排気ガスや泥はねなどによって、汚れが蓄積され、議員おただしの箇所についても分離帯のポールや谷側に設置されているパネル等の汚れが見受けられます。道路をより安全に利用していただくためには、定期的な清掃等により支線誘導や視認の効果を高める必要がありますので、道路管理である県に必要な措置を求めてまいりたいと思っております。

次に、3点目であります無散水融雪装置の設置経過に関するおたただしですが、県として現時点では議員おただしの区間に無散水融雪装置を設置する計画はないとのこととあります。冬期間の路面状況や過去における事故履歴等を踏まえ、安全対策について検討していくとそのようにお聞きしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、この中山峠をトンネルをくぐって数間沢のほうに降りていって、最初のスノーシェッド、あそこのカーブのところの傾斜というのか、あそこのところは山口土木のほうにお願いして、急にがくんと下がるような路面の傾斜といいますか、その改善はしていただきました。いずれにしても、スピードを出さないで、通ることが一番安全だと思いますので、そのようなことを周知していきたいと思っております。

次に、芝浦工業大学高杖セミナーハウスの利活用についての1点目、閉鎖後に芝浦工業大学から利活用について町への働きかけはなかったかとおたただしですが、芝浦工業大学としては当初、保養所として不動産情報に掲載し、民間に売り渡すことで進めておりました。私もこの件に関しまして、やめられるということで、続けてやっていただけないかということで芝浦工業大学の理事長にもお会いしました。そういう話の中で民間に売り渡すことを進めてお

られました。そういうふうな状況でありましたけれども、進展がなく、ことしになりまして、大学側の地域貢献として縁のある南会津町へ寄贈、いわゆる無償譲渡についての選択肢の一つとして検討しているとそのような旨の連絡があったところであります。

次に、2点目であります。町として利活用していく計画はないかとのおたかしであります。現在町では公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の縮減を目指しておりますので、新たな施設の取得は慎重に検討していく必要があると、そのようにも思っています。おたかしのありました高杖セミナーハウスの利活用につきましては、町有施設として有効利用できる可能性があるかどうか、また、施設の老朽化を含め、どのような状況にあるかなど見極めながら判断していかなければならないと、そのように考えております。相手もありますし、そのような中で、今後の対応を町としても検討する一つの事案かなとも考えておりますが、しっかり検討した中で判断してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 ただいま町長より答弁をいただきまして、二、三ちょっと議論をしたいと思ひまして、質問させていただきます。

まず、台風19号による県道栗山館岩線の被害状況、私、湯ノ花の区長と一緒に台風あった後、現地を歩いてまいりました。その際にやはり水引側から入りまして、伯母の岐という道路と田代の県道へ行く分岐点があるんですけれども、そののり面がちょっと枝が落ちて、土砂が落ちていたんですけれども、そこから、今度大沢へつりという大変断崖の深い、右側は絶壁でありまして、非常にこれは修繕されておりまして、のり面がよくできております。道路が非常に簡易補装されてなかったものですから、非常に川の状態で流れまして、非常に傾斜がありますから、砂利道ですから当然なんですけれども、あれだけの雨量がありますと、もう道路が川のようになりまして、路肩部分よりも道路真ん中自体がもう40センチ、30センチと、もうすごい状態に洗われていたわけでありまして。そういう状況でありますから、大沢へつりの入口のカーブのところは簡易補装されている。その先がちょっと土砂流出で崩れて落ちていたものですから、これぐらいなら来年の山開きはできるんじゃないかという状況で現地を見てきたわけなんですけれども、これは絶対に町に状況を説明しなければ、来年度の田代山の山開きも危なくなるんじゃないかと思ったものですから、一応現地を見てまいりまして、あの土砂の状況を見ますと、どれぐらいの復旧事業になるのか、ちょっとその辺教えていただきたい。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答え申し上げます。

私も現地を確認してまいりました。その箇所につきましては福島県のほうで今般の公共土木の災害復旧の災害査定ということで、申請するというふうに聞いております。路肩の決壊の延長で12メートル程度でございますが、今、議員からお話もありましたとおり、沢のほうに深く崩れている状況でございます。延長は短いですが、谷が深いということで、それなりの事業費があるのかなというふうに思っております。何分にも災害査定中でございます、結果もまだ私たちのほうで把握しておりませんので、これぐらいの回答にさせていただきたいと思っておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 本当にどれぐらいの調査の工事の現況になるかそれはちょっとわからないと思いますけれども、県道栗山館岩線の開通がもう3年以上とまっているんです。これは大変な状況なんです。

栃木県側の箇所が壊れているという状況だったものですから、私も日光市に行って、その状況を説明も聞きながら土木部長から話を聞いてまいりました。菅家さん、湯ノ花温泉のほうでも緊急にそういう対応をするというような話だったんですけれども、なかなかその辺が水害がありまして、話が進まないという状況になっておりますけれども。

私は本当に館岩地域の状況を見ますと、県道、林道の災害というのは非常に関東方面から来るお客さんに対する入りが遠のいてきているような状況になっているんです。これはどういうことかという、館岩はいち早く観光立村としてアメニティーコンクールで日本一になったんです。そういう状況の勢いがある中で、今合併した状況で、午前中もいろいろ暗い話は出ていましたけれども、私はそういうことはないと思うんです。地域地域の頑張りがあれば南会津も強くなると思うんですけれども、3年間とまっているという状況が、ことしの10月の末に協議会があるわけだったんですけれども、これも台風19号によって、栃木県側もできないということで、中止になったわけですから、この県道の復旧状況というのは、早急にそれは関係省庁に言っているわけでございますけれども、もう一度栃木県側の復旧状況というのは皆さんに説明させていただきたいと思うんですけれども、どうでしょう。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えさせていただきます。

3年間、確かに、この3年間通行どめになった理由は、栃木県側のほうの雨の被害なんです。

ですから、今回19号であのような被害になったわけでありますけれども、県としてもできるだけ早く復旧させて、そして山開きには間に合わせたいというのが今の意向なんで、それはぜひ私どももお願いもしますし、県の今の意向を尊重したいと思います。栃木県も一生懸命頑張っていることは私もよく期成同盟会の中でもお話しも聞いていますし、議員もその件はよくご理解いただいていると、そのようにも思っています。大事な路線でありますので、町といたしましても日光市さんとも連携しながら、しっかりとこの道路の安全の確保とそれから一日も早く全線が開通できるように、努めてまいりたいと思っていますので、ご理解願いたいと思います。

これまでも、福島県も安全策であったり、あとは落石防止であったり、一部、全部ではないですけれども、舗装をしていただいたり、いろいろ努力はしていただいておりますので、そしてまた、水引までの生活道の今度のまた道路も改良していただくというような計画になっておりますので、そんなことで少しずつではありますけれども、県のほうもそういう成果を上げられておりますので、なおかつまた、このような災害の中で県としてももっとご尽力いただけるような町としての協力もしながら、県にお願いしていきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 町長さん、議長さんは議会が終われば道路陳情ということに入るわけでございますから、しっかりとこれは私たちも地域の代表として訴えていかなければならないと肝に銘じております。そういった中におきまして、先般19号の木賊温泉の水害の状況も大変ありまして、私も何回も足を運びました。湯ノ花温泉も私が記憶にあるのは伊勢湾台風以来かなという規模だったんですけれども、本当にうちのほうの湯ノ花の露天風呂も跡形もなく流されまして、田島の議員の人たちも、執行部の皆さんも、そういう露天風呂、わかるかどうかわからないんですけれども、本当にすごい水害が出たということは間違いないんです。

そういう中におきまして、私は先ほど町長答弁にありましたように、山頂の雨量計、これは旧館岩時代はもう必ず情報の最先端に入ったんです。全国でいち早く田代山というのは雨量が多いところですから、必ず天気予報でも何でもすぐにぱっと出て、何百ミリという雨量計が出たんですけれども、今館岩支所に置いてあること自体が、私意味わからないんですけれども、田代山の山腹にあることによって、下流に住む生活を営んでいる人たちの毎日の情報が得られないということが非常に私、危惧されるんです。これも合併の弊害なのか、気象庁があえてそういうことを全国のそういう山頂にあるものを閉鎖したのか、その辺私強く訴えていきたいと思うんです。これも政治の力でないとできないかなと思うんですけれども、雨量計の設置もう

一度お願いしたいと思いますけれども、どうでしょう。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私は合併の弊害とは思っていません。そんな影響はないと思っています。

ただ、ロボットの観測所が全国一斉になくなったということと、それから今の観測所のシステムといいですか、それは光ケーブルと電気というか、これがないとだめだというようなのが私が、口頭ですけれども、田代にあったのがどうしてなくなったんですかと言ったときの答弁でした。そうはいっても今の時代ですから、何らかの方法で田代、あるいは荒海山とか、そういうところに我々の上流部にないと、私たちとしては非常に地域の防災には大きな影響を与えるというようなことは、国土交通省ほうにも、気象庁のほうにも伝えてはあります。文書では要望していませんけれども、現状を報告してあります。ですから、そういうようなことで、何とかそのような対応をできるようなことを続けて、町としても、これは私たちの地域ばかりじゃなくて、全国そういう箇所はいっぱいあると思うんです。ですから、そんなことも含めて町としても私どものところはこういうところを要望していきたいなと、また引き続きやっていきたいと、合併の影響、それは全然影響はないと、私はそういう認識でいます。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 私もこれは強く要望しておいたほうがいいと思います。雨量計は田代の弘法池の木賊側にあるわけです。これは今も現在もあるわけです。でもその設置状況の稼働していないだけで、それは今後も続けていかなければ、下流に住む住民の生活の怖さは大変な状況でありますから、松戸原の支所で280ミリという雨量が出ても、田代山ではもう350ミリ以上出ていますから、必ず、常に3日に1日ぐらいしか晴れる日はない湿原ですから、私も小さいときから非常に愛着のある高層湿原ですから、この田代山というのは今現在は三井物産の三井フォレスト、三井物産の一領域に社有林になっているんです。三井物産というのは、日本でも大企業でありまして、世界的な会社でもありますけれども、今、全国に74カ所の社有林を所有しまして、国土でいいますと0.1%で、4万4,000ヘクタール、北海道から九州まで社有しているんですけれども、田代山も唯一三井物産の社有林、そういうことがありますから、今、町長さんも毎年、田代山の山開きには三井さんのほうで4名ぐらい来て、神事を行って山の確認を行っている状況でありますけれども、三井さんのほうにもこういう状況というのを東京へ出張に行かれたときは、顔を出してそういうお知らせもしながら、山の環境を守っていただくというのは大変大切ではないかと私は思っております。

私たちは、本当に館岩時代から三井さんとは非常に関わりのある企業でございます。この企業はまさか何が何でも今は地球環境を守る、環境をつくる、子供たちをつくるという本当の機能、日本をつくるということで頑張っている会社でありますから、ぜひとも田代湿原の状況は、私は今度の水害によって、三井さんのほうにお知らせしたかどうか、ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、その辺はわかりますか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 お答えいたします。

三井物産さんのほうにも、昨年度から田代山の状況については、お話し申し上げております。今回の19号の台風につきましても、先ほど議員お話にありましたとおり、伯母の岐の併用林道になっておりまして、その上流に三井物産さんの社有林もございますが、そこに行く併用林道の整備等についても三井物産さんのほうからも申し入れがあったところでございまして、お互いに被害状況については共有しておりますので、ご了解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 そういうお声をかけていただいたということは本当にありがたいと思います。来年度、令和2年度、田代山の山開き、町長答弁では、開催ができそうだとということで話がありましたものですから、私も地元へ帰って報告できると思って、いい答弁聞いたと思っておりますけれども、これは工事の進捗状況でございますけれども、春の開催でなければ、田代山の高層湿原の花というのは6月、7月、8月、この辺でお客さんが来ているわけです。今現在は、京都、九州のほうからも監視員の方に聞きますと、車が来ていると。延べにすれば2,000人から3,000人近くは田代に登っている。リピーターも県外からは3回から4回7月には来ている人がいますという情報を得たものですから、これは田代山の高層湿原はすばらしい全国でも類のない山なんです。

私も先般、きのう、おとといでした。偶然に私のところに三井物産から田代山のカレンダー、来年のカレンダー届いたんです。2020年の、これはワタスゲの満開のときなんです。だから、三井さんも田代山は守らなければならないという考えでおりますから、ぜひともこの高層湿原は私たち館岩地域、南会津全体においても、これだけの山登りで、山登りのときに500人から600人登られる山登りはなかなかないんです。それは安達太良のほうとぶつかる可能性もあるんですけれども、これだけ高層湿原に来られる魅力ある山ですから、ぜひとも私たちも守っていかなければならないし、何とか頑張っていかなければならない山でございますから、町のほうとしましても、しっかりと、その考えをいただきましたから、ひとつよろしく願いたい

と思います。

次に、国道352号線、私も四六時中通っている峠でございます。この峠におきましては、非常に関東方面から来られますと、怖いな、中山峠は。何ですか。館岩方面に下るときには、本当に怖いと。まったく暗くて何も見えない。そういう急峻な道路でありまして、これも352号線です。国道です。国道がこういう状況で往来しているわけです。私たちは合併のときは、それ前に村のときには陳情もいたしました。中山峠は生活道路だから何とかして平らな通りでいかないと、そういう話もありまして、私たち随分陳情したこともあります。旧鉾山跡を通過して抜けることはできないのかと、そういう話もありましたけれども、70億円かかるからやらないとはっきり言われた。

でも現在、合併して町が一生懸命努力をいただいて、橋のつけかえ、無散水、対面式の道路をあけていただいたわけです。そのあけていただいた道路によっても館岩側はまだまだ急峻で、非常にスノーシェッドの中も暗い、これはもう何としても、通った人でなければ感じられない道路であります。私は一番危惧するのは、これから冬に向かってさいたま少年自然の家のバスの往来なんです。これが2泊3日で、大体毎日のようにさいたま少年自然の家に往来しているわけですが、この1台の中に学年1クラス、35人から36人位乗っているんです。そのバスが7台から8台来ているんです。これは皆さん、執行部の皆さんも中山峠にこれだけのバスが毎日往来しているのかと、これは勉強していただかないと、大変なことだと私は思います。これが実際、館岩に来ているんです。高杖スキー場に、セミナーハウスで、さいたま市が。これは雨が降ろうか、やりが降ろうか、これはもう間違いなく、1月10日から3月10日まで。

こういうふうな往来をしている道路ですから、何とか、今の急峻な道路の先ほど町長答弁にもいただきましたけれども、52年に私はできたスノーシェッドだと思うんです。八総シェルター、そのときのスノーシェッドが、その中の排気ガスはとにかく真っ黒です。最近皆さん、若松行くとき、わかりますか、芦ノ牧のトンネル、暗いですか、明るいですか。物すごい明るいでしょう。あれは高規格道路の影響だと私は思っておりますけれども、あんなに真っ暗なトンネルがあんなに明るくなった。ああいう状況見ますと、私は352号線、これから冬大変な往来の車があるわけです。大型バス、この辺のことを考えると、壁面と天井と側面のトタンを清掃できるようなことをいただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺の答弁をいただきたい。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私の方からお答え申し上げます。

議員の思いはよく伝わりました。それで、来週、建設事務所と振興局とこの地方の課題を話

し合う会議がありますので、そのときに議員からいただいた中身も含めて、事務所のほうにお伝えをし、早期の対策を求めたいと思います。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 確かに事故は10年間で物すごい事故、起きていると思います。今までの経過ありました。これは警察情報出さないか、出すかわかりませんが、相当な件数が起きていると思います。そういう件数におきまして、今回、今、町長答弁でいただきました携帯電話の光、これが非常に執行部と町長さん、努力していただいたことは、本当に館岩地域に生活している人はもう安堵のことができると思います。今まで事故起こされた方は本当に連絡ができないんです。岩下側に行くか、滝原へ行くか、それぐらいの距離の中であの頂点で事故があっても行けないんです。これはもう大変な状況です。都会から来たスキーヤーなんていうのは泣いて泣いてどうしようもないです。その連絡もつけられたということは、私は大変なお力をいただいたと思います。

この携帯電話に対しましては、それ以上ありませんけれども、私は今数間沢に1本だけ携帯電話立っているんです。これは館岩地域で景観条例の中で会議も開かないで独断で立てたんじゃないかと、私思っているんですけれども、その辺の説明はわかりますか。

○室井嘉吉議長 館岩総合支所長。

○阿久津弘典館岩総合支所長 議員からのお話しの件は、岩下数間沢地域の館岩側からいえば、右側の鉄塔のことだと思われます。それにつきましては、色彩等、高さ等につきまして館岩地域の景観条例と申しますか、焦げ茶色にしたいということで、高さの面についても電波の供給に支障のない最低限の高さになっているというふうに認識しておりますので、ご理解をお願いします。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 あそこに立てるな、立てろというわけではございませんけれども、今度は携帯電話のケーブルがどこへ立つかわかりませんが、今1万本の桜を植えて植栽している。街道筋やっているんです。これをやっている状況にありまして、携帯のケーブルをどの辺に立てたらいいのか、この辺もやはりちゃんとした景観をつくりながら立てていただきたいと思います。今、携帯電話も3社あるでしょう、ドコモ、au、ソフトバンク、この3社で3本も建てられたら私は納得いきません。そういうものもやはり1本の景観に合うような電波基地ができればいいと思いますけれども、その辺の状況はわかりますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほども私、お話しさせていただきましたけれども、携帯3社それぞれ民間でございます。一緒にやってもらえれば私どもも本当は一番いいと思っているんですが、これはなかなかそれぞれの営業もございますから、みんな見合いみたいな感じになって、私も要望に行ったときもみんなそうなんです。どこどこはどうですかの話なんです。ですから、これを私どももそれはお願いはできるかもしれませんが、あとは経営の問題なんで、私どもがこうして欲しいといったときに、あなた方の話しとは私どもは違いますからと言われれば、これはそれで終わりです。

私どもとしては、もちろんいろいろと景観も大事だと思いますが、電波がどの位置にアンテナを立てたら、一番有効に機能できるかということも当然、私わかりませんけれども、関係があるんで、ここに立てなければ、もう先に通じないというところ、ここがだめですよと言ったら、私はできませんという話になるかと思います。私、そこまでの話をしたかどうかわかりませんが、いろいろな諸事情の中で、あのようなことになったと思いますが、あとは館岩地域の景観条例といいますか、南会津町の景観条例を考慮したアンテナを立てたというようなことの話がありました。

ですから、それを信頼するしかないのかなとは思いますが、いずれにしても、そこからまた先がそれをもとにしてトンネルの先もつながっていくような計画なんです。ですから、あれがなくなれば、その先がないということですから、これはご理解願いたいんです。いろいろなことがあろうかと思いますが、最低限、最小限、そこら辺のところは我慢するものは我慢する、そして対応できるものはできるだけ対応してもらおうような、そういう対策も町としても考慮しながら、お願いしながら、そしてこの事業を進めていきたい。そのようには考えています。

当然業者の皆さんも、今いろいろな色とか色彩とかは考慮されてあのような色になっていると、私はそのように感じておりますので、議員の思われることと違うのかもしれませんが、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

町としては、ですから、それぞれの民間の業者にお願いするときには、何とかこの事業を進めてほしい。もちろん町の状況もございますから、そのときにはそのような説明もさせていただいていることはそれは事実でございます。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 町長の思いはわかりますけれども、私もここで強く推しておかなけ

ればならないのは、中継基地のできるアンテナというのは、3本も立てたら大変な状況になりますから、その辺は業者間で、何とかこれは特別景観地域だから、そういうところ配慮してくれ、その辺のことは強く推せると思いますから、その辺、ぜひともお願いしたいと思います。

あと、スノーシェルター、数間沢と八総スノーシェルターの間、これは50メートルぐらいの路面の急峻なんですけれども、非常に冬期間は凍結です。これは大きな事故もあります。でもこの間を無散水ができないのであれば、スノーシェルターを入れるのか、それとも勾配を平らにするという仕事はしていただいたわけですが、どうしても関東方面から来る人は、怖い怖いという話はもう年中しておりますから、その辺の配慮はもう一回どうですか。その辺の設置状況、お願いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 町として、確かに私も通ってみれば、急に出て、また積雪があったり、凍ったりしている。スノーシェッドの中も出口入り口は凍っています。そんなことも含めてわずかな部分でそんなような状況になるということは承知しています。県のほうにもその旨を十分、県もわかってはいます。その中で町としても危険ですからその改良をお願いしていきたいと思っています。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 それでは強力にお願いしたいと思います。

それでは最後に芝浦工業大学のセミナーハウスの状況であります。大変私たちは非常に館岩自体ができたときには、2年前に閉鎖されるまでは非常に有効に使われていまして、宿泊数にすれば9,000人以上入っていたんです。あの施設に、120名収容できる。セミナーハウスですから、いろいろな会社の会合もできたり、いろいろな中継地点、そして温泉も入っているんです。中へ入ったところわかりませんが、温泉の廊下に一人ずつのプレートが何百と貼られているんです。それはみんな個人の寄附です。生徒と教授と、皆さんいろいろな関わりのある人が、それであの温泉をつくってあのセミナーを運営してきたわけです。突然として理事会でもうやらないと。本来は館岩地域に入ってきたときはこんなすばらしい風景のこういう場所はないんだということで館岩地域にセミナーハウスを建てられたわけ、ところが10年も、15年もたったら逆になってしまって、そろそろ芝浦工業大学建てなくてはならないからと、そういう状況になってきて、一言でそういうことになってしまって、2年もたってしまって、私は今タイムリミットだと思うんです。この2年、5年たったらだめですよ、もう配管が。だから何としても、この2年、3年の間に町にオファーがあるのであれば、やはり利活用というものを

考えていただければと思います。

その中におきまして、館岩地域もいろいろなところの友好都市ございます。まずは東武鉄道、芝浦工業大学、さいたま市、それぞれの地域の人たちとの交わりというか、南会津町の接点というものを今後つくっていったほうが私はいいと思うんですけれども、その辺どうですか。お答えできますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

公共施設の管理計画、この間も説明させていただきました。手に入れる、無償であげるからと言われても、そのところは十分私どももどういうふうに活用するのか、どのような状況になっているのか、それを十分私どもとしても検討しないとだめだと思うんです。ですからそのことも踏まえて、議員の思いはわかりますが、有効利用もわかりますが、いずれそういうことで、芝浦工業大学さんでは、必要なセミナーハウスを建てたけれども、活用に苦慮しておられて、休館になっているというような状況でございますので、町に無償譲渡というお話も最近ありました。それまでは町で買ってくれないかというふうな話もございました。町では買うことはできませんと明確にお断りしました。そんな中で、今後、活用も含めて、あのエリアもどのようにするのかということ、リゾートの大きなエリアもございますから、その辺も含めた中で、総体的にどのようにしたら活用ができるのか、あるいはもう必要ないのか、そこも含めて町として検討していきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。検討はしてみます。

○室井嘉吉議長 13番、菅家幸弘君。

○13番 菅家幸弘議員 大変検討をいただくということでいい答弁ではありましたが、私は、高杖エリアというのはすごいところなんです。今、太陽光もありますけれども、やはりスキー場とゴルフ場とソバ畑、いろいろなエリアで都市部からの合宿に入ってきています。大学も合宿に入ってきています。そういう場所において、この高杖セミナーハウスが利用できないかなと、私もこの思いがあって質問したわけですが、これも町あたりでプロジェクトチーム組んで、そういう友好関係を結んだ中で、そういうチームをつくりながら、今後いい案ができればぜひやっていただきたいと思うんです。せっかくの建物ですから、無駄にならないように、お願いしたいと思います。

私の質問、これで終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、13番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。

◇ 川 島 進 議員

○室井嘉吉議長 次に、3番、川島進君の登壇を許します。

3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 皆さん、こんにちは。

議席番号3番、川島進です。通告に従い、2点質問をいたします。

まず1点目、運転免許証自主返納支援事業の見直しをということです。

運転免許証自主返納支援事業による交通機関の共通利用券は運転免許証自主返納者本人のみが使用可能で、家族は使用することができません。本町のように公共交通機関が乏しい地域は通院や買い物など、生活する上でマイカーという交通手段が欠かせません。そのような中で運転免許証を返納するということは、本人ばかりだけでなく、家族も不自由な生活が強いられ、経済的にも大きな負担となっています。返納者本人が入院や施設へ入所となればせっかくの支援事業が有効に利用されることなく、期限切れで無駄になっては意味がないと考えます。高齢者運転による交通事故を減らすためにも運転免許証の自主返納制度は重要です。免許証返納後も安心して暮らせる環境づくりとして、せめて利用券の使用範囲を配偶者まで拡大してはどうか、町の考えを伺います。

2つ目、所得の低い方々に対して燃料代の補助、ここ数年燃料価格は高どまりで推移し、高齢者世帯、ひとり親世帯等の家計を圧迫しています。所得の低い方々に対し、暖房代やガソリン代に使用できる利用券の支給をしてはどうか。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、川島進議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、運転免許証自主返納支援事業の共通利用券の使用可能範囲を配偶者まで拡大してはどうかのおただしではありますが、本事業は公共交通の利用促進と高齢者の運転による事故防止を図るため、平成23年4月より開始しております。運転免許証を返納された方のみ利用できる共通利用券を年間1万5,000円分を5年間交付しているものであります。委員おただしの件につきましては、町としても課題として認識していることから、現在進めている地域公共交通再編実施計画の策定作業において、実施している実証実験運行の結果を基に、今後町民の皆さんからご意見をいただいた上でご利用しやすい運行体制を整備するとともに、配偶者を含めた

共通利用券のあり方についても検討してまいりたいと、そのように考えております。

全国で、本当に高齢者の運転問題になっております。事故も、実際に悲惨な事故もございますから、私たちの地域からもこの事故から防ぐ手だてを何らかの形の中で積極的に進めていかなければならないと、そのように考えています。そうした中で、利用しやすい公共交通のあり方ということも、実証実験等も含めまして、今やっているところでございますが、この私が基本的に運転免許証を返納された方のみに1万5,000円を5年間補助券を出すのが本当にいいのか、そもそも運転免許持っていない人も同じような状況にあるわけですから、そこら辺も含めた中に抜本的に改正するには、公共交通のあり方を見直さないと、これはなかなか解決できないと私は思っているんです。ですからそういうことも含めて、100%はできないかもしれませんが、でも、これも黙認することも見逃すこともできませんので、その辺も含めた中で、そういう利用ができるのか、あるいはそのほかの人たちにもどのような対応ができるのかということも含めた中で、町として検討していきたいなと、そのように今考えています。

ただ、どこまでできるかということは、ここでどうにも言えませんが、そのような課題があるということは私も認識しておりますので、議員もその点をご理解願いたいと思います。

次に、所得の低い方に対して、暖房代やガソリン代に使用できる利用券を支給してはどうかとのおただしであります。現在、町では10月1日からの消費税率引き上げが、低所得者や子育て世代の家計に大きな影響を及ぼす可能性があることから、それらの影響緩和と町内における消費を喚起、下支えするため、住民税均等割が非課税の方と小さなお子様のいる世帯の世帯主の方を対象に、1人につき、最大2万5,000円の商品券を2万円で購入できる25%もお得なプレミアム付商品券を販売しているところであります。なお、使用期限は3月15日までとなっております。11月末日現在、町内の147店舗で使用可能でその中には灯油やガソリン代等を取り扱っている店舗等も含まれております。また、10月1日からは消費税率引き上げ分を財源とした年金生活者支援給付金制度がスタートし、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の方を対象に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして年金生活者支援給付金が支給されるようになりました。このようなことから、町といたしましては、これ以上のさらなる補助等は現在考えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　3番、川島進君。

○3番　川島　進議員　じゃ、少し伺います。

まず、免許証の自主返納支援事業の過去5年間のデータをちょっと調べさせていただきました。平成26年度から平成30年度までの数字でございますが、具体的に申し上げますと、毎年、5年前は44名、これは新規です、それからその次、63人、68人、81人、昨年度が78人、この合計が334人、当然これは5年間ですから、延べということでふえてきまして、5年間足しますと687人、その合計が1,021人であります。1万5,000円かけますと、1,531万5,000円ということになります。5年間の請求実績がいかほどあったかという、847万1,800円、率にして55.3%、ほぼ平成26年度が50.3%、27年度が52%、28年度が54%、29年度が61%、これは若干高いですが、昨年度が54.2%、平均で55.3%、利用券を配布した金額から実績を引きますと、684万円が未利用というような具体的な数字になっております。

町長のほうから、非常に幅広く他のデマンド交通等々検討し、利用しやすい、免許証のない方もいらっしゃると。町民の中にはいらっしゃるでしょう。広く検討するというご返事を頂戴いたしましたが、具体的に私が目にした、あとは何人かの町民から要望されていることは、1点は返納者本人がある施設に入所をされました。当然本人だけですから、そこに住所があるので、そこに利用券が1万5,000円町から交付された。それは事務所の金庫にあずかり、そこに奥さんが足しげく見舞いなり看病なり通って来られました。でも、それは使えない。もったいないなんて事務所でちょっと職員間で話が出ました。1年経過して、また来ました。昨年の分は終わってしまったみたいな話にもなりました。こういうのも一例としてございます。

あとは、最近、ここ2カ月ぐらいで私の存じ上げている方が2人続けて返納されました。その方は子供さんと同居されているわけでもなく、90近い高齢者のご夫婦で奥さんも常に一心同体で移動されておりました。農作業行くにも買い物に行くにも、旦那さんの車に同乗と、それが旦那さんも耳も遠くなったり、動きも鈍くなった等々で返納するに至ったと。タクシー等々で歩けば、それは奥さん同乗するからその分は問題ないんですが、タクシー使うと、館岩田島、それから伊南、南郷、これは往復でも1万5,000円というのはどうにも足りない数字になると思います。バスで行くと配偶者、奥さんの分は自己負担というような、いろいろな例もございました。

あとは、返納を来年、目いっぱい免許更新まで乗って、その後は更新をせずに返納したいというような話を聞いております。その方からも、そのときは俺も使えるようにしてもらえないかなんて、その奥様からお話しというか雑談というか。

そういう、ごくわずかです、数的にはわずかですが、過去5年間の数字を見ると、新規の返納者が年々増加していることも事実です。それは来年、再来年、これからずっとそうなるで

しょう、当然のごとく。そのような中でせつかくの予算措置が45%使われない。その使われない理由は使えるのに使わないのか、使いたくても使えないのか、それはそこまでの理由は私特別データ上持っているわけでもなし、多くの人から聞いたわけでもありませんから、ここで今申し上げたような二、三の例しかお話しすることはできませんが、そのような事例もございます。ぜひ、前向きな検討をお願いできればと思います。

あと、2つ目の燃料、灯油とかガソリンの利用券ということでございますが、確かに10月1日からの消費税のアップに伴って非課税家庭、住民税の非課税家庭等々2万5,000円の利用券を2万円で買える。確かに本町で販売はしているわけですが、その2万5,000円が5,000円プレミアムつくんですが、財源の2万円がないと、買えないわけです。当然2万円、4万円と買えば5,000円、1万円とプレミアムはついてくるわけですが、そのような方も町内には多々いらっしゃる。線引きも難しいでしょうが、低所得者、全ての方というのは当然これは無理だと思いますので、事務量も膨大になりますし、どこかで線を引いていただいて、ぜひ幾ばくの金券でも結構ですから、そのような、町長は考えていませんというあれですが、ぜひもう一度検討いただけないか。

以上、もう一度、お願いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からは運転免許証の返納の件で、現実返納されている方がそのような状況になっているということは私も承知しています。実際に半分ぐらいの方が使われないで、そのままになっているということも聞いております。そういう中でせつかくそういうふうに判断された方に対して途中で使えないというのはこれはちょっと問題だと、課題だと思っておりますので、それに対してはいろいろ検討を加えていきたいと思っておりますが、基本的に申しまして、先ほど申し上げましたように、免許持っている人が恩恵を受けることになるわけです、実際は。持っていない人は最初からそれにあやかれないわけです、返納したくても持っていないから、返納できないから。そうするとその人は何の支援も受けられない状況になる。ですから、これを抜本的に改正するには、公共交通の体系を見直して、もっと利用しやすいような、なかなか難しいかもしれませんが、そのような対策を町としては考えていくのが抜本的な解決策につながっていくのではないかなと、全部解消できないかもしれませんが。そういうふうに思っています。

これはなかなか業者さんも含んだりいろいろ難しい話なんで、すぐいつからやりますという状況にはないんですが、それを目指していきたいと思っております。

そしてもう一つ、この運転免許証、1万5,000円の補助金なのですが、実際に利用される方がどうして車を手放せないかという、買い物とか通院なんです、大体聞いてみますと。そうすると、特に西部地区、今、議員もおっしゃられましたが、西部地区から田島に来れば往復で1万5,000円で足りないわけです。そうすると、この1万5,000円のこの補助金が本当に有効に働くのかどうなのかということも、そこら辺にも課題があるわけです。ないよりはいいわけがありますけれども、でも、そういうことも含めた中で、町として何らかの対応ができないかと、対策ができないかと考えています。すぐできませんが、それを目指していきたいと思います。

今の課題、これは今言われたようなことを、何とかそのような中で、対応できるようにするにはどうしたらいいのかということは、これは検討していきたいと思いますので、できるだけせっかく協力してもらって、そして発行したものでありますから、それを有効に利用していただくような手だてを町としては考えていききたいと、そのように思っています。

あと、石油、ガソリン代、これは以前は急激な値上がりしたときはやったケースもございますけれども、あの当時は全くそういう措置がなくて、かなり大きな影響もあるだろうと、急激に価格が上がったと。今、確かに価格が上がっていますけれども、もろもろの中での推移というようなこともございまして、なかなか今現在、先ほど私もそれに対しての補助事業はやる考えはありませんというふうに答弁させていただきました。今のところそういう考えでありますけれども、また情勢の変化などあったり、どうしてもそのような必要なことが出てきた場合には、それは今おっしゃられるようなことが対応が必要になる、可能性としてはございますが、今現在としてはそのような考え方でありますので、ご理解を願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 3番、川島進君。

○3番 川島 進議員 それでは、運転免許証返納の自主返納のその後ということですが、単純に免許ない方、それから返納された方に平等な政策という町長のご返事ですが、ちょっと今日の質問から話が町民全体、免許ない方ということで話が進みましたので、今後そういう方々、もちろん免許返された方、免許ない方はその時点でイコールになるわけです。そうしますと、もう当然買い物、通院、等々さまざまございます。これはちょっとある新聞のコピーなんですけれども、ある県で、NPO法人というのがありまして、家庭の掃除ですとか、そういったものも含めて、買い物や生活支援でそこに勤務するスタッフが運転をしてカバーしているというように一例も載っております。そういったものも今のお話の中ですと、共通するようなことなのかなと考えますので、今後前向きに検討いただきまして、いい結果が出ることを望み、これで私の質問を閉じます。

○室井嘉吉議長 以上で、3番、川島進君の一般質問を終わります。



◇ 五十嵐 芳 道 議員

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐議員にお諮りをします。午後3時まで、45分を残しております。一般質問を継続したいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、了解をいただきましたので、一般質問を続けます。

1番、五十嵐芳道君の登壇を許します。

1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 議席番号1番、五十嵐芳道、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず1つ目、ラジオ難聴地域の解消は、災害避難時にラジオは防災用品として重要であることは周知のとおりですが、田島地区を除く南会津町内はAMラジオの難聴地域のため、ラジオを防災用品として使用することはできません。そこで質問をいたします。1つ、総務省で行っている民放ラジオ難聴解消支援事業を利用し、町内の難聴地域解消はできないですか。

2番、平成28年12月議会における山内政議員の一般質問の答弁に、NHK福島放送局の災害ニュースを町の防災行政無線を活用し、各戸設置の無線機から放送することが可能となったとあるが、その後の経過は。

3番、同じ答弁で、普段からラジオ放送を聞くことができるように、郡内の各町村と連携を図りながら引き続き難聴地域解消に取り組むとしているが、その取り組み状況と、どのように進展しているのか。

4番、国道289号線駒止トンネル内では、AMとFMのラジオ放送が行われているが、現状は何とか聞こえる程度で視聴できる状態ではない。受信状態を改善することはできないか。

大きな2番、県立南会津高校の存続を求める取り組みは。9月議会以降の町及び関係団体の活動と、県教育委員会の動きは。

1、町の取り組み状況及び町内関係団体の取り組み状況は。2、県教育委員会の動きはどのようなになっているか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 1 番、五十嵐芳道議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、ラジオ難聴地域の解消に関する 1 点目であります。総務省の民放ラジオ難聴解消支援事業を利用した町内の難聴地域解消について、及び 3 点目の難聴地域解消に向けた郡内の各町村との連携による取り組み状況の進展についてのおただしは関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

国の民放ラジオ難聴解消支援事業は、民間ラジオ放送事業者、または自治体を事業主体として、難聴対策のための中継局整備事業費の 3 の分の 2 の補助を受けられるものであります。しかしながら、現在の民放ラジオ難聴対策事業には幾つかの課題があります。課題の 1 点目としては、AM放送の中継局施設は広い敷地に高さ100メートル規模のアンテナが必要になり、特に山間部ではそれが複数箇所必要なことから、多額の建設費や維持管理経費が相当かかることが見込まれることであります。2 点目としましては、民放ラジオ局各社では、落ち込む広告収入などが経営状況の悪化からみずから中継局施設の建設には消極的であると、そのように言われております。

3 点目は、今年 8 月、国はAM放送廃止とFM放送への転換を認めたことから、令和 5 年にもAM放送を停止するラジオ局が出てくる見通しでありますというような報道がありました。この場合、代替となるFM放送については、AM放送より電波の到達範囲が狭く、多くの中継局が必要となることや山間部では受信しにくくなるなどの課題が生じます。このような状況から現在まで、ラジオ難聴地域の解消を会津地域全体の課題として、会津総合開発協議会で国・県への要望活動を行い、国主導により抜本的な対策を講じるよう求めているところでもあります。

町としても、平成23年豪雨災害ありました。大きな、もちろん東日本大震災もありました。そのような中で、私も民放には行きませんでしたけれども、NHKに何度か行きました。NHKで今いろいろ答えられたのが、多額の費用がかかるということで、なかなかその対応はNHKとして全体にやらなければならないので厳しいと、そのようなことを福島NHKで私も言われました。その代替として、NHKが災害に対しての情報、これをFM放送で放送したことは、町でそれを再放送することは契約をもって締結しましょうということで、NHKとそういう協定を結んで今現在おります。

これから、それが答弁になりますが、次に 2 点目の中で、NHK福島放送の災害ニュースを町の防災行政無線を活用した放送についての経過に関するおただしの中で、そのようなお話がありますが、これはNHK福島放送局による非常災害ニュースを本町の防災行政無線を活用し

て、各戸に配布されている個別受信機や集落ごとに整備されている屋外スピーカーから同時にそのまま放送できることが可能になったもので、平成28年6月20日、NHK福島放送局と非常災害時のニュース再放送に関する覚書を締結したものであります。

なお、現在、本町でこの非常災害ニュースを送信したことはございません。そのようなことよりももっとリアルなといいますか、状況の中で対応できていましたから、その辺の確認をしながら、そのようなことで再放送をしておりますませんでした。

次に、4点目、国道289号駒止トンネル内のラジオ放送についてのおたかしであります、駒止トンネルを管理する福島県南会津建設事務所に確認いたしましたところ、原因について現地の状況を確認し、特定するとともに、電波の受信状況を確認し、対応策を検討してまいりますとの回答をいただいておりますので、ご理解を願います。

次に、県立南会津高校の存続を求める取り組みに関する1点目であります。

町の取り組み状況及び町内関係団体の取り組み状況はとのおたかしであります、9月定例会以降の取り組みといたしましては、10月25日に福島県知事と県教育長に対し、南会津高等学校及び田島高等学校、両校振興連絡協議会による南会津高等学校、田島高等学校2校存続についての要望活動が行われました。両校振興連絡協議会会長のほか、南会津高等学校同窓会会長、南会津中学校PTA会長、町教育長が県庁を訪問いたしまして、県教育長に対して、2校存続について要望書を提出してまいりました。

また、南会津高等学校同窓会、振興連絡協議会、南会津高等学校、南会津中学校、南郷小学校、伊南小学校の各PTA会長が発起人になり、伊南、南郷地域を中心に南会津、田島、両高等学校の存続を求める署名活動が行われまして、寄せられた署名を11月27日に県教育長を訪問し、県教育長、県立高校改革監に提出をいたしました。参加者は南会津高等学校の同窓会会長を兼ねる振興連絡協議会会長及び南会津高等学校、南会津中学校、伊南小学校、南郷小学校、各PTA会長、Iターン者のトマト農家代表、町教育長ほか関係者が出席し、地域の皆様5,590名の署名、さらには各種団体等113団体の署名を手交し、両校の存続について強く要望してきたところであります。現在、田島高等学校の同窓会でも、田島地域において、2校存続を求める署名活動が行われているところであります。

次に、2点目であります県教育委員会の動きはどのようなになっているかとおたかしですが、県教育庁では、各地域で2回目となる県立高校改革懇談会を開催しており、本町では先週12月5日、南会津高校において開催されました。昨夜その様子、ちょっと一部放送されました。県教育長から田島、南会津統合校の方向性について、また第1回懇談会で出された意見

に対しての説明がなされたのち、意見交換がなされました。委員からは拙速に統合を進めるのではなくて、地域の実情を把握し、住民の意見を十分聞いてほしい等との意見が出されましたが、その回答及び説明は本年２月に示された県立高等学校改革前期実施計画に基づいた内容で、大きく変わるものではありませんでした。

現時点で、本町の地域的な特殊性、地域経済に及ぼす影響等を考慮すると、田島、南会津両高等学校を存続することは南会津地域には欠かせないものでありますので、引き続き２校存続に向けた要望活動等について関係団体と連絡を密にしながら継続して強く要望していきたいと、そのように思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　それでは、再質問させていただきます。

まず、１つ目の民放ラジオ難聴解消支援事業、町長の答弁に平らなところに中継局をつくらなくてはいけないという答弁があったんですが、ちょっと認識が違いまして、FM局は中腹につくることができるワイドFMを使った難聴解消支援事業なもので、支援事業そのものが災害時に、今までAMの中継基地は平らなところにつくってあるので、災害時に冠水するなどの危険があるので、ワイドFMに転換していくという形で、その流れでAM廃止とともに進めていくという総務省の趣旨だったというふうに総務省の資料の中で読んだんですが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長　総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長　民放ラジオ難聴解消支援事業というものでございますが、この要綱の中にはワイドFMへの転換というようなことは特別うたっておりませんで、民放ラジオのアンテナ、これを立てるための事業に対する支援ということで、先ほど答弁ありましたように、中継局整備の３分の２の補助を受けるということになっている補助事業でございます。

なお、先ほどの答弁で平らな土地ということではなく、広い敷地ということで、100メートル程度のアンテナになりますので、広い敷地が必要だということになりますし、また見通しを考えると、川沿いとか、そういうことになりますので、山間部においてはそれが複数箇所となるとなかなか用地の確保が難しいんだろうというような状況かなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長　１番、五十嵐芳道君。

○１番　五十嵐芳道議員　今、ワイドFMじゃなくて、AM波の中継基地という話で答弁いた

だいたんですけれども、実は金山町はワイドFMを使ってラジオ福島、これは2波出しているんですけれども、金山町に2つ、地域があるんですが、それはワイドFMなんです。金山町の予算書なり広報を見ると、これはその事業でやっているということなんですが、その点についてはご存じでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは前から、本当に先ほど申し上げましたように、災害続いた中で一番頼りになるのがラジオだと、ラジオの情報が、携帯ラジオというか、それが持ちやすいということで、何とかと会う話はずっとあって、私どももそういうことでNHKとかそういうところへ行ってきました。民放には行っていませんでしたけれども、ただ、ラジオ福島は入りません。栃木へ行くと入るんです。こっちは入らないんです。西部地区、また入らないし、田島地区も入らないところもあります。そういうことで、先ほども答弁させていただきましたけれども、非常にエリアが広い。ですからアンテナの数も多く必要、そうすると、その経費的なものがかかりかかると、3分の1負担となるということになっても、そういうことなものですから、町としてこれはなかなか厳しいと、というような話しで今まで来ました。重々必要なことはわかるんですが、電波の使用帯も変わるということ。

それから、もう一つ、私どものほうは、もう一つはすぐにラジオの情報はないかもしれませんが、これからは防災無線等、それが全て機能するわけではないかもしれませんが、そうしたことも含めていろいろなものも絡めた中で、町としては対応するのが南会津町として今現状ではいい方法ではないかなと、そのような判断もあります。できるだけ国の支援事業を受けながら、経費もありますから、後々の維持管理費もございますし、そうしたことも含めた中でいい情報があればそれらに対して、町としても対応できるものがあればしていきたいと思っています。

これは総務省のほうにも実際このような地域ということで、先ほども申し上げましたが、会津全体としても申し上げましたし、私どもも防災無線とも絡めてそのようなことも総務省のほうに要望はしておりますが、なかなか現在のところ有利な事業がないということで今の現状になっているわけでありまして、皆さんの安全対策だけはこれはしっかり守らなければならないのはわかりますが、そのようなことで今考えているということでご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 お金がかかることなので、強く言うということはないんですが、FM波に関しては、今南郷地域に関しては只見のFM波で、ほぼ、特に旧富田地区に関しては只見、南郷の中継局がほぼ伊南の古町あたりまではカバーしているのかなと思います。2局あの辺は行けるんです。その辺もちょっと考慮していただいて、この計画を考えていただきたい。いっぱい立てることはそれほどない。

今、FM局が南郷は1局なんですけれども、只見が2局でやっているんです。それでほぼカバーしているはずなんです。それはFM波なんです。だから、さっき言われたように、中波のAM波が遠くまで届くんでAM波が有利かという、山間部はそうでもないのかな。特に、町長がNHKに行かれたと言われましたけれども、私も実はずっと前なんですけれども、南郷村時代に助役と村長にこのことについて、何で南郷はラジオ、そのころは、今は余り言わないんですけれども、NHKの放送は皆様の受信料でと必ず言っていたんです。今は余り言わなくなったんです。そういうことがあったもので、皆様の受信料でつくられているんだしたら、聞こえないのはおかしいんじゃないかという話を村長と助役に言ったら、NHKに聞いたと。そうしたら、NHKでは人口の少ないところにはつくらないと、一発で終わりだったんです。

門前払いだったので、ずっとそう思っていてきょうのこの場に立っているんですけれども、そこもあるんで、ちょっと前向きというか、予算のこともあるので、仕方がないんですけれども、今、行司にあるAM中継局というのは1961年に使用開始、途中立てかえもあったみたいなんですけど、相当古くて、ラジオ放送が終わるとというのが、有識者会議の会議で総務省のほうに報告書としてまとめられたもので、2023年から一部の地域で先行して始めるというふうになっているんです。もう少し後ろにこの辺はなるのかもしれないんですけれども、行く行くはAM放送がなくなってFM放送に転換していくという形なので、そこも含めて、きょう、あした、あさってとかというのじゃなくて、23年度の間、できれば自分たちの子供とかにはラジオを聞かせる環境を整えてやりたいと思っているもので。

あと、防災に関しては、大義名分を言うので、防災のことを言っていますけれども、実際には、町長の答弁の中に、日ごろから、ふだんからラジオを聞く生活というふうな言葉があったんですけれども、普段からラジオを聞く生活がないと、ラジオを持っていないということ、それから車の中でラジオを聞くという習慣がつかない。ラジオがセットされていない。なかなかここは受信ができないとラジオを聞かないということもありますので。

次に、トンネル内なんですけど、トンネル内も県との協議なんですけど、その中でトンネル内の、今周波数ご存じでしょうか、トンネル内の周波数というのは。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

ご質問の件については私のほうでは把握しておりません。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 トンネル内の周波数なんです、今入るのがラジオ福島とNHKの第1なんです。ラジオ福島は1098、これはこの地域では入りません、入らない電波です。アンテナ立てたり、自分で努力すれば入るかもしれませんが、これは入りません。1602キロヘルツというのがあるんです。これは田島の行司の中継局からはラジオ第2で出ているんです。これが聞こえます。だけれどもトンネルに入るとラジオ第1なんです。なので、トンネルの中でサーチをして、周波数合わせて、針生に出るとラジオ第2、ロシア語講座になってしまうんです。なので、実用的にはまだ、今度はラジオ第2聞いている人がいるかどうか、この時間、車の中で、針生から行ってサーチをかけてトンネル出る間にサーチがとまらないみたいな状況なんです。これは実用的ではないので、その辺も県との話の確認、せめて行司から出ている1341キロヘルツにするか、もしくは関東の594にしてもらうか、ただ、関東の594にしてもらうと天気予報とかがみんな関東なんです。実際には福島放送局でつくった番組、福島放送局の番組を流してもらいたいので、1341を続けて聞けるような状況にしてもらいたいということを、お願いしていただけるかということをやっと聞きたい。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 具体的な例示をいただきました。ありがとうございます。先ほど菅家議員の答弁にもありましたけれども、来週、建設事務所、振興局との話し合いの場面がありますので、この件も県のほうに強くお伝えをし、対策を求めていると思います。ご了承いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 県の職員の方にぜひよく言っていただきたいと思います。昔、県の職員の方と話をする機会があって、南会津の南郷はラジオ聞こえないんだと言ったら、知らない、その人が言うには、どうやって英語を勉強しているんですかと言うんです。そのころ、いろいろな英語の勉強なかったんで、その人はラジオを聞いて英会話講座を聞いて勉強して、大学入って県庁に入ったと言うんです。だから、みんな高校の人たちはどうやって勉強しているんですかと、そんなことを知らなかったと言うので、その辺のギャップもあるので、その辺よくお伝えください。

次にいきます。

県庁への県の対応と南会津、田島両校存続に向けての件なんですが、先日、12月5日の南会津高校での懇談会、あれは委員の方の出席だったので、一部の方という形だったんですけども、その中で、南会津高校の特例として1クラスでも残すという話があったと思うんです。1クラスでも残す特例は地域の子供が75%以上通うという、そういう話が県の教育委員会でありました。県の教育委員会の回答、話では南会津高校に来ている子供は75%はいないと、地元から。なぜかという、田島から通っている子供を含めると75%いないじゃないかということが回答あったんですけども、それに対しての町の見解はどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それじゃ、私のほうからお答えします。

その質問をしたのが私なんですが、その前に出されました計画書の中に、へき地の中山間部の学校に関しましては、そのような配慮をすると、地元の子供たちが著しく多く入学している場合は1学年1学級規模でも残すということが書いてあったので、その確認のために私お聞きしました。県の回答は、今ご説明あったとおりに、地元というのは南郷地区、西部地区とかというふうに県のほうでは理解していると書いてあるんですが、あのときは聞かなかったんですけども、1町村1校という縛りがあるんです。その解釈でいくと、ひょっとしたら田島地区、西部地区と別々に県が考えているなら、これは同じ町なんですけれども2地区というふうに捉えているのかなと私考えたものですから、次回お話があったときには、そのような考えがあるのか、確認してまいりたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 私もその場にいたんですけども、県の言っていることがちょっとずれているかなというものがあったので、ぜひそこは深く突っ込んでもらいたいと思っています。

あと、あのときに公共交通機関で通える子供の例として、内川から、内川、山口、田島の例しか挙げてこなかったです。それ以外の例えば富田地区は、今、南会津高校には只見地区からも来ているので、そっちのほうは現実には公共交通機関がないにもかかわらず、そこを全然考慮していない。通えるんじゃないかという話ばかりだったんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 では、私のほうからそれもお答えしたいと思います。

その交通手段として著しく時間がかかる場合も、先ほど言った特別な地域に考えるということが計画書に盛られたので、そこについても、私そこで確認して、大変遠いじゃないかということを行いましたら、1時間30分までは通学可能な範囲だということで明言されましたので、是非それは新聞記事にしてほしかったと思うんですが、どこの新聞社も取り上げていなかったんですが、現実的に福島県内で1時間半バスに乗って通っている子がどのぐらいいると県では把握しているのか、私その辺が大変疑問だと。あと、公共交通機関についても実際にあの路線しかないんですが、県としては、もし統合がなった場合は町と協議していきたいというお話をされたものですから、ひょっとしたら交通支援について、町のほうでも支援のほうをお願いしたいという含みは少しあるのかなと、これは私の受けた印象です。そのようにちょっと考えています。

いずれにしろ、1時間半もバスの時間、しかもそれは冬期間じゃなくて、普通の雪のないときの時間を考えたもので、あれが冬期間になれば、さらに増すということをしっかりと今後訴えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 私、和泉田なんで、和泉田から例えば朝7時に山口に冬に行くと思えば、これはなかなか大変で親が送っていくような、山口からしかバスが出ないとなった場合はそういうことになるので、みんな各高校生の親は山口まで送っていくことを容認するのかと、それで補助金をそこに補助を出すのか、1キロ何ぼでとかと計算して出すのかという話になって、具体的な話、今そういう話はないので、逆に言うと、1人の保護者が、例えば寮をつくる、寄宿舍をつくるとか、それも考えますとかという話もあったんですけども、具体的な話ではないです。バスを出すとか、寄宿舍をつくるという具体的な話はないので、保護者はどこまでそこを信用するのか、考慮して子供たちに進路を提案するのかということがまるでわからない。先日、南会津中の校長先生に聞いたら、私たちもわからない。どうしていいかわからないということなので、そこはもう今中学2年生の親、子供は選択を迫られている。高校3年生のときに統合すれば田島に来るしかなくなってしまうので、どこの高校に入るのかということを選べない状況になっているので、そこは県に強く言っていただきたいと思います。

あとは、ちょっと話はIターンで来た人たちのこともそうなんですけれども、小さな子供がいて、高校までは入れる、何回もこの話は出ているんですけども、高校まで入れるというの

を考えて来ていると、署名活動行ったときもありましたけれども、その人たちの動向もあります。実際に高校に行けるとなれば、ずっとトマトづくりを続けるということもあるんですけども、行けなくなったら、高校がなくなって、もうどこかへ行かなくてはいけなくなるとなった場合は、親の職業も人生も左右されると思うので、結局、南郷地区に関しては高校があるので、南会津高校に行くという、基本があるんですけども、舘岩地区だったりすると、いろいろなところに行ってだったりすることもあるみたいなので、そういうことが南郷地区、伊南地区にも、只見の梁取もそうなんですけれども、及んできて、人口減少につながってくるというのも目に見える、もし統合された場合は、なので、その辺はしっかりお願いしたいと思いますが、答弁をお願いします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私の考えを答えさせていただきたいと思いますが、私はあの後、インタビュー受けました、テレビ会社に。あれは放送されませんでした。何を言ったかということ、同じ福島県に住んで、どこにいても同じように高等学校の教育、基本的に県がどう対応するのか、それが問われていますと言いました。私どもの南会津町は面積的に豪雪地帯でもおまけにありますが、いわき市に匹敵するぐらいの地域であります。そこで、県立高校が偏って1校になる。今まであったところがなくなる。これは地域にとって非常に大きいです。若い人たちがそこに住もうとしても、今度教育のために住めなくなるかもしれません。

ですから、その辺も含めて、県は本当に基本的にどこの地域に住んでも高等学校の教育はしっかり受けられますと、対応するのが私は県の責務だと思うんです。それを県に理解してほしいんですが、あの教育庁の高校改革監の説明の中ではそれに対しての答弁ありませんし、それに対する回答もございません。私は条件闘争じゃなくて、通学をどうするだとか、そういうことじゃなくて、本当に県の高等学校の基本的な考え方だと思うんです。そこがわかっていないのです。ですから、多分、教育長が初めて来られたか、何回来られたかわかりませんが、福島県は広い、遠いと感じられたと思います。本心は。それに対しての答弁ありませんでした。

ですから、そのような中で、こういう地域、豪雪地帯の中で頑張っている地域もあるんだということを福島市に行ってわかってもらわないとだめだと思うんです。あれは説明会と言いながらも、私は県の宣告だと思っていますから、我々の考えをしっかりと、言っていきたいと思いますし、そこは理解していただく最大の努力をしていきたいとそのように今でも思っています。

ですから、皆さんも一生懸命頑張ってくださいますから、私としてはこれは地域挙げて、私も先頭になってやっていかなければならない。でないと、この地域での高等学校の教育なくなりますし、そして県の1学年の理想的な教育は4から6クラス、そして人口の少ないところでは3クラスでも認めるみたいなことは言っていますが、これは逆に言うと、県は通学を支援します。あそこで明確なことまで言えませんが、若松に寄宿した場合も支援もするという事になった場合は、恐らく田島高校もなくなると思います。そこまでやるかどうか分かりませんが、明確な回答ないので。

ですから、地域として、この南会津郡としても大きな課題なんで、これは簡単にわかりましたと言えるような話じゃないです。ですからしっかり気持ちを引き締めて、私としてはこの事情がわかってもらえるように、精いっぱい努力、そして要望していきたいと、そのように思っています。ですから、皆さん方にも一緒に頑張ってくださいたいというのが今の思いでございますので、今の思いをしっかりと伝わるように県のほうにも私も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、県の12月5日の答弁の中で、答弁というか、これは総合学科の説明の中で、よそからも生徒を呼ぶという、来てもらえるような学校にするという話があったんです。よそというのは、若松とかもっと遠いところかもしれないです。近隣だったら人口が多い、生徒数が多い、若松から呼べるような学校にするというような話があったんです、それは具体的ではないんですけれども、そこも具体的に若松から何人来るのか、若松で例えば町長言われたように、学級数を減らせと、減らしてあふれるというとな変ですけれども、新生田島高校に若松から何人予定しているのか、何人ぐらい来るのか。高校の生徒数決まっているので減らせばあふれます、そして来る、それが何人位なのかという具体的な数もないのに、2クラスだとか、3クラスだとかというのも県はちょっとそこはアバウトかなと思っているんで、その辺もよろしくお願いいたします。

あと、次の特別支援学校、ここも12月5日なんですけれども、特別支援学校の件に関してはどんな情報でしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それにつきまして、私のほうからお答えしたいと思います。

特別支援学校を南会津に開校するというふうに決定したのは、この改革計画の前期案が出る

前で、特別支援学校と実際今回の改革については接点がないというふうに私は理解しております。ですので、田島高校への南会津高校の統合がなければ、特別支援学校ができないんだというような雰囲気がしていますけれども、実際にそれは違うものだということで、前回12月5日の会議の中でもしっかりとそれは違うものだということを認識してくださいというふうにお願いしましたので、特別支援学校につきましてはこの統合と関係なく、どんどんと話を進めていただきたいということをお願いしてありますので、お願いします。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 特別支援学校については当初、結構前の話しですけれども、旧檜沢中学校、今空いていますけれども、あそこがもう特別支援学校になるんだという話をちらちら聞いていたんですけれども、その点についてはどうなのでしょう。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 その点につきましては、県のほうでいろいろ諸事情があったんですけれども、大きな理由としては、同じ県立学校のところに設置することによって、ノーマライゼーションの観点から、特別支援の子供と高校生と一緒に交流するような環境をつくりたいんだという説明でした。

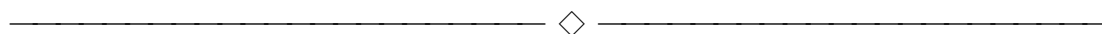
以上です。

○室井嘉吉議長 1番、五十嵐芳道君。

○1番 五十嵐芳道議員 県でやっている県立高校の中に、県の特別支援学校をつくるというのは常識ではあるのかなと思いますので、つくるのであればよい学校になっていただきたいと思いますし、あとは、統合計画とは別個に町のスタンスということも大切にしていきたいですし、県のほうに要望していただき、存続を実現していただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○室井嘉吉議長 以上で、1番、五十嵐芳道君の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

明12日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時52分

令和元年第4回南会津町議会定例会 第3日

議事日程（第3号）

令和元年12月12日（木曜日）午前10時開議

日程第1 一般質問

4番 湯田 芳博 議員
6番 渡部 訓正 議員
2番 馬場 浩 議員
7番 丸山 陽子 議員
10番 湯田 哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳道 議員	2番	馬場 浩 議員
3番	川島 進 議員	4番	湯田 芳博 議員
5番	室井 英雄 議員	6番	渡部 訓正 議員
7番	丸山 陽子 議員	8番	湯田 良一 議員
9番	大桃 英樹 議員	10番	湯田 哲 議員
11番	高野 精一 議員	12番	山内 政 議員
13番	菅家 幸弘 議員	14番	星 光久 議員
15番	楠 正次 議員	16番	室井 嘉吉 議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅 宗吉 町長	渡部 正義 副町長
星 英雄 教育長	渡部 浩治 総務課長

小寺俊和	総合政策課長	馬場純也	税務課長
居倉雅彦	住民生活課長	阿久津勝英	健康福祉課長
室井利和	農林課長	羽染正巳	商工観光課長
月田啓	建設課長	渡部敏明	環境水道課長
渡部さつき	会計室長	五十嵐小一郎	農業委員会 事務局長
渡部浩明	学校教育課長	遠藤知樹	生涯学習課長
阿久津弘典	舘岩総合支所長	星正信	伊南総合支所長
酒井浩哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

鈴木雄蔵	事務局長	星貴夫	事務局長補佐
------	------	-----	--------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 どうも、皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

————— ◇ —————

◎一般質問

○室井嘉吉議長 日程第 1、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 湯 田 芳 博 議員

○室井嘉吉議長 4 番、湯田芳博君の登壇を許します。

4 番、湯田芳博君。

○4 番 湯田芳博議員 議場にお集まりの皆さん、おはようございます。私は、議席番号 4 番、湯田芳博であります。

ただいまから一般質問を行うことといたしますが、その前に、一言申し上げておきたいことがございます。

既にご承知のとおり、本会議場は、南会津町民皆様の多様な暮らしの安寧を願い、時代が求める経済循環を担保するとともに、福祉の充実や夢の実現へ学びを進める教育環境を整えるための神聖な議論の場であります。ゆえに、町執行部が責任を持って作成、推進してきている総合振興計画に定めた目標を達成していくものと考えますので、答弁に当たっては抽象的な表現にてやり過ごすことなく、より具体的な事象をもとに議論が深まりますことを希望いたします。

それでは、通告をいたしました一般質問の要旨を申し上げます。

初めに、人口減少が進む町内の産業振興政策についてであります。

令和元年、前回の9月の定例会における私からの一般質問、就業人口及び生産額の動態と分析に対する答弁は、人口減少が労働力不足を招き、経済の衰退を招いている。このような分析がされました。そして、その対応といたしましては、具体的な施策を総合戦略に定めて、産業振興政策を遂行するとのことでありましたが、これの進捗状況を伺います。

次に、商業活動支援策についてであります。

1つ目、同じく令和元年9月の議会定例会における私からの一般質問、南会津町それぞれ4地域における商業活動の支援策に対する答弁は、町全体を見据えた商業活動の支援を行うとともに、各地域の意向や実情を踏まえて対策を講ずる必要がある。このようにお答えをいただきました。

では、現在まで、どのように町全体を見据えたのか、また、各地域の実情をどのように認識されているかを伺います。

2つ目、田島地域で実施されているという、まちなか賑わい創出拠点整備事業の事業成果を伺います。

3つ目です。各種イベントを実施することは町の知名度を向上させ、観光客の誘客や産業の振興を図り、ひいては地域活力の向上へとつなぐ目的がある。このようにお答えをいただきましたが、現在、その目的はどの段階まで達成されているかを伺います。

次に、在宅障害者への就労支援についてであります。

令和元年9月議会定例会、ここで私から一般質問を申し上げました。新たな産業興しによる就労機会の創出はとの質問に対し答弁は、多様な仕事づくりを目指し調査研究を進めたい。このようなことでございましたが、その多様な仕事の内容をお聞きしたい。また、調査研究を進めているとすれば、その進捗を伺います。

次に、鳥獣被害に関する実態調査についてであります。

1つ目、これも同じく令和元年9月議会定例会における私からの一般質問、農作物に被害をもたらす野生動物の生息見込数に対する答弁内容は、その調査の方法が県全体のものでありました。ゆえに、南会津地方や本町に反映されるデータとは考えにくいので、これらの野生動物の生息調査を南会津広域あるいは本町独自の委託調査とする考えはあるか、ここを伺います。

2つ目、対象動物別の被害面積と被害額が示されました。その算定根拠と算出方法について伺います。

次に、巨大化する第三セクターと関連する民間企業の事業調和に関するおたかしです。

1つ目、会津高原リゾート株式会社とみなみやま観光株式会社の統合が、町内の観光事業を営む民間経営にどのように影響をもたらすものかを伺います。

2つ目です。第三セクターと位置づけられているみなみやま観光株式会社は、出資全額が南会津町であり、外部からの企画提案や経営上の問題、指摘の機会がない状況にあると思われます。そこで、今後、外部からの資本を募る考えはあるかを伺います。

次に、指定管理者制度の課題と対策についてであります。

1つ目、町有施設の運営は、指定管理者制度を導入するか、あるいは直営かの選択がございしますが、それぞれ現状における運営上の課題と対策について伺います。

2つ目です。指定管理者に供する各施設の経年変化に対する町の認識と修繕等の方策について伺います。

いずれも町長に伺うものであります。

以上、壇上での質問を申し上げました。引き続き指定された席上にて再質問を、与えられた時間内で行いたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。4番、湯田芳博議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、総合戦略に定める人口減少に対する産業振興施策の進捗についてのおたかしであります。南会津町まち・ひと・しごと総合戦略では、若者の流出の抑制、交流人口の増加のほか、移住者の積極的な受け入れや、出生数の増加と維持などの視点により、人口減少を最小限に抑える施策に取り組むこととしております。

具体的には、本町における看護師、准看護師が非常に不足している状況から、町内医療機関等に就職をして勤務条件等を満たせば補助金を交付する帰郷支援事業を行っております。制度に該当した方は、令和元年11月30日現在で1名、今後該当する見込みの方が1名となっております。南会津町奨学資金の貸与を受けている看護奨学生が、町内の医療施設に就職し条件を満たした場合、返還免除をする制度を設け、Uターン者の人材確保にも努めております。現在、看護奨学資金の貸与を受けている方は7名おられまして、このうち2名が免除の対象となる見込みと、そのようになっております。

また、若者の定住促進と雇用の場の確保や町内企業の人材育成を推進するため、令和元年11月30日現在の状況といたしましては、ビジネスチャレンジ支援事業では、町内で新たに創業した1社に交付予定となっております。がんばる企業・人材育成事業補助金では、4社、延べ15

名に対し、資格取得等に係る経費の補助を行い、また、若者定住応援プログラム交付金では、新規学卒者、Ｕターン者等15名に対し交付金を交付しております。

ほかにも、農業振興施策では新規就農者支援事業等や、林業振興施策では林産業人材育成支援事業等により、ＵＩターン者の次世代農林業の担い手確保を図っております。さらに、将来のＵターンや地元就職につなげるために、授業で郷土愛を学ぶ機会をふやすことや郷土愛の醸成を目的としたキャリア教育を実施しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、商業活動支援策についての１点目であります。

令和元年９月議会定例会における南会津町それぞれ４地域における商業活動の支援策に対する答弁で、町全体を見据えた商業活動の支援を行うとともに、各地域の意向や実情を踏まえて対策を講ずる必要があるとのことだが、どのように町全体を見据えたのか、また、各地域の実情をどのように認識しているかとのおたかしであります。南会津町全体を考えますと、毎年、新しく事業を立ち上げる方があらわれる反面、惜しまれながらも廃業される事業者もごさいます。新規創業を促すことは、商業の活性化を図る上で重要であります。一方で、既存の事業者の継続もまた重要と考えています。

人口減少と少子高齢化により、厳しい状況に置かれている町の商業を活性化するためには、双方をバランスよく支援していく必要があると、そのように認識しています。

次に、各地域の実情であります。まず田島地域では、購買人口の減少と経営者の高齢化による後継者不足等の要因で、商店等の廃業や規模縮小が見受けられますが、飲食店に関しては新規開店、新規創業が続いていると認識しております。舘岩地域、伊南地域、南郷地域においても、田島地域と同様の要因で商店等が廃業を余儀なくされており、商業機能の維持が大きな課題となっております。

また、私としては、消費者、利用者の動向でありますけれども、西部地区の人口減少や購買力の低下等も、これは西部地区ばかりでなくて、東部地域にも大きな影響があると考えております。

また、買い物や行楽なども他地域まで遠出したり、生活スタイルの変化なんかにも大きな変化がございます。また一方、購買のほうでは、通信販売であったり、インターネットの利用であったりと、多様な状況がございますので、そのような各種の要因の中で、このような状況が私どものこの地域にも大きな影響を及ぼしているものと、そのようにも考えております。

次に、２点目であります。田島地域で実施されているという、まちなか賑わい創出拠点整備事業の事業成果はとのおたかしであります。この事業は中心市街地の活性化を図るため、ま

ちなか楽座運営事業やまちなか賑わいづくり事業、中心市街地活性化拠点施設調査検討事業を行っているものです。

まちなか楽座運営事業では、駅前四つ角の空き店舗対策の一環として、中心市街地の賑わいづくり事業の企画・運営や、観光客への観光案内、情報の発信、さらには町民に交流の場を提供しておりまして、年間5,000人以上の利用がされています。

まちなか賑わいづくり事業では、七夕まつり等のイベントを商工会、商業振興協同組合、各個店、住民等が協働して行うことで一体感が生まれ、中心市街地ににぎわいをつくり出しています。

また、中心市街地活性化拠点施設調査検討事業では、町民参画による検討委員会ではまちなか活性化の方策を協議し、近々、報告書が提出される見通しとなっております。

次に、3点目であります。各種イベントを実施することは町の知名度を向上させ、観光客の誘客や産業の振興を図り、ひいては地域活力の向上へとつなぐ目的があると答えているが、現在、その目的はどの段階まで達成されているかとのおたかしであります。これらの目的は、第2次南会津町総合振興計画後期基本計画に盛り込まれており、事業ごとにその目的達成を確認するための成果指標が設定されておりますので、その数字を示させていただきます。

1つ目の「観光客の誘客を図る」という目的に関する成果指標であります。観光客の入込数、教育旅行受け入れ団体数と延べ宿泊者数、都市交流人口の3項目が設定されており、観光客の入込数については、令和2年度の目標値110万人に対して平成30年度の実績値は90万5,487人、教育旅行団体受け入れ団体数と延べ宿泊者数につきましては、令和2年度の目標値は18校3,200人に対して平成30年度の実績値は16校3,017人、都市交流人口については、令和2年度の目標値7万4,000人に対して平成30年度の実績値は7万3,208人となっております。

2つ目の「産業振興を図る」という目的に関する成果指標であります。商工業営業収入平均額につきましては、令和2年度の目標値920万円に対して平成30年度の実績値は974万9,000円となっております。

町といたしましては、これらそれぞれの目標達成に向け、今後も取り組みを進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、在宅障害者への就労支援策に関して、多様な仕事の内容や調査研究の進捗についてのおたかしであります。町では本町の地域資源や地域特性等を生かしたり、障害者の方々に興味を持っていただけるような仕事づくりを目指して、インターネットを活用したり、南会津保健福祉事務所にも相談しながら、情報収集を進めているところであります。

なお、新たな事業展開の検討に際しましては、町内で就労継続支援B型を運営する事業所の方々や障害者支援団体の方々からの意見等についても反映させる必要があることから、ある程度の構想ができた段階で、そうした方々との意見交換の場を設けながら、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

さらに、新たな事業展開を推進する上で鍵となるのは、就労支援を行う相談員の方々であると考えております。しかしながら、相談員の方々については、相談件数や担当する業務が年々増加しておりまして、また、人員不足等の影響もあって、十分な相談支援が行われているとは言えない状況にあります。

このようなことから、町では南会津保健福祉事務所に依頼し、11月28日に郡内町村の障害福祉担当者と相談業務を担当している事業所の代表者や相談員の方々に集まっていただき、相談員の方々の負担軽減策や相談業務への新規参入の可能性、相談員の増員等について意見交換をしたところであります。

なお、単に事業化を図るだけでなく、そうした関係事業所等の抱える課題等の解決についても同時進行で進める必要があると考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、鳥獣被害に関する実態調査に関する1点目であります。

野生動物の生息調査を南会津広域あるいは町単独の委託調査とする考えはとのおただしであります。現在、昭和村との広域協議会や町の協議会が実施主体となり、鹿の行動把握調査などを初めとした複数の生息状況調査を実施しているところであります。

具体的には、鹿にはGPS発信機を取りつけまして、移動経路を解明する調査を実施しており、調査結果をもとに、移動の時期や経路に合わせた効果的な捕獲手法の検討も進めています。また、ことしから、同様の調査を猿に対しても実施しているところであります。

このほか、自動撮影カメラを用いた野生動物の生息密度調査も実施しており、今後、地域や季節による生息密度の違いなどが明らかになるものと期待しています。

さらには、福島大学や東京農工大学と連携し、DNA解析などの専門的な調査研究にも取り組んでおり、生息状況の推移や行動の実態が徐々に明らかになってきているところであります。

今、おおよそその調査の中でわかっておりますことは、鹿もかなりの広い広域的な移動のエリアがあるということでありまして、私どものほうも昭和から栃木県の足尾の付近まで、同じ鹿が移動しているのではないかと、そのようなことも言われております。

次に、2点目であります。対象動物等の被害面積と被害額の算定根拠と算定方法はとのおただしであります。被害状況調査に当たっては、国のガイドラインに従い、算定根拠となる被

害情報を複数の方法で調査し、それぞれに基づいて算出しております。

被害状況は、主に農業共済組合や農協、猟友会等への聞き取り、農家の方や集落代表者からの報告及び現地調査から収集しています。集めた情報から被害量を明らかにし、被害量をもとにして被害面積と被害金額を算出するものであります。

次に、第三セクターと関連する民間企業の事業調和政策に関する1点目、会津高原リゾート株式会社とみなみやま観光株式会社の統合が、町内の観光事業を営む民間経営にどのような影響をもたらすかとおただしであります。統合後の新会社においては、交流人口の拡大に向け、スケールメリットを生かした教育旅行、企画旅行等を運営し、これまで以上に町内へ観光誘客の増加を図ってまいります。これにより、町内の宿泊業、食品やお土産品を扱う小売業、飲食業、ガソリンスタンド等の各事業者への波及効果がもたらされるものと期待されております。

また、新会社は、既存の民間経営を圧迫するような分野に進出するものではないことから、マイナスの影響はないものと、連携をしてしっかりとその強化を図っていけるものと、そのように考えております。

新会社の経営ビジョンでは、地域資源を最大限に活用し、交流人口の拡大による町内の活性化に寄与することや、積極的な地元雇用を推進し、地域に根差した会社を目標に掲げていることから、町内の観光事業者のみならず、各種団体や個人事業者等との連携を図りながら、地域にとってもプラスの影響をもたらすよう、統合に向け協議をしてまいります。

次に、2点目、今後、外部からの出資を募る考えはあるかとおただしであります。これまでのみなみやま観光株式会社は全額町出資の第三セクター法人であり、新会社についても踏襲する考えであることから、現段階では外部からの出資を募る考えはございません。

次に、指定管理者制度の課題と対策に関する1点目であります。

町有施設の運営は、指定管理者制度を導入するか、直営かの選択があるが、それぞれ現状における運営上の課題と対策についてのおただしであります。町有施設の役割は広範な分野にわたっており、施設の設置目的や利活用の実態もさまざまであります。指定管理者制度の活用に当たっても、全施設共通の運用方法で行うことは難しく、施設に応じた対応をとっているところであります。

指定管理者制度の運営上の課題につきましては、施設の設置目的を効果的に達成するための事業運営と施設管理等、町と指定管理者の役割を明確にし、さらなる住民サービスの向上に努めていかなければならないと考えております。その対策として、指定管理者との情報の共有、

日常的な連携・調整を行い、業務の内容や実施状況の把握に努めることが必要であると考えております。

また、指定管理者制度は、あくまでも公共サービス等への民間活力導入の手法の一つであり、時代背景の変化により、公共施設としての役割をその都度見直していかなければならないと考えています。

次に、直営施設の運営上の課題と対策につきましては、担当者の交代を経る中で、知識やノウハウの継承に努めるとともに、施設の管理、メンテナンスを小まめに行うなど、修繕経費の削減に向けた取り組みを進める必要があるものと、そのように認識をしております。

次に、2点目であります。指定管理に供する各施設の経年劣化に対する町の認識と修繕等の方策についてのおただしであります。町村合併前の施設も数多くあり、経年劣化は進んでいるものと認識しております。その修繕等の方策につきましては、施設を管理している事業者等の報告や要望を踏まえ、緊急度や重要度を考慮し、対応しているところであります。

今後、公共施設等総合管理計画等に基づき、適正な維持管理に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　4番、湯田芳博君。

○4番　湯田芳博議員　私が冒頭申し上げたんですが、抽象的な表現が非常に多い、それはそれぞれ執行部の担当の方々がしっかり現場に行って、それぞれの分野の業態の方々、あるいは生活者の方々に寄り添って、十分に情報を把握していると、こういうことを認めがたい。

そこで、何をしているかという、ただいま答弁がありましたけれども、ここの実行されているものは、それぞれの町民も一つ一つ、それほど深く考えなくても理解していると思います。しかし、それがですね、いわゆる総合振興計画に定めたり、あるいは総合戦略で目指している目的に近づいているかどうか、ここはどういうふうに検証されているのかと。

私は、その進捗を伺いたいということは、つまりやっていることはわかるけれども、そのやっていることでその部分的な、やった日時、あるいはその期間、それはある程度の成果が上がるでしょう。しかし、それをするすることで、総合振興計画が目指す町の将来の産業のあり方、あるいは経済の循環、そしてそこに住んでいる人たちがその恩恵を受けると、このことをもう少し具体的にお聞きしたいと思いますので、ご答弁をお願いいたします。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長 私から、基本的なことを1つお答えさせていただきたいものです。

議員も町長やられた経験から、よくその実情はご存じでしょうけれども、計画はしますよ、実行もしますよ。毎日毎日、必ずしも実績が一つ一つ上がるわけではないんですよ。それを努力すること、そしてその目標に向かってやることが行政の役割だと思っています。そして、状況が変化する中で、それらにどのように対応するか、それが行政の責任だと私は思っています。きょうやったから、あしたすぐ実績が上がるということないのもよくわかっていらっしゃると思うんですがね。

ですから、具体的な答えられることは答えています。そういう基本的な姿勢の中で私は答弁させていただいておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 問題点をき違えていると思うんです。やったからすぐに効果があらわれるとか、そういうことではなくて、つまり町民は執行部に何を期待しているかということです。

私の考え方は、必ずしも正しいとは思いませんが、執行部は結果を出すということを町民は求めているんです。私たち議員は、結果を出そうにも出せないんですよ。ですから、私たち議員は、今、あなた方は何をしようとしているのか、何を考え、町民のために、町のために何をしようとしたかということを求められる。しかし、執行部は違いますよ。予算の執行権あります。きちっと成果をつくり出すのが、私は執行部の責任だと思うんですが、いかがですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 言われることはごもっともです。しかし、それは、そういうことを目指してやっているわけでありますから、その辺は経験者のそういう何といいますかね。そういうことを言われるのは、私はちょっとね、気持ちはちょっと不本意なんですよ。よく実情をわかっていてそういうことを申されていると思いますから、その議員の気持ちは十分私も理解した上で答弁させていただいているもので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは、ちょっと質問の中身を変えてみますが、いろいろとやっているのはわかるんですよ。職員の方々は精いっぱい頑張っていると思います。しかし、誰かが、そのことで労働力の確保がどれだけ進んだのか、あるいは町の中に、先ほど廃業する事業所やお店があると言いましたけれども、これをどれだけ食いとめることができたのか、あるいはまた世代交代も含めて、新たな事業所が生まれてきているのか、それはなぜなのか、あるいはど

ういう分野にそういうものがあらわれてきているのか、ここのところをきちっと一つ一つ精査してほしい。

私は批判しているわけじゃないんです。私たちの出番がないんですよ、ある意味、抽象的な言葉だけ言われたんじゃ。具体的にお示しをいただければ、議員として、できるだけ執行部が目指す南会津町の総合振興計画がしっかりと目標に向かっていくようにやりたいんです。

その上で、関連して聞きますけれども、中心市街地、まちなかの賑わい創出拠点整備事業、私はこれがどれほど今、まちなかのにぎわいに貢献しているのか、ここをちょっとお聞きしたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答え申し上げます。

まちなか賑わい創出拠点整備事業でございますが、本年度は、町長答弁でも申し上げましたが、まちなか楽座事業の中で各種団体の会合、観光案内、情報の案内を行ってまして、その中で5,000人以上の利用者がございました。

それと、まちなか賑わいづくり事業の中で、7月に七夕まつり、軽トラ市等を開催しまして、中心市街地のにぎわいの創出、それと子供であったり、子育て世代の商店街への関心、魅力の向上、誘導を図ることを実施してございます。それによって、七夕まつりでは1,100人、軽トラ市では400人の集客を図りまして、地域の活性化につながっているというふうに感じております。

それと、中心市街地の活性化事業の中で、中心商店街整備計画の中で平成30年度については修景整備ということで、5店舗ほど修景整備を実施しております。本年度につきましては、中心市街地の活性化事業検討委員会という部分を立ち上げまして、7回の検討を開催して、具体的な空き店舗の活用方法等の協議を行っておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私は、何を実施しているかということを聞いているんじゃないんですよ。貢献度はどうだったかということを聞いているので、この貢献度というのをどのように捉えているか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

つまり、にぎわいづくりをするためにいろいろな事業をする、そのときはにぎわいますよ、5,000人も来ますでしょう。いろんな形で人も集まってくるでしょう。それも楽しみの一つですから、これはいけないことではない、とてもいいことだと思う。でも、それをする事で、どういうふうにまちなかの商業や、あるいは雇用に、事業の運営、民間事業につなげていくの

かということを知っているもので、もう一度お答えをお願いします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えを申し上げます。

まちなかで事業を行うことによりまして、何人というような部分ではお答えできませんが、それに基づきまして、何と申しますか、商業の、商店街の元気が出たりしている。そして、徐々にですね、きょう、あすという部分ではございませんが、活性化につながっているというふうに認識しております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 じゃ、1つお尋ねしますけれども、執行部が言ういわゆる活性化とは、どういう状態のことをいいますか、教えてください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 それにつきましては、活性化と、大きい捉え方ではございますが、その中で地域の中で新たな創業が展開したり、観光客の誘客によって商店街の売り上げが伸びるという部分について活性化しているというようなことを考えられると思います。その中で、どれだけの売り上げが伸びたか、イベントやることとか、そういうにぎわいづくりの事業をやることによってどれだけ伸びたかという部分については把握してございませんが、徐々にそれをやることによって地域の方々の認識が深まり、活性化することだと考えております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私の活性化に対する認識は、まるで違います。私がある集まりに出席をして、いろいろと30代、40代を中心とした方々に話を聞きました。町は今、皆さんからとって活性化を感じておりますかと、ほとんどの人が活性化を感じていない。それは、町執行部の責任とかそういうことじゃないんですよ。つまり、ここで生活している生活者が何を求めているか。売り上げが上がることは望ましいことです。しかし、その先に人の暮らしがあるんですよ。あるいは人が、親から子に、子から孫へと受け継いでいくという基盤が必要なんです。そのところが今揺らいでいるんです。

そういう意味でぜひ、せっかく町の総合振興計画があつて、そして戦略も立っているわけですから、この戦略に基づいて――さきの全員協議会でお示しをいただきましたが、マネジメントシート、これを各課横断でもう一回精査して、ぜひ、この大骨になる総合振興計画の目標を達成するために努力をしてほしい、このように考えております。

次に、障害者の就労支援であります。話を聞きますと、相談員に委ねているところがある

んですが、1つだけ明快に質問します。会計年度任用職員として、この相談員を採用する考えはあるかどうか、お聞きします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 相談員が少ないということでありますけれども、そんな中で、町としてはいろいろな事業をやっていかなければなりません。ですから、そういう意味で、相対的な判断の中で町としては判断していきたいと思います。

ですから、具体的に今、このようにしますという考えは申し上げられませんが、重要な事項であるという認識だけは持っています。そういう意味で、いろいろな相談員、それこそ今やっている事業も含めた中で検討しながら考えていきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 それでは次に、鳥獣被害に関する実態調査について再質問させていただきますが、鹿など複数ということでございましたけれども、密度調査もしているということなので、ぜひ、これの調査の内容を深めていただきたいというふうに考えております。

その上で、1つだけお尋ねします。私は、これだけの被害があるものは、もう農林業、あるいは農林業に関連する事業だけの問題ではない。もう通学の生徒にも影響を及ぼすという報告があります。したがって、この独自の調査をもとに国に働きをかけて、この問題は中山間地域の公共事業としてしっかりと取り上げていただくような、そういうお考えがあるかどうか、お尋ねします。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この問題に対しては、本当に私も深刻に思っています。農業被害ばかりではありません。人の命にかかわる問題だとも思っています。ですから、これまで、農業の被害といいますか、農作物を荒らされるということが顕著でありましたけれども、最近、四、五日前も古今で鹿との衝突事故がありました。その2日ぐらい後にも中荒井ですか、ありました。各地でこういうことが起こっています。鹿であったり、イノシシとぶつかったというケースはちょっと聞きませんが、熊とか鹿とか聞いていますので、これは本当に命に直結する問題だと思っています。

国のほうにも、それから県の生活環境のほうにも、やはり何といいますか、実数の削減といいますか、それをお願いしているわけであります。具体的には、特区を決めて、夜間でも鉄砲で処分することできないかと。しかし、なかなかこれも、いろんな銃規制の中でできないとい

うのが今の回答であります。

しかし、今の現状を踏まえれば、もっともっとこの現状を認識していただいて、そして実際にそれが安全な対応ができるように、いろんな方策あると思います。国立公園とか、そういう中ではネットを張ったり、そういうことをしますが、道路とか普通の我々が一般に生活するエリアでは、なかなかそれが厳しい。ですから、そういう中では、もっともっと具体的な別な方法でも、それがしっかりと対応できるような方法を、国のほうにも県のほうにも要望していきたい。これは町ばかりじゃなくて、全体がもうそうですから、日本中がそうですから、そのようなことで、国全体の課題としても捉えて、町として、また地域としてしっかりと要望していきたい、そのように考えています。

本当に、せっかくつくられた方、つくる意欲もなくし、そして、ましてや車とぶつかったり、そのようなこともございますので、しっかりとした対策が必要だということは十分認識しておりますので、これからも力強くといいますか、皆さん方の応援をいただいて、町として要望を強めていきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私が公共事業というふうに申し上げたのは、いわゆる部分的な補助対策、あるいは制度で補うというのではなくて、つまりもう少しわかりやすく言えば、自動車事故もそうですし、人身の事故もそうですし、もちろん農業被害や林業被害もあります。これは、国の省庁を横断した問題なんですよ。つまり、高速道路でけものが交通事故を起こす原因になっている、これを公共事業にしたわけですよ。

ですから、中山間地域でいえば、これほど鳥獣被害があるということは、もう国の重要な公共政策に入れていかなきゃならない。そういう意味で、私はお話をいたしました。

時間もありますので、次に移ります。

まず、第三セクターですが、これは第三セクターの定義って何ですか、教えてください。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

第三セクターとはという定義でございますが、第一セクターというのがまずありまして、第一セクターというのは国及び地方公共団体が経営する公の企業ということになります。次いで、第二セクターというのがありますが、これは私企業——民間企業、こちらを第二セクターというような区分けをしております。第三セクターというのは、第一セクター、第二セクターに当てはまらない、いわゆる第三的方式による法人のことを第三セクターと呼称しているというふ

うに聞いております。

地方公共団体が出捐または出資を行っている一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法人をいうということになっていると理解しております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 そうしますと、今、当町で第三セクターと位置づけている会社は、第三セクターと完全に言い切っているんですね。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 第三セクターといいましても、当町に存在している第三セクターと当町に存在していない第三セクターがございます。例えば、会津鉄道、野岩鉄道、これも第三セクターでございますが、当町に本社は存在しておりません。

当町に存在しています第三セクターですが、想定されますのは会津高原フレンド・カントリークラブ、会津高原リゾート株式会社、みなみやま観光株式会社、南会津土地開発公社、南会津町振興公社、たていわ農産、伊南の郷、このあたりが我が町に存在する第三セクターと表現できる法人というふうに理解しております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私の理解では、地方自治体と民間の団体もしくは企業が共同して設立をする。現在、みなみやま観光については全額町が出資する、これについては、この基準、見解からするとどう判断されますか、教えてください。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 お答えいたします。

先ほど私が第三セクターの定義といいますか、申し上げたところに、共同出資ということは申し上げておりません。全額町であっても、第三セクターというものではないということではないというふうに理解しております。町が100%であっても第三セクターということで位置づけがされるというふうに理解しております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 もし今の解釈でいくとすれば、共同で設立するということはどういうことですか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 共同で設立という表現はしていないというふうに思っておりますが。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私の手元にある「第三セクター法人の位置づけ」というこの資料は、町が多分出した資料だと思うんですが、ここには「地方自治体と民間の団体・企業が共同で設立し、公益性と収益性をあわせ持った事業を行う法人である」と、こう書いてある。「共同で設立」、書いてあるんです。それ、後で調べてください。

最後になりますが、指定管理者制度あります。指定管理者制度ができてから相当数の年限がたちます。しかし、我が南会津町にある施設の経年変化は、大変ひどいものがあります。つまり、これを新しいものに切りかえていくのか、それとも修繕で対応していくのか。その場合に、指定管理者制度を生かして、相手に求めた条件があります。60万以上になれば、町の経費で修繕しましょう。これは、施設が新しいときの考え方なのか、それは10年たっても20年たっても考え方は変わらないのか、そこをお聞かせください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 答えいたします。

現在、町で指定管理している施設は146施設ございまして、その中には、先ほど町長答弁ありましたように、それぞれの目的が異なる施設がございます。その中で、例えば福祉施設なんかですと、10万円という形で修繕料を見ております。あと、そこから収益が生まれますと、観光施設ですと60万円というものもありますし、その施設の用途によって変わっております。これは、経過年数がたって施設が古くなったからその額を変えるというものではなくて、あくまでその用途によって指定したということでございます。

その60万につきましても、この制度を入れたときに、60万未満ですと修繕料というものは損金で計上できる、その会社の関係のものによって定められたというふうに理解しております。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 私は、規則というのはとても大事だと思うんですね、1つのルールと同じなので。しかし、その規則にこだわり過ぎると、指定管理者がいなくなりますよ、受ける人が。そのことも十分考えながら、これから、いわゆる指定管理者や第三セクターや、あるいは民間企業含めて、バランスのとれた経済活動の施策をしていくべきだろうと、こう思います。

きょうは時間が迫ってまいりましたので、次回にまた質問を残しながら、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○室井嘉吉議長 以上で4番、湯田芳博君の一般質問を終わります。

◇ 渡 部 訓 正 議 員

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君の登壇を許します。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 どうも、おはようございます。議席番号6番、渡部訓正です。

これから一般質問をさせていただきます。

まず1点目、観光客が町に滞在したくなる手だては。

会津縦貫南道路の工事が、本町でも着工となりました。完成後は、国道121号線を通過する車は少なくなり、今後、町内商店街の空洞化が危惧されます。このため、町内を通過する観光客に滞在していただく。車をとめ、散策をしていただくような手だてを町挙げて考えていくことが必要ではないでしょうか。以下、問います。

1、多くの車が利用するのは、国道289号線のバイパス道路となると思います。バイパス道路沿線において、車をとめる手だてについて町の考えは。

2、バイパス道路周辺には、田出宇賀、熊野両神社、☆園会館、☆園公園、まちの駅南会津ふるさと物産館、御蔵入交流館、そして新たに林業成長産業化地域創出モデル事業による木の町コミュニティ館——これは仮称でございますが、それらの建設構想もございます。

これだけの施設が沿線に集中しているのは、ほかにはないと思います。これらを一体のものとしてPRすることにより、大きなインパクトを与え、集客力アップが図れるものと考えます。そのためには、それぞれに担当が分かれている窓口を一本化して検討する必要があると考えますが、町の考えは。

3点目、現在の国道121号線の町内本通りの活性化方策について、商工会に委託し、今後の活用説明会も持たれていますが、今後、町はどのように進める考えか。

4点目、会津縦貫南道路の工事が、折橋区の国道289号線バイパスと接続を図るまでの計画年数は何年ですか。

5点目、バイパス工事が完成する前に、町内活性化に向けた対応をとっていくことが必要と考えますが、町の考えは。

大きな2番でございます。台風19号被害対策についてでございます。

1点目は、駒止湿原への進入路が、台風19号により再び被害を受け、湿原への進入が困難となりました。今回の災害を見たとき、今後もこのような降水はほぼ毎年想定されるのではと危

惧します。

災害復旧は原形復旧が基本と聞いていますが、沢と町道が平行して走っており、沢も狭隘な箇所が多く、集中豪雨により町道が流路となり、洗掘を受けているというふうに思います。このため、町道が流路となっても壊れないよう、被害を受けた部分だけでも路面はアスファルト舗装ではなく、コンクリート舗装とすべきと考えますが、町の考えはどうか。

②きのうから、楠議員、菅家議員からも対応策の心配の意見が出されておりますが、それらについてちょっと私の考察も述べさせてもらい、今回の台風19号により、田代山湿原下流の山腹、溪流の被災箇所がまた拡大しました。早期の復旧工事着手に向けてこの間、町長、議長も一体となって、国・県等に対し対策要望を行っています。

この崩落拡大が田代山湿原まで進んだとしたら、土砂流出量ははかり知れないものとなると思います。一考察ですが、現状を訴え、対策工事について、国直轄事業での実施を要望してはどうでしょうか。

当該箇所は国立公園内でもあり、これを守るため、それらを検討すべきではないでしょうか、町の考えを伺います。

以上、壇上からの質問については終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 6番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、観光客が町に滞在したくなる手だてはについての1点目、多くの車が利用するのは国道289号のバイパス道路になると思うが、バイパス道路沿線において滞在していただく手だてについて町の考えはと2点目、町の駅周辺施設を一体のものとしてPRし、集客力アップを図るために、その窓口を一本化する考えについてとのおただしについては関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

まちの駅周辺施設は、それぞれの目的で運営しておりまして、利用者の目的もさまざまであります。窓口の一本化については考えておりませんが、各施設が他の施設をPRすることや、議員おただしにありますとおり、まちの駅周辺を一体的なエリアと捉え、関係団体、関係課等が連携をさらに強化し取り組んでいくことで、地域内外の方々が滞在できるように誘導する施策の検討を行うほか、バイパス沿線で既に行っているイベント等もございます。これらを活用して誘客を図ってまいりたいと考えております。

3点目であります。現在、国道121号の町内本通りの活性化方策について、商工会に委託し、今後の活用説明会も持たれていますが、今後、町はどのように進める考えかと4点目、会津縦

貫南道路の工事が、折橋区の国道289号バイパスと接続を図るまでの計画年数は何年かと5点目、バイパス工事が完成する前に、町内活性化に向けた対応をとっていくことが必要であると考えるが、町の考えはとのおただしについては関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

これまでも、国道121号といいますか、縦貫南、それからバイパスの道路の要望を国・県にやってまいりました。皆さん、10年前を思い出してください。全然進んでいませんでした。10年かかりましたけれども、ようやく全線が開通する見通しが立ってまいりました。跨線橋のほうも、県のほうで県代行事業として今進めてもらっています。

当然、今、議員お考えの心配といいますか、本通りのほうが閑散とするんじゃないかと、そのようなことを想像されたわけでもありますので、これまでも、私としては商工会の皆さんにも地域の皆さんにも、やはり行政だけでは地域の活性化といいますか、地域をどうつくっていくのかということとはできないと。ですから、皆さん方の意見も聞かせてほしいということを、これまでもずっと申し上げておりました。

そうした中で、ようやくですが、商工会として活性化の一つの方向として、町も入っていますけれども、そのような方向性が少し案が出されてきております。今後、どうなるかわかりませんが、それらも含めて、町としては、皆さん方と一緒に本通りの地域づくりをしていく必要があるかと思えます。

そうした中において、まちづくりばかりじゃなくて、インフラの整備であったり、社会資本の整備も当然進めていく必要が出てくるのかなと、そのような認識もございますので、前もって申し上げておきますけれども、まず、国道121号沿線の活性化方策に対する町の考えであります。現在、触れ合いまちなか活性化事業実施計画に基づき、空き家を利活用したまちなか拠点施設整備について、商工会及び関係団体、商店関係者等による検討委員会で、利活用方法についてさまざまなご意見をいただきながら検討を重ねております。近々、検討結果の報告をいただくことになっております。

町といたしましては、いただいた提案を実現可能かどうか踏まえて、十分に精査し、検討してまいりたいと考えております。

次に、縦貫南道路が国道289号バイパスと接続されるまでの経過年数は何年かとおただしですが、国道289号バイパスと接続される5工区につきましては、福島県が調査設計及び用地取得を進め、一部区間で工事着手に、早期完成を図るため事業を推進しておりますが、県からは何年に接続するという具体的な時期は示されておられません。ご理解願いたいと思いま

す。

次に、バイパス工事が完成する前に、町内活性化に向けた対応の必要性について町の考えでございしますが、町の案内人によるまちなか散策コースの作成や、駅なかプロジェクトによる会津田島駅周辺の体験周遊プランの策定等、ソフト面でまちなかに町内外の方を誘導する方策を検討しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、台風19号被害対策に関する1点目であります。

駒止湿原への進入路が、台風19号により再び被害を受け、湿原への進入が困難になりました。今後も、台風等により今回のような降水が想定されます。路面が流路となって壊れないよう、被害を受けた部分だけでも路面はアスファルト舗装ではなく、コンクリート舗装とすべきではと考えるが、町の考えはとのおたかしであります。町道東106号線の被災につきましては、道路が水没した際、アスファルト舗装の下に水が浸透し、砂利層を洗い流し、道路が陥没したものと判断しております。

仮にコンクリート舗装であっても、同様の原理が働き、コンクリート表面に変化が見られなくても、道路下に陥没箇所が発生することが想定されます。一般的な例として、林道などで沢を横断する場合、10メートル前後の延長を河床路として水没を前提につくられる工法があり、水に強く、非常に効果的であると判断しているところでもあります。

しかしながら、今回のように、100メートル規模で前後左右それぞれ表面をコンクリートで覆い、水の浸入を防ぐというのは非常に困難であると判断しておりますので、今回の災害復旧につきましてはアスファルト舗装による原形復旧、そのように考えております。

なお、町道東106号線に隣接する赤穂原川は、狭隘な地形を流れる急流河川であり、大雨による大小の山腹崩壊を繰り返し、その都度、土砂や流木を巻き込みながら川の流れを変え、河床の洗掘や土砂の堆積を引き起こし、時には道路が川になり、これまでも幾度となく災害を繰り返してきた、大変条件の厳しい道路環境にあります。

そのような状況下であることから、本町としましても河川管理者である県に対し、機会を見据えながら、堆積土砂及び流木等の除去など、適正な河川の維持管理をしていただくよう要望してまいります。

この現場につきましては、南会津建設事務所、それから振興局、そして知事に、その直後わざわざ来ていただきまして、現場を見ていただきました。川の状況が非常に変わっています。河床が上がっています。流木もいっぱい川の中にございます。私たちが行ったときには、流木の撤去の作業をされておりました。ですから、1つの要因でなくて、いろいろな要因の中で

——雨降ったことが一番原因ではありますけれども、そういう中でいろんな要因を取り除くことによって災害も軽減できる、また、防ぐことができると、そのように考えております。

県のほうも、その状況をしっかり把握していただいて、本当に迅速な対応もいただきましたもんですから、非常に感謝しているところでございますけれども、町といたしましても、せっかく開通したのが、1カ月くらいの中でこのような災害がまた起こったわけでありますので、重々その辺も踏まえた中で、しっかりとした対策を県のほうにも要望していきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

次に、2点目であります。田代山の山腹崩落対策工事について、国直轄事業での実施要望の検討はとのおただしであります。既に11月14日には環境省・八木環境大臣政務官と農林水産省・本郷林野庁長官に、11月28日には林野庁・斎藤関東森林管理局長に、国直轄工事での対応、さらに省庁を超えた取り組みを実行していただくよう強く要望してまいりました。

今後も引き続き、住民生活に不安が生じないように、関係機関に早期の対応を強く働きかけてまいりたいと思います。

昨日も2名の方から、この田代の山腹崩落、そしてそれに対する大きな影響ある災害についての一般質問もいただきました。これまでも、県の方々もしっかりこの状況は踏まえておりますし、そして昨年も台風24号のときにも、林野庁、それから環境省のほうにも行っております。そして、県選出の国会議員の方々にもその状況も説明して、それらの対策に対しての要望も行っております。もちろん、関東森林管理局長さんにもお会いして、そのようなことも申し上げました。

昨日申し上げましたが、林野庁としては、この田代山に対してはプロジェクトチーム、この中でしっかり対応して、対策を今後しっかりと講じていきたいというようなお話もいただきました。しかし、現状として、ちょっとした雨でもまだ土砂が出る状況にございますので、それらも含めて、県も通して、そして国のほうにも、あるいは行く行くはといいますか、国交省の対応もお願いするようになるかと思えます。

今の状況そのものは、非公式ではありますけれども、国交省の砂防部長のほうにも届けてあります。そういうことで、昨年は国交省のほうでも実際に調査のへりを飛ばしていただきました。国交省としては、まだ国交省の管轄内じゃなくて、森林管理署と国有林という中で、国立公園内ということでございますので、その状況はわかりましたというような話は、返答はいただいておりますので、引き続き、それらも含めた中で要望を強めてまいりたいと思います。

いずれ県を通して、県にも本当にお世話になっておりますから、県を通して、これらに対し

てのしっかりした対策ができるように、抜本的な対策ができるように、町として要望を強めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 じゃ、再質問させていただきます。

まず、1点目についてでございます。

先ほど①でも質問しましたように、田島地内を通過する車のほとんどというのは、今度は完成後は国道289号線のバイパス道路を利用するのではないかというふうに思います。そして、バイパス道路沿線に車がとまらなければ、町内の滞在はあり得ない。やはり、それは通過点でしかなくなるのではないかというふうに考えます。

その中で、1つの案として、先ほど来、町長からも一体的なエリアとして捉えて検討はしていくよというような回答をいただいていますから、その一つの案として、沿線に案内標識の設置と、ちょっと目立つようにですね。建物は結構、御蔵入交流館というのは目立つなというふうに思いますが、あれだけの施設がまとまっているものを、やっぱりPRするような、そういうような形はどう考えているでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答えいたします。

今回のまちなか活性化事業の中、実施計画の中でもまちなかにつきまして、案内標識の整備をしていかなければならないというようなことは定めてございます。

今ほど提案ありましたバイパスのほうの看板につきましては、今後、関係団体と協議を行いまして、検討していきたいというふうに考えてございます。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 今ほどの回答、ぜひこれからの検討課題ということでお願いしたいというふうに思います。

バイパス沿線のやはり施設について、繰り返しますが、これだけの施設がやはりまとまっている箇所というのはほかにはないのではないかと。やっぱり、これをすごく有効に、何といたしますかね、使うといいますか、そして駐車場も大分広いですね。なおかつ、今回モデル事業で予定をしています宮本の通りの、あそこの田んぼのところを全て対象にしながら考えているというのが前回の説明の中でございましたから、やはりなかなか今の時代ですから、これから

の時代ですから、駐車場に車をとめ、そこからでないとなれば本通りには、本通りにある町内の施設、町内４カ所の☆園祭の屋台格納庫や鳴山城跡、そして御蔵入、民俗資料館等の散策にはつながっていかないと思うんですよ。

そのためには、やはり先ほどちょっと案内標識というような話も申しましたが、観光案内所をやはり沿線施設内のところに、人の目立つところに設置をして町内紹介、そして☆園祭の紹介、そして南会津の各種イベントの紹介等を行うことが必要ではないかというふうに考えますが、それについてはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 答えいたします。

現在、バイパスのほうには、議員おたしのように駐車場もございます。指定管理施設もございます。それから、指定管理者との協議を含めて、各施設において周辺施設のPRをしていただいたり、さらには今ほどありました中心市街地のにぎわいづくりは重要と考えておりますので、４屋台の格納庫、歴史的施設等の魅力を発信しまして、商店街への誘導を図り、各関係団体と連携して、まず滞在できる仕組みづくり、体制づくりを検討して、観光誘客につなげていきたいというふうに考えていますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 ６番、渡部訓正君。

○６番 渡部訓正議員 それで、沿線施設の活用の中で、以前私が質問しました☆園公園についてお伺いをします。

☆園公園内が大分、木々の成長によって、そして大分薄暗くなっております。そして、そのときの質問としては、リフレッシュをしないと、やはりその公園内が薄暗い状態では人が入らないのではないかと。だから、それについてリフレッシュしてはどうかとの質問に対しては、一応検討するというふうな回答だったというふうに受けているんですが、☆園公園の現状と木々の伐採、整理などのリフレッシュ工事实施について、町の考えをお伺いします。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 答えいたします。

☆園公園につきましては、NPO法人、☆園会館と一緒に管理委託を行っていただいております。あの中にも、議員ご指摘のとおり、木が生い茂ったり、橋の周辺の清掃、草刈り等の整備も必要かと思えます。現地を十分確認した上で、自然環境の整備について再度実施するかどうか、検討していきますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 ６番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひこれは、やはり施設が公園、本当にすばらしい公園になっているわけですが、木が本当に大きくなっちゃって、薄暗い状態だとやっぱり人が入りませんよ。だから、そこのところは、逆にあれだけの整備をされた施設ですから、ぜひ現状の調査を行って、そういうリフレッシュの工事をやれば、すばらしいやっぱり公園にまたよみがえる。そしてまた、そこに人が、神社に行ったときにちょっと回れるような形も一応できるのではないかというふうに思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

それで、次の再質問に移らせてもらいます。

国道121号線の町内本通りの通行量というのは、先ほども言ったように、バイパス開通後というのは、やっぱりそこを通る方というのは町内の方とか、すごく車の交通量というのは少なくなりますから、やはりまちなか活性化の課題というのは喫緊ではないのかなというふうに考えます。

人を集め、集まるための企画を、私はやっぱり定期的に継続して行っていくということが、何というかな、認知にもつながっていくのではないかというふうに考えています。それらについての町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答え申し上げます。

中心市街地の活性化につきましては、29年度にビジョンを作成して、それに基づきまして、30年度に実施計画を策定してございます。その中で、中心市街地の活性化に重要な部分の中で拠点づくりというようなことが上げられました。

それで、本年度、その拠点づくりをどうしていくのかという部分について、事業検討委員会を開催して、その活用方法というものを検討してございます。それを今後、定期的にという部分になるのか、あとは商工会と協議しながら、町としてもずっと時間をかけながら、言い方悪いんですが、定期的にというまではいかないかもしれませんが、検討をしながら進めなければならないというふうな認識でいますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、これもことし拠点づくりを、本年度、検討委員会を立ち上げるということですから、ぜひ商店街、そしてあとは町の関係の意見等も幅広く取り入れながら、検討をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

本町は、自然に恵まれ、四季折々の景観はすばらしいと思います。観光客誘客に向け、これ

ら自然景観のPRや各種イベント、先ほども申しましたけれども、大分定期的な定着が図られているような、例えば春の桜ウォーク、そして秋のそばまつりなんて本当に、関東圏を初め大分認知が進んでいるなというふうに考えています。それらのイベントに参加していただいた方々に対して、再度足を運んでいただけるような呼びかけというのはどのように行っているか、お聞かせください。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 答えいたします。

議員ご指摘の今の、春ですとあの場所では桜ウォーク、夏ですと会津田島☆園祭、秋ですと商工産業まつり、ことしは台風のために開催できませんでしたが、南会津新そばまつり等を開催してございます。その中で南会津町の魅力を発信したり、特産品のPR等を行いまして、観光誘客に努めているところでございます。

そこでも周遊を体験でき、滞在できるような施策につながるよう、今後もそのイベントの中でも常にPRしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 これは、今ほど答弁ありました中で、参加されました方々に対して、やっぱり南会津町をPRする、各種イベント等に呼びかけをするなど、きめの細かい取り組みを重ねていくことによって、訪れる方の拡大が図れるのではないかとというふうに私は考えますが、これについていろんなやっぱり、それぞれ町としてもPRに努めているのではないかとというふうに思いますが、なかなか、1つのイベントが終わるとそれでもう、何というか、いろんな、例えば東京のほうでもトップセールスなり、あとはPR活動なんかもやっていると思うんですが、ぜひそれらをもう少しきめの細かいような形で、意識的にやっていくと私は考えますが、それについてはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 各イベントにおきまして、町だけではできる部分とできない部分ございますので、観光物産協会、それであつたり、商工会等とも連携しながら、そのイベント、イベントだけのPRではなくて、秋になりましたらスキー場のPRも含めたりして、次のイベント、次のといいますか、南会津の魅力を発信していくという部分は重要でございますので、そのように実施していきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、それらもいろいろ趣向というか、鋭意検討しながら対応をお願いしたいなというふうに考えています。

あと1つは、やはり田島地域は、ある意味では町全体の中心市街地の活性化というのが、やっぱりここがなければ、全体的に元気が出てこないのではないかなというふうに私は考えるんです。やはり、関東圏からの観光客乗り入れも、多くの方はこの田島地域から、やっぱり最初入ってくるのは田島地域からだろうというふうに思います。

そういう意味では、観光客がやっぱり滞在したくなるような手だてをぜひ、先ほど来、話し出ていますからですが、町民の意見や各種関係団体等々の知恵を踏まえながら、対応していただきたいなというふうに考えますが、ちょっとまた繰り返すような形になりますが、それについてはどうでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまで、ずっと振り返ってみますと、歴史的なもの、やはり田島は何といいますか、行政の地区といいますか、そのような地区だったということ。先ほども商業のことで申し上げましたけれども、やはり商売にしても、田島は南会津郡内の中心地であります。これは間違いありません。しかし、この役割といいますのは、行政の中心であったり、あるいは商業の中心であったと、観光の中心ではなかった。

しかし、交通事情の中で、車の社会になったときに、やはり121号が中心に通ったときは、そういう意味ではここを通過された——通過といいますか、ここに来られた利用は、それは相当あったものと思っています。しかし、今、現状ですと、道の駅なんかの利用も減っています。ですから、そのようなことも含めた中で、ここの魅力をいかに今後出していくかということが大きな課題であります。

そういう意味で、今、商工観光の課長も申し上げましたように、いろんなイベントもやっています。そして、その波及効果等もいろいろ、どのようにあるのかということも十分検討した中で、☆園祭もあります。ですから、そういう意味で、この中心市街地のまちづくりをどのようにやっていくかということ、これは町の課題でもありますし、やはり地域の皆さんと一体となったその対策が必要だと、そのようにも考えています。

そして、ましてや先ほど申し上げましたように、121号、縦貫南、それから会津南道路、そして栃木西部道路、これらの工事が着工してまいりました。そういうことも見越した中でこの田島地区の観光、そしていろんな国道が、かなりの国道がこの田島に集まってくること、交

通の何といたしますか、要衝といたしますか、そういうことも踏まえた中でのこの地域づくりを、将来見据えたまちづくりをやっていく必要があるだろうと、そのようにも考えています。

そういう意味で、この周辺の市町村とも十分連携をとって、そして皆さん方に応援をいただきながら、町としても頑張っていきたいと、そのように考えておりますので、ぜひ皆さん方からもアイデアをいただきたいし、その中心になるものは町でもありますが、商工会でもあります。ですから、商工会の皆さんにもぜひいろいろな意見をいただいて、そして地域の皆さんにもいろんな意見をいただいて、町としてどれだけ支援ができるのか、そして一緒にできるのか、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ今、町長が答えられたような形で、今後、具体的な方向で進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、台風19号被害対策について伺います。

ことし、災害復旧工事が完成し、山開きを行ったやさきに、駒止湿原が再度被害を受けてしまいました。これまでの異常出水、先ほど来、町長のお話のとおり、やっぱり溪流内に多くの土砂が堆積していたということも今回の災害の引き金になったというふうに推測されます。

また、復旧工事をを行った後で、先ほど来、アスファルト舗装関係はそのまま、それでやらざるを得ないというふうに考えているということなのですが、実際、またやっぱり被害を受けてしまうのではないかと。確かに、コンクリート舗装やったら万々歳だというふうに、私もそこまでは短絡的には捉えていません。ただ、側溝というか、河川側と同じく、あそこに側溝を、護岸を多分つくり、それと同時に打設によって道路をコンクリート舗装によってすれば、大分洗掘が軽減というか、絶対ないということはないと思いますが、一応そういう意味ではあり得るのではないかとというふうに考えます。

確かに、災害査定の場合、原形復旧というのが基本だというのは、私も過去の業務をやってまいりましたから、それは認識はしていますが、ただ、やっぱりそれでも今回はこんな被害、もうやった途端にこの被害を受けて、また大変なんだという、そういう実態をやはり訴えて、何らかのプラスアルファの災害を減らせる、そういった措置を提案をしてはどうかというふうに考えて、このような意見を上げたところです。これについてはどうでしょう。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

確かに、コンクリート舗装のほうが表面のモチはいいのかもしれませんが、しかしながら、先

ほど町長答弁ございましたとおり、道路の下の陥没、さらには長期間使っていればクラック等の入り、そうしますと、表面はきれいでも中が抜けてしまって、逆に危険になる可能性もございます。

そして、アスファルト舗装の場合ですと、鉄筋が入ったりしておりますので、被災になった場合にはその復旧に長期間アスファルトよりはかかってしまいますし、費用的な部分も多くかかってしまうというようなことでございますので、まずはアスファルトで早期の復旧を図りたいという考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長　６番、渡部訓正君。

○６番　渡部訓正議員　一応このところは、こちらから考え方を要望しても、なかなか大変だというのは承知はしています。ただ、何らかのやっぱりプラスアルファとして、災害を少しでも減らせる。

あと、先ほど来、町長の回答の中でも触れましたように、私もちょっと県の建設事務所のほうに行って、担当からちょっとお話を聞かせてもらったんですが、上流の沢に大分堆積土砂があって、そしてそれが今回の異常出水の中でわるさをしていると。やっぱり、その工事を、建設サイドでは、あそこ保安林だそうで、なかなか手を出せないんだというような話も言っています。農林事務所のほうでの対応も検討していただければというような話もあったようですから、ぜひそういうのも含めて、県のほうに働きかけをしてはどうかというふうに思いますが、これについては……、じゃあお願いします。

○室井嘉吉議長　町長。

○大宅宗吉町長　お答えいたします。

本当に私どもここの10年ぐらいの間——８年ですかね、もうたび重なる、毎年のようにこのような災害が起こっています。そして、そのたびに同じような箇所が結構やられています。

ですから、私もこれまでも申し上げてまいりましたが、どうもね、国のほうも県のほうもやっぱり原形復旧だけではだめじゃないかと。やっぱり、強化する復旧といいますか、改良工事が必要じゃないかというようなこと、口頭——口ですけれども、いろいろ話ししますと、言われています。

ですから、私としても、ぜひともね、同じ経費かかりますから、多少プラスするぐらいでもっと強化することができると、そのようにも私は考えていますので、国のほうにも県のほうにも、そのような現状を踏まえた中で、たび重なるこの災害に対応できる、それこそ国土強靱化、その事業の中でそういうことを対応できるようにしてもらえようという要望もしていきたいと思

います。考え方は全く私も同じと思っていますので、ご理解願いたいと思います。町としても、そのようなことを国のほうに、県のほうにも要望していきたいと思っています。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 ぜひ、県なりですね。今、当面ここの駒止湿原の道路については、県への要請ということになるかと思いますが、農林事務所なんかにも働きかけをされたらどうかというふうに思いますので、検討をお願いします。

次に、田代山湿原の関係です。

そして、崩落土砂というのは大分火山灰で、すごくその堆積土砂の状態、写真で見えますと、粒子も細かいため、堆砂勾配というのが本当に緩やかになっているというふうに考えます。そして、ダムを設置しても、堆砂勾配といいます、上流の堆砂勾配が緩やかとなって、ダム高というのも大分高いものを設置をしないと、この崩壊部分までのをとめると、抑えるということは大変な工事になるのではないかと。だから、そういうところで。

そして、やっぱり林野庁のほうでも、プロジェクトチームをつくったということは、それだけこれ大変な工事になるよというふうに考えたと思うから、そういうプロジェクトチームをつくったと思うんですよ。通常はそんなことないと思います。通常の我々の経験でもですね。

だから、そういう意味では、やっぱり国直轄くらいな工事をしていただかないと、集中にしないでいただかないと、なかなかこれ毎年の、それこそ先ほど来言いましたように、降雨のたびに土砂が、粒子が小さければなおさら流されるわけですから、やっぱりそこを、大変な問題だというその認識は、先ほど来、町長、議長も一体となってそういう要望活動を行っているということからも、私ども承知をしているところでございますが、ぜひそういうような。

そして、対策工事の工事手法というのも、いろいろやっぱり高度なものが求められるのではないのかなと。そういう意味では、なおさら、そのためにも、国直轄というような形でやっぱり話を出していくというのも必要ではないかというふうに考えますが、どうですか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほどもお話しさせていただきました。あの規模は、本当に私も素人ですので、詳しいことはわかりませんが。しかし、物すごく大規模で、正直言って、いろいろ話ししていると、どうやってあの崩落をとめるのかということとはなかなか厳しいと、そのような回答もされています。

ですから、私も議長同伴していただきして、林野庁でやったり、先ほど申し上げましたけれ

ども、環境省、それから国会議員の皆さん、そして前橋の管理局のほうにも行ってまいりました。

その事の重大性は、皆さんそれぞれ認識されていることは間違いないんですが、そこに行く道路そのものも、去年は1カ所でしたけれども、今回は何カ所も道路が決壊していると。ですから、まず作業道から始めなきゃならない分と、それからそれはそれとしても、まだ依然とちよつとしたことで下流まで流れ着くような火山灰といいますか、砂があるということ、そして伊南川までその影響が及んでいること。

このような中で、やはり私としても、議員申されるように、国家プロジェクトの中でやっぱりこの対策をしていただくような規模ではないかなと、そのようにも考えています。ですから、そういうことも含めて、これはぜひ県ともしっかり協議した中で、国のほうに行かなきゃならないと、そのようにも認識しておりますので、県の土木部とも相談し、そしてもちろん南会津建設事務所山口土木事務所とも連携しながら、そのようなことの活動も今後要望する必要があるんじゃないかなと、そのような認識でおりますので、ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 以上で私の質問については終わらせていただきたいと思います。

ぜひ前向きな形で、これから対応をお願いしたいというふうに申し上げて、私の再質問等について終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で6番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

————— ◇ —————

◇ 馬 場 浩 議員

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君の登壇を許します。

2 番、馬場浩君。

○2 番 馬場 浩議員 議席番号 2 番、馬場浩でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、気候変動適応計画の取り組みについて質問させていただきます。

①2018年6月に国は、気候変動適応法を公布されました。その第4条には、各地方自治体には、国が定めた気候変動適応計画に基づいた地域の実情に即した適応計画の努力義務と規定されております。町の取り組みはどうなっているのでしょうか。

②さきの台風の被害でもそうでしたが、今まで想定されていない自然災害が多数発生しております。日本でも、そして世界でも、記録的な高温や台風、豪雨災害が深刻化し、南会津もその例外ではありません。これは、もはや異常気象というよりも非常事態と言っていると思います。

「気候非常事態宣言」は、世界18カ国、935の地方政府及び自治体で取り組まれています。日本でも鎌倉市、長崎県の壱岐市、そして先日、都道府県では初めて長野県、それに呼応して白馬村が宣言されました。

我が町でもこれを宣言し、自治体でできることを実行すべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

③温暖化の原因の一つに、食品ロスがあります。第2次南会津町環境基本計画には、事業所や家庭における食品ロスの削減を検討する（41ページ）となっています。具体的な普及啓発はどうなっているのでしょうか。

2 番、町が管理している橋台に危険水位の表示をされてはどうかということです。

今後、台風や豪雨による河川災害の頻度が多くなると予想されます。人的被害を防ぐためにも、避難や通行どめの目安となるべき河川の水位を、町が管理している橋の橋台にマーキングして、対応の基準を明確にしてはどうかということです。

3 番、伊南川流域の流木やビニール等の撤去除却を県に要望してはどうかということです。

さきの台風により、伊南川流域に多量の流木やビニールシート、プラスチック類が散乱しております。災害の要因となる流木や、今、世界で深刻な課題になっておりますマイクロプラスチック問題の原因となるビニールシートの撤去除却を、県に要望してはどうでしょうか。

次に、4 番、老人介護施設及び病院施設等での人材不足対策はということです。

我が町の老人介護施設や病院（クリニック等）で、介護士及び看護師の人材不足が深刻な問題になっています。具体的な対策はどうでしょうか。

5 番、中心市街地の振興計画について質問します。これは、私の質問の前に数人の議員が質問されましたが、重なると思いますが、あえて質問させていただきます。

商業地域である田島中心市街地の振興計画（ビジョン）はどうなっているのでしょうか。

次の2点は私からの提案ですけれども、中心市街地の空き家をゲストハウスにし、滞在型の観光を進めてはどうでしょうか。

③全国的に外国人旅行者が増加傾向にあります。それに伴って、環光庁による試算だと、2017年の旅行消費額は26.7兆円になっております。これは、当時のトヨタの総売り上げと同等の金額になっております。

我が町でも積極的に外国人旅行者を対象とした観光政策に取り組み、中心市街地の活性化を図ってはいかがでしょうか。

以上をもちまして壇上からの質問を終わらせていただきます。引き続き指定された席で再質問を行いたいと思います。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 2 番、馬場浩議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、気候変動適応計画の取り組みに関する1点目、国が定めた気候変動適応計画に基づいた地域の実情に即した適応計画策定が努力義務と規定されているが、町の取り組みはとのおただしであります。昨年度策定いたしました第2次南会津町環境基本計画では、望ましい環境像を実現するための分野別ビジョンとして、「地域特性を活かして、地球温暖化対策を推進します」の分野で、地球温暖化防止対策、再生可能エネルギーの利用促進、気候変動への適応策の具体的な取り組みを定めているところであります。

地域に即した「地域気候変動適応計画」の策定につきましては、個別計画として策定する以外にも、各自治体の環境基本計画や地球温暖化防止計画などに組み入れて策定することも可能であることから、第2次南会津町環境基本計画の中に組み込むべきか、今後の進行管理の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目であります。我が町でも「気候非常事態宣言」を宣言し、自治体でできることを実行すべきではないかとおただしであります。しかし、「気候非常事態宣言」はオーストラリアで始まり、新たな化石燃料プロジェクトの禁止や、国、都市、地方自治体などが「気候非常事態宣言」をして、気候変動に対する政策、計画、キャンペーンなどの立案・実施を求めるものであると認識しております。

本町では、地球温暖化に関する個別計画としまして、「南会津町地球温暖化対策実行計画

（事務事業編）」ということを昨年度策定しております。本計画は、町がみずからの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減、吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるよう努め、温室効果ガスの削減に取り組むものであります。

現段階では、気候非常事態を直ちに宣言する考えはございませんが、まずは地球温暖化対策の実施状況を取りまとめ、公表し、町民等に対しても周知啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、３点目であります。温暖化の原因の一つである食品ロスの削減に向けた具体的な普及啓発はとのおただしであります。議員おただしのとおり、食品ロスは地球温暖化の一因となっているだけでなく、貴重な食材の多くが無駄になるなど、国内においても対応が求められている課題であると認識しております。

本年の10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されまして、食品ロスの削減に向けて全国的に取り組みがされる中で、町といたしましても、普及啓発を初めさまざまな取り組みに力を入れていきたいと考えております。

去る12月3日、舘岩幼稚園並びに舘岩小学校低学年の児童に向け、食品ロスの実態や削減のために毎日できる工夫などについて学ぶ「食べ残しゼロ学習会」を行いました。この学習会は、実施主体である県に対し町が要望して実現したものであり、子供から保護者、家族へと展開することを願いながら、今後も継続して実施してまいります。

また、身近に利用される飲食店や買い物においても、事業者、消費者それぞれの立場で実施すべき取り組みなどの啓発を行うとともに、町内における食品ロスの状況把握に努める必要があるものと認識しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、町が管理している橋台に危険水位の表示し、人的被害を防ぐためにも、避難や通行どめの対応基準を明確化してはどうかとのおただしであります。現在、町が避難勧告等住民避難情報を発令する際、気象庁や県のホームページにある降雨量や河川の水位情報をもとに判断しているところであります。

ご指摘のマーキング、いわゆる量水標であります。日没前の避難において、自主避難をする際の有効な手段であると、そのようにも考えております。

なお、この量水標は河川管理者が設置すべきものでありまして、河川管理者として表示箇所の検討にあわせ、県管理河川への表示も協議していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。この件に関しましては、本当にどこまでが危険水位だということを明確に表示することは、非常に大切なことだと思っています。

新潟・福島豪雨災害の以降であります、何年も、町の橋台でもあったわけでありましてけれども、堆積した土砂がもう危険水位の付近まであったことも事実であります。県のほうにも要望して、なかなかそれも撤去してもらえなかったところでございますけれども、今、ほぼ土砂の撤去はかなりされているのかなと、そのように認識しておりますし、また、河川の洗掘等かなり川底も変わっています。ですから、改めてその辺の調査もしながら、県のほうにそういう表示といいますか、安全管理をしっかりとやっていただくように、町としても要望していきたいと思います。

次に、伊南川流域の流木やビニール等の撤去除却に関し、災害の要因となる流木やマイクロプラスチック問題の原因となるビニールシートの撤去除去を県に要望してはどうかのおただしであります、県に確認をいたしましたところ、浸水被害につながる流木等については、支障のあるところから撤去作業を進めてまいりますとの回答をいただいております。あわせて、ビニールシート等のプラスチックごみにつきましても、流木等の撤去作業にあわせて、順次進めていく考えであるということでもあります。

今後も、支障がある流木等につきましては撤去を要望してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、老人介護施設及び病院施設等の人材不足に対する具体的な対策に関するおたしであります、町内における介護施設及び病院施設ともに、現状ではおおむね定員を満たした職員が確保されております。直ちに経営に影響を及ぼすような施設はないと、そのように認識しております。

しかしながら、施設内で働く職員からは、「休暇がなかなかとれない」「時間外勤務がふえている」といった声も聞かれます。このような職員の処遇面の改善や、今後ますます進展する高齢化を考えると、介護と医療の現状のサービスを維持するための人材の確保は大きな課題であると、そのように認識しております。

現在、町では、看護師の確保のために南会津町帰郷支援事業を実施しておりますが、介護士の人材不足に関しましては、年明けから介護実態調査及び介護予防ニーズ調査の2つの大規模調査を実施し、今後のニーズを分析し、そのニーズを支える人材の必要規模を的確に把握する考えであります。その上で、人材確保に対する具体的な施策を、第8期南会津町介護保険事業計画の中に盛り込みながら策定したいと考えております。

現状としては、今のところ人員的には何とか足りているような状況ではありますが、なかなかそれに対する次の職員の方々が厳しい状況にあることは間違いありません。実際に南会津会

等でも、臨時職員で対応している分もございますが、正職員を募集すると臨時職員が正職員に応募すると。そうすると、正職員に採用されて、臨時職員が足りなくなると、これが繰り返されております。そういう中で、何とか人員的には確保されておりますけれども、課題があることは事実でございます。

そして、看護師さんでありますけれども、これにつきましては、やはり看護師の養成制度とございますか、町としては奨学金を、卒業されて、そして南会津町内に住居を有して、そしてこの地域でその仕事に従事された方には奨学金の返済は免除ということでやっておりますけれども、そもそもの看護師の養成制度そのものが、病院とかそういうところの学校に入るということ、としますと、現状としてはなかなか、学校が病院と直結のために、なかなか南会津地域に就職していただけるというケースが少ないというような現状も聞いています。

ですから、いろいろな社会の状況、そして学校とございますか、養成の仕組みそのものも課題があると。そのようなことの中で、なかなか看護師不足が解消できないというような状況でございますけれども、南会津としては今年度ですか、よそからの看護師さんも来ていただきましたし、そのようなことで看護師さんが少しずつふえている現状であるということにも、そのようにも対応できているのかなと思っています。

しかし、いずれ今後のことを考えますと、もっともっと看護師の養成とございますか、確保に町としては努めていかなければならないと、そのように認識しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、中心市街地の振興計画はについての1点目、商業地域である田島中心市街地の振興計画（ビジョン）はと2点目、中心市街地の空き家をゲストハウスにし、滞在型の観光を進めてはどうかとのおただしについては関連がありますので、一括してお答えいたします。

田島地区の中心市街地活性化の方策につきましては、平成29年度に商工会に委託を行い、田島地区触れ合いまちなか活性化事業実施計画書を策定しました。平成30年度に一部具体的な修景事業に着手したほか、今年度は中心市街地活性化事業検討委員会で、上町地内にあります「石の蔵と——石の家とございますか——日本家屋」の利活用の協議をしております。

議員おただしの空き家をゲストハウスとして活用し、滞在型の観光を進めることにつきましては、効果的な施策となる可能性があるかどうか、建物の取得や改修といった財政上の大きな支出も伴います。そういう点で、運営を行う事業主体の見きわめや事業もくろみの調査が必要となっておりまして、今後提出される中心市街地活性化事業検討委員会報告書の提案内容を重く受けとめまして、中心市街地の活性化にどのような効果をもたらすものか等も含めて、慎重

に判断する必要があると、そのように認識しております。

次に、3点目であります。全国的に外国人旅行客数が増加傾向にあり、我が町でも積極的に外国人旅行客を対象とした観光政策に取り組み、中心市街地の活性化を図ってはとのおただしであります。特急「リバティー」が運行したことにより、乗りかえなしで浅草から会津田島駅まで移動が可能になりました。さらに、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、このことにより、南会津町を訪問する外国人旅行客がこれまでより以上にふえるものと、そのようにも思っています。

こうした状況を踏まえまして、本町でもインバウンド対策が喫緊の課題となっていることは承知しているところであります。特に、リバティーで来られる外国人旅行者が、東北の玄関口として最初に訪れる町でもありまして、しっかりとした対策が必要と考えています。

外国人が最も不安視されるのは、どこに、どのような観光資源や飲食等のサービスがあるのか、また、公共交通の利用はどうすればよいのかなど、滞在中における情報の把握と言われております。こうした対策として、外国人にも簡単に理解できるピクトグラムの表示を公共施設や商店街等に整備する必要があると、そのようにも考えています。

また、現代社会ではキャッシュレスの時代ともなっておりますので、特に外国人旅行客は現金よりもクレジットカードや電子マネーでの支払いが主流となっております。この対応については、事業者の方々の主導的な動きが基本となりますが、町でも必要な支援策を講じ、地域の方々も含め、外国人旅行客に快くおもてなしをする環境づくりが重要だと考えております。

町といたしましても、商工会、観光物産協会等関係機関との連携を図り、外国人旅行客の受け入れ環境の整備と観光政策の進展に取り組むとともに、中心市街地の活性化を推進してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 では、順次再質問をさせていただきます。

まず最初に、地球温暖化対策計画ということが出ましたが、これ実施計画、事務計画ということになっていましたが、多分、私の記憶によると、これは役場庁内だけの計画だったと思います。今後、これを地域の皆さんにどう広げていくか、どう意識づけされていくかということが問題だと思いますが、その計画はどうなっているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○渡部敏明環境水道課長 今ほどおただしがありました、地球温暖化対策実行計画の件でのおただしだと思っております。

現在、平成30年12月ということで昨年になりますが、町の業務を、全体を中心にしまして、そういったものに関する事業計画、事業進行管理を今年度実施するというような状況であります。

その進行管理につきましては、各所属の課長が責任者ということになっておりますので、課長関係を含めました庁内検討会の中で協議をし、次年度におきまして、町民の皆様に対して町役場全体の取り組みとして啓発・普及を図る考えでおります。

今後、そういった町全域の中での取り組みということでのご質問でありましたが、そういった周知啓発の中で今後の取り組み方を考えていく方針でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 温暖化対策に対しては、そういうふうにCO₂削減のために取り組んでいると認識しました。ですけれども、気候変動適応計画というのは、単にCO₂削減だけじゃないんです。これから起こり得る、そういう災害に対してどう適応するかということが問題になってきます。時間の関係上もありますので、深くは追求しませんが、まずちょっと焦点として、ピンポイントとしてご質問します。

ただいまのCO₂削減ということで、私は森林のCO₂吸収率の樹木の管理というのは大変重要になってくると思います。そういう樹木の管理は、どういうふうに考えておりますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

樹木の管理につきましては、現在、森林資源構成のほうから説明をさせていただきますと、ちょうど標準伐期齢と言われる10齢級以上の森林につきましては、針葉樹が約6割——67%ということで、3分の2程度になっております。そちらの針葉樹につきましては、計画的に伐採をしまして、その後、新植をしていくというような計画で今考えてございます。

今現在、1齢級から9齢級までの残りの割合が3分の1ということで、特に二酸化炭素を吸収するのが11林齢から40林齢とお伺いをしておりまして、そちらにつきましては、特に針葉樹の中では杉やヒノキやカラマツといったほうが、こちら成長率が早いものですから、こちらのほうが吸収率が高いとも聞いております。そういった観点から、適正な森林管理をしていきたいなと考えております。

○室井嘉吉議長 2 番、馬場浩君。

○2 番 馬場 浩議員 前回の 9 月の定例議会でも S D G s や木材の売り込み先ですね、販路開拓について質問しました。それで、やはり C O ₂削減には針葉樹の、本当に樹木の適正な伐採と植樹が必要だと思います。

その中で、確かに売り先、切ったはいいけれども、売り先どうするんだという問題も出てきます。だけれども、やはりこれは地球環境、C O ₂削減にはこういう計画をしています、こういうことで取り組んでいますということで、ぜひ、アピールになると思うんです。セールスポイントになると思います。

その中で、今後、町はどういう樹木を植樹していくか、その計画はありますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

町の計画の中では、現在、林業成長産業化地域創出モデル事業の中で、カラマツをブランド化として今推進をしているところでございます。今後につきましては、伐採した後にはカラマツを植栽していく計画でございます。

○室井嘉吉議長 2 番、馬場浩君。

○2 番 馬場 浩議員 林業についてはわかりました。

では、農業分野について質問させていただきます。

近年の高温によって、農林課の——先日の委員会で、トマトの収益が高温によって減収したという話をお伺いしました。今後、稲作においては、白田米の未熟米がすごく多くなる、高温によって多くなることが予想されます。トマトに関しては、品質の劣化が懸念されます。

このように、今まで大丈夫だったけれども、高温によって、だんだん農作物の品質の劣化、例えば減収が見込まれます。そういう情報をこれから収集して、やはり技術指導なり、そういうものが需要だと思います。今後、そういう取り組み、情報収集や勉強会を行う考えはありますか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今現在の取り組みといたしましては、J A と県の普及部と町のほうで、特にトマトにつきましては 3 者でプロジェクトチームということ、サポートチームということで農家の指導等に当たっております。そういった観点から、そちらのほうの情報で、さらに稲作農家にもそういったところを広げていきながら、今後、情報を収集していきたいなと考えてございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひともお願いします。

その中で、CO₂削減ということがいつも問題になっていますが、実は一酸化窒素、これはCO₂の約250倍ぐらいの温暖化効果があります。メタンも、そこまではいきませんが、大変な温暖化効果があります。

今後、農場においてその削減をどうするかということを、ぜひ技術検討を行っていただきたいと思います。

次ですが、どうしても食品ロスの残渣というのは出ます。これに対して、食べ残しはどうか抑制できます。ところが、料理するに当たって、食品残渣というものが出てきます。これをリサイクル、堆肥化する考えはありますか。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○渡部敏明環境水道課長 食べ残しの残渣について、それを堆肥化、いわゆる肥料化して、もう一回土のほうに還元していくというようなことのおたかしであります。現状で今、公共下水道等の施設におきましては、そういった、いわゆる汚泥として総称される残渣物についてを有効利用・活用ということで、実際ほかの残渣とまぜて、一般の業者さんが小売店等のほうに販売しているというような状況がございます。

今後、この残渣の状況につきましては、食品ロスの今回、館岩のほうで12月3日に行われたような、何といいますか、こういうような会といいますか、こういうようなものを実施していきながら皆様への啓発を図っていく中で、残渣の量にもよりますが、この部分についての対応について、それを1つのきっかけにしながら、今後、取り組みを進めていくかどうか、検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 偶然にも私もその情報を得まして、参加してきました。大変いいことだと思います。そして、子供たちが自然と無理なく、食品ロスに対して知識を身につけ、それを家庭内でお母さん方、お父さん方と話しすること、大変素晴らしい取り組みだと思います。これをどう学校の今後の教育課程の中で進めていくかが、私は問題だと思っています。例えば、ポスターを作成するとか、子供たちにポスターをつくってもらうとか、そういう取り組みが私は必要だと思いますが、学校教育の中でそういう考えはあるでしょうか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

このように、全世界的な課題に対して子供たちが向き合うという時間を確保するのは、とても重要なことだと思います。ただ、それは許された時間があればということで前置きしておきますけれども、大変子供たちの今置かれている学習環境は、なかなかそういう要望等がいつばい入ってきまして、非常に世界の課題が多くなると、学校でやることも多くなるみたいな連鎖反応がありまして、大変子供たちにとっては窮屈な環境の中で学ぶことになります。

子供は本来、教えてもらって学ぶことも得意ですけれども、周りを見て学ぶということも非常に得意です。そのようなことを考えますと、子供たちに教えて、それを家庭に伝えるという順番も大事ですけれども、しっかりとやはり大人が学んで、それを次の世代を担う子供たちにしっかりと姿で見せていくという学習も大事なかなというふうに思っています。

なお、学校のほうで取り組むゆとりですか、そういうものがあれば、ぜひ取り組んでいきたいなというふうに思いますけれども、なかなかそういう時間の確保ができないようなときは、今のような考えで、ぜひ大人の社会の中から子供たちを指導するような、そういう環境もつくっていただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、教育長が言われたとおりなんです。ですから、大人が子供たちに教えるためにも、非常事態宣言というスローガンが必要なんです。この目標が必要なんです。ただ文章をつくったんじゃないくて、町として掲げて、南会津町としてこういう環境に取り組もうというスローガンが私は必要だと思いますので、こういう宣言をされたらどうかということを質問したわけです。

時間の関係上ありますので、次に移らせていただきたいと思います。

橋台にマーキングしてはどうかということで、今後、県と協議しながら進めていくというお答えでしたが、実はこの南会津町地域防災計画を読ませていただきました。その中の104ページに10節「避難」ということがあります。やはり、この中で、「災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。」と書いてあります。

私思うんですけれども、これを全部役場の執行部の係の人がそれを賄うというのは、私は厳しいと思います。多分、我が南会津にも防災士という方がおられると思います。人数は把握していません。ですが、そういう防災士を中心として、HUGという避難所運営ゲームというカードゲームがあります。そういうのを各地で行いまして、自主的に避難の判断ができるような、

そういう取り組みが必要ではないかと考えますが、前回のやはり災害の反省点として、「役場から指示がない」「支所から指示がなくて動けない」という、そういうやっぱり話を聞きました。やはり、ここは各行政区、各事業者などで自主的な判断も必要ではないかと思います。

ぜひ、今後、私は防災士の活用とHUGの活用が大事かと思いますが、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 住民生活課長。

○居倉雅彦住民生活課長 答えいたします。

防災士については、現在のところ大体、南会津町で33名ほどおります。

それで、今おただしの防災HUGにつきましては、詳細については私どもでちょっとわかりませんが、地域住民や避難者が長期にわたり、避難所を運営するに当たり、避難所の出来事や避難対応をゲーム方式で運営する感覚で模擬体験するというものでありまして、東日本大震災でも有効だったということを知っておりますので、その辺につきましては十分調査研究してまいりたいと思います。

あと、先ほど議員おただしのとおり、行政区というのが、自助、共助というのが大切だと思いますので、今回の台風19号におきましても、共助の面で行政区さんに大変お世話になりましたので、行政区単位で避難所運営やその辺ができるような形を、自主防災組織の強化に努めることが大切であると考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それで、HUGに関しては、いろんな自治体において取り組み例があります。ぜひそれを勉強して、各行政区でも、これ学校でやったおかげで、子供たちがすごく勉強になった。すごく子供たちが、水とか、そういう食料に対して、自主的に避難所の設営にかかわったという事例も起きています。ぜひそういうことも考えて、HUGを町として取り組んでいただけたらいいかなと私は思います。

次に、3番は取り組んでいただける、県に要望するということでしたので、4番に移らせていただきます。

先ほどの答弁の中で、私の聞き違いだったらごめんなさい。看護師のあれは十分対応できているというふうな答弁を受けました。ですが、私が住んでいる伊南、あと南郷地域の医療にいきますと、看護師がいなくて本当に困っている。何とかしてくれという声がいつも聞かれます。

それで、総合振興計画によりますと、医療スタッフの充実を図り、地域格差をなくすという文言が書かれています。ところが、マネジメントシートに目を通して見ますと、南会津病院の

評価しか、マネジメントの評価しかされていなくて、地域の医療のことは書いてありません。例えば、民間で開業医されている南郷、伊南、舘岩のことは全然書いていなくて、南会津病院のことだけです。

私が質問したのは、確かに南会津病院のそれも問題です。各老人施設のことも看護師のことも問題です。だけれども、ここにはクリニックと入っています。そういうことに対しての調査は実際行ったのでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

クリニックに関する調査につきましては、行ってございません。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 すみません。先日の全員協議会で、このマネジメントシートをいただきました。その際に湯田芳博議員からは、これを作成するのに何時間、経費がかかったのかという問いに対して、総合政策課長は、それを調べること自体時間の無駄だと言われました。だけれども、実際そういうのを調べていないでこれを作成したということなんですか。

伊南、南郷、舘岩のほうの地域は聞いていない。じゃ、総合振興計画のそこに書いてある医療格差をなくす、医療スタッフの充実を図るということは、南会津病院だけでいいということなのでしょうか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からちょっとその状況を、私が得ている状況で話させていただきます。

南会津病院とか、そういう公的な病院の中では、ある程度待遇とかが確保されています。しかし、個人の医院とかクリニック、ここに関しては千差万別です。いろいろな条件があります。ですから、場所によっては、所によっては確保しにくいところ、あるいは現在何とか充足しているけれども、まだ足りないと言う方もいらっしゃるかもしれません。ですから、これは一概に人数だけで言える話ではないと、私はそのように自覚しています。

そういう意味で、先ほどは看護師の確保に関しましては、看護師の養成とかそういう中のシステム上、なかなか確保できないというか、南会津のほうに来ていただけない状況もあると、そのような話をさせていただきました。ですから、個々の病院全てが満足しているのか、していないのかは正直、そこまでは今、担当のほうで調査していないと言いましたから、それはそうなんだろうけれども、でも、個々の病院もそういう努力をしているのかということもあるんですよ。町が確保するんじゃなくて、その地域のクリニックが自分たちも確保する努力をし

ているのかということもあるんですよ。

ですから、わかりやすく言うと、給料よく払えば来ますよ、はっきり言って。それをね、ですから、一概に一緒に南会津病院とか個人の病院とか、あるいは働く時間的なこととか、条件がまちまちなので、そういう中で適合しなくて、看護師さんがいてもそこに行かないとか、そういうことはございますよ。それは、そういうふうに認識していますよ、私は。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 じゃ、給料が高ければ来るとのことなんですね、そういう認識でいいんですね。

じゃあ、すみません、看護師の帰郷支援制度、この対象はどこの病院ですか、県立病院はなっていないはずですよ、公的なものは。これは、民間が少ないからそれを支援しようとした事業じゃないんですか、どうでしょうか。

○室井嘉吉議長 健康福祉課長。

○阿久津勝英健康福祉課長 お答えいたします。

対象となっている機関と申しますと、町内の医療機関ということと介護施設、保育施設、障害者支援施設、そして南会津町社会福祉協議会ということになっておりまして、ここには公務員である者は除くというような対象者になってございますので、いわゆる県立病院の看護師さんについては除かれるというふうな内容になっております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 県立病院は公務員だから除くと、それはわかりました。だけれども、この総合振興計画の中で、医療スタッフの充実という、この観点から帰郷支援制度ってできているんじゃないかなと私は思ったんです。民間のクリニック等が看護師が少ない、だから、これを支援しようとして始まった事業じゃないんですか。だけれども、それが民間のクリニックの検証されていないで、こういうマネジメントシートをつくるということはどういうことでしょうか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 私から、マネジメントシートの担当ということで、おただしのマネジメントシートにつきましては、総合振興計画の施策を検証すると、振り返りをするということなんですが、ご指摘の早期医療の、「安心できる地域医療の充実」というシートがございます。このシートの中の目標につきましては、県立南会津病院の常勤医師による診療科目数を増加させましょうと。さらには、町内の民間医療施設における診療科目の増加を目指すというも

のがマネジメントシートの目標となっております。

したがって、議員おただしの看護師の数をどうするかということは、この中のマネジメントシートには入っていません。ということなので、マネジメントシートからは看護師の数の目標については入っていないということになっておりますので、今のご議論につきましては、マネジメントシートから漏れているということであれば、必要に応じてまた今後の検討の中で、そういうものが必要であれば次回から追加するとか、そういう議論になるのかというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 時間も迫ってきましたので、ぜひそれを進めていただきたいと思います。

〔「議長、ちょっと」と呼ぶ者あり〕

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 議員がね、ちょっと帰郷支援事業を勘違いしているんじゃないかと思うんですよ。これ、帰郷するために、こっちに赴任したときには、いろいろな旅費とか引っ越し費用とか、そういうものを支援しますよというんですよ。ですから、雇用した人の、クリニックで給料を補填するため、その事業ではないですよ、そういうことですよ。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 私は、そういう認識は持っていません。ただ、こちらに帰郷して、仕事に従事しやすくするための事業だと思っています。ちょっとそこは勘違いしないでくださいね。

〔発言する者あり〕

○2番 馬場 浩議員 ちょっとすみません。時間がありませんので、次に移らせていただきます。中心市街地の活性化についてです。再質問させていただきます。

商工会に委託されて、いろいろ事業をされていると聞きましたが、商工会の協議会、検討会とか、そういうものということでしたが、そこにはどんなメンバーが出席されているのでしょうか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答え申し上げます。

中心市街地の活性化実行検討委員会の委員でございますが、NPO法人であったり、製造業の方、建築業の方、小売業、飲食業等々でご協力いただいて、計画等を策定してございます。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 はい、わかりました。

ぜひ、まちづくりというのは、確かに田島のこの中心市街地は商業地域であります。けれども、その中で郡役所や嶋山城を管理されている方もいます。各行政の、実は区長様も、代表者も含めた、そういう幅広い中で協議をして、どういうふうな町並みをつくろうかということの検討が私は必要かと思います。

その中で、よく聞きます。タウンミーティングやりました。いろんな協議会やっていました。実は、そこに必要なのは情報だと思います。例えば、まちづくりの先進的なところの情報とか視察とか、そういうことを行う予定は今後ありますか。

○室井嘉吉議長 商工観光課長。

○羽染正巳商工観光課長 お答え申し上げます。

教育旅行であつたり、そこら辺の部分の事業ごとには毎年、先進地視察というか、それは行っております。

この中心市街地の活性化につきましても、先進地等あると思いますので、その研修については検討しながら実施していくという考えでございますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 やはり、田島の中心市街地を語るに当たって、☆園との関係は切り離せないと思います。やはり、田島地区といえば☆園祭です。ところが、私の知る限りでは、☆園の由来というのはどういうものですかと聞いたときに、なかなか答えられる人がいない。ということは、☆園の歴史がわからないで、ただその行事だけ、☆園祭ということだけしか皆さんわかっていない。それでは地域の密着というか、プライドというものが育たないように思います。

この中の皆さんでもいいです。☆園の由来を知っている方はどれくらいいますか。

○室井嘉吉議長 馬場浩議員に申し上げますが、誰に聞いているんですか。

○2番 馬場 浩議員 じゃ、生涯学習課で。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 由来を申し上げればいいということですか。

○2番 馬場 浩議員 いや、知っているかどうかだけ。

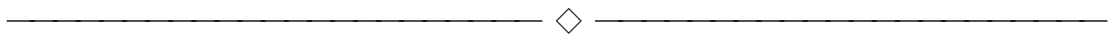
○遠藤知樹生涯学習課長 ああ、知っています。由来は存じております。鎌倉時代に、この文治年間ですね、長沼宗政がこちらで始めたというのが由来だというのは存じております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 時間がありませんので、これは私からのお願いです。ぜひ、外国の人とかほかから来た人がお店に来たときに、☆園ってどういうことのあれですかと聞かれたときに、皆さんお店屋さんでもどこでも、そんなに難しいことは言うことないです。今、課長が言われたようなことをぱっと話せるような、そういう習慣づけって、私は地域づくりに大事だと思うんです。要は、根本的にあるのはこの地域への愛着だったり、プライドだと思います。ぜひ、そこら辺も含めて、今後進めていただけたらよろしいかと思います。

時間になりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で2番、馬場浩君の一般質問を終わります。



◇ 丸 山 陽 子 議員

○室井嘉吉議長 次に、7番、丸山陽子君の登壇を許します。

7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 議席番号7番、丸山陽子です。通告に従い、一般質問をいたします。

初めに、図書館の活性化について伺います。

南会津町図書館は、御蔵入交流館内にあり、子供たちへの読み聞かせや、読書に関するコンクールなどに向けさまざまな取り組みが評価され、福島県教育委員会や文部科学大臣より表彰されるなど、読書活動が盛んにされていると感じています。また、図書館では、学生や主婦の方が参考書を横に、勉強されている姿も拝見しています。

本に親しむ目的は、本をたくさん読むこと、目的に応じて読むことなどさまざまです。何より、本を読むことにより、さまざまな人や風景と出会い、さまざまな人生観を知るなど、新たな出会いができるなど、本から学び、みずからの考えを深めることができると感じています。

また、子供読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにもし、人生をより深く生きることを身につけていく上で欠くことのできないものとも言われています。このことから、図書館の役割は本当に大きいと感じています。

そこで、以下3点について伺います。

1点目は、町図書館をたくさんの方々に活用していただくための取り組みなどどのようにされているか、伺います。

2点目は、学校図書室と図書館とのかかわりについて伺います。

3点目は、図書館の本は、来館されて本を読む方や、貸し出しなどでたくさんの方が本に触れます。本をいつも清潔に保つためにも、本を消毒する機器を導入してはと考えますが、町の考えを伺います。

次に、危険ごみ処理の講習会の実施について伺います。

スプレー缶やカセットボンベなどの誤った出し方が原因と思われる事故が、クリーンセンター内やごみ収集車の中で起こっているという自治体があると聞いています。このような情報を知ること、自分の出すスプレー缶やカセットボンベなどの危険ごみの出し方がとても不安になると感じている方がいます。危険ごみによる事故を防ぐためにも、危険ごみの処理方法の講習会を実施してはと考えますが、町の考えを伺います。

以上で壇上での質問を終わります。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

質問順序、答弁が逆になりますけれども、私から答えさせていただきます。

初めに、スプレー缶などの危険ごみの出し方について、住民の不安解消のためにも処理方法の講習会を実施してはとのおただしであります。平成30年12月に北海道札幌市で発生したスプレー缶の爆発事故を受け、本町では本年も広報みなみあいづ2月号において、危険ごみの正しい分別と処分に関する記事を掲載いたしました。

危険ごみは、使用している間だけでなく、ごみとなった後も収集運搬や処分の作業中にも危険が伴う廃棄物であるため、家庭から排出される際にも正しい方法で行わなければなりません。非常に危険を伴うと思っています。このために、講習会等、要望が寄せられた場合は、廃棄物の処理・処分を担う南会津地方環境衛生組合とも連携しながら講習会を開催し、不安の解消にも努めてまいりたいと思いますし、これも本当に非常に大事なことで、機会を捉えて積極的な広報をしていきたい、皆さんに周知していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私から、図書館の活性化に関してお答えします。

初めに、町図書館を活用していただくための取り組みはとのおただしであります。本町の

図書館では、映画会やおはなし会等を行いながら本や図書館の紹介を行う「わくわくとしょかんワーク」や、読書週間に小中学生を対象とした「多読チャレンジ」を行い、幼少期から本や図書館に親しみを持っていただけるきっかけづくりに取り組んでいます。

また、社会福祉協議会や健康福祉課と連携し、絵本を通じて親子の触れ合いを深め、絵本に親しんでもらうように、乳児の健診時に本を贈るブックスタート事業や、御蔵入交流館の健診ホールで行われる2歳児歯科健診時には読み聞かせ等を行っており、子育て支援の場としても活用されております。

図書館については、現状では最小限の職員数で運営しているため、新たな取り組みが難しい状況となっていますが、機会を捉えて高齢者施設等へ出向いての読み聞かせ事業等の取り組みも実施していきたいと考えており、さらなる図書館の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目、学校図書室と町図書館とのかかわりはとのおただしであります。学校の図書室との直接的なかわりはありませんが、学校とのかかわりでは、学校図書室支援事業として図書館で選んだ約100冊の本をセットにしたものを貸し出しする事業を行っているほか、児童生徒の図書館見学や職場体験の受け入れ、夏休みのお薦め本の紹介等を行っており、学校からの照会に対してはその都度対応しております。

続いて、3点目、たくさんの方が触れる本の消毒用の機器を購入してはどうかとのおただしであります。図書館は乳児から高齢者まで、多様な世代の方にご利用いただいていることから、さまざまな人が本に触れており、貸し出した本が返却された場合は、異物等が挟まっていないか、点検をしております。

図書館の本は、不特定多数の方が利用されることから、衛生状況を気にする方がいらっしゃることも考えられますが、現在のところ、図書館の利用者から本の消毒に対する要望は上がっておりません。また、消毒の方法が紫外線を本に照射するというもので、郷土資料や絶版になっている書籍等、新たに入手することが困難な書籍を傷めてしまうことも考えられます。

このようなことから、本の消毒用の機器の購入については、必要性の有無を含め、今後の研究課題としてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長　7番、丸山陽子君。

○7番　丸山陽子議員　順序は、教育のほうの図書館のほうからさせていただきますので、よ

ろしくお願いいたします。

再質問をさせていただきますが、ただいま、本当に私も図書館に何度か伺いましたけれども、司書の皆さんの本当に努力というか、そういうのが見られまして、その中で本に触れる機会もたくさんあるかと思うんですけれども、先ほど、たくさんのいろんな取り組みをされていますけれども、図書館に来られる方というのは年間で——年間で大丈夫ですので、年間でどのくらいになるのか、教えていただけますでしょうか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 答えいたします。

平成30年度の実績で申し上げますと、入館者数は4万5,031人となっております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 4万5,000ということですので、本当にたくさんの方が来られているというふうに感じますが、年齢層について、申しわけありません、一緒に聞かなくて申しわけなかったんですけれども、年齢層について教えていただけますでしょうか。高齢者の方とか、また、若い世代というか、南会津町の図書館は幼児教育に向けての図書館という思いが、子供の絵本がいっぱいあったので、その感じを受けたんですけれども、高齢者の方々もどのくらい来られているかということも知リたかったので、全体的に年齢層を教えていただければなというふうに思います。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 この利用者数の年代別の割合というのは、ちょっと今把握してございませんが、図書館につきましては議員おっしゃられるように、乳幼児から高齢者まで、幅広い世代の方が活用していただいております、特に多いのは、やはり小さなお子さんを持たれる親子連れ、それから高齢者の方になろうかと思ひます。それから、テストの期間中になりますと、やはり高校生、中学生といった利用も顕著だというふうに感じております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 すみません。なぜこのような質問をさせていただいたかといいますと、私たち文教厚生委員会の行政視察で、岩手県のほうに行つてまいりました。紫波町というところなんですけれども、官民連携でつくられている複合施設の中に、図書館をメインとして、そこをエンジンというふうに捉えているというふうにお聞きしているんですけれども、図書館を中心に各施設が併設されているんですけれども、そういう中であつて、私たちが伺つたときも図書館に本当に幅広い年齢層の方々がそこで本を読み、団らんを重ねていたという姿がありま

したので、そういう意味で、高齢者の方々に対しての取り組み方というのをどのようにされているのかなというふうに思ったので聞かせていただいたんですけども、ぜひ、幅広い年齢層の方々がそこに集って本を読まれる姿が、やっぱりすごく私たちにとっては印象に残りましたので、南会津町としまして、高齢者の方々がなかなか、そこは複合施設なので、お店に来ればそこに寄るとか、病院に来ればそこに寄ることができる場所だったんですけども、南会津町はちょっと離れたところにありますので、図書館に来られる方々が若い方になってしまうのかなというふうに思うんですけども、高齢者の方々に対しての取り組みというのは何かされていますでしょうか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 答えいたします。

高齢者の方々につきましては、私もそうですけれども、老眼がひどくて、小さい字が見えなくなっているような状態もありますので、図書館としては新たに本を入れるときに大きい活字の本を購入したり、そういったことで利用促進を図っているというような状況でございます。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 すみません。そうしますと、以前訪問されて、老人の方々の施設に行かれて本を読んだという経緯があるというふうに聞いておりましたけれども、今はそれはされていないのでしょうか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 昨年、一度実施しております。ただ、現在、図書館の職員、ぎりぎりの人数で運営しております、なかなか外に出向いて行う事業というのが取り組みにくい状況になっております。ただ、我々としても、図書館に来られない方がいる高齢者施設等に出向いて、例えば大型紙芝居を使った読み聞かせ等々は取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ぜひとも機会を捉えて実施していきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ぜひ実施していただきたいなというふうに思います。読み聞かせは、本当に読む側と聞く側とともにその本に触れることができますので、高齢者の方もやはり聞くほうが本当にいいのかなというふうに感じます。あと、紙芝居なんかも本当にいい取り組みだというふうに感じます。

私も家族で本を、1冊の本を読み合ったりしている。字が見えないので、呼んでくれと言われて読むというようなことを、私自身も家族の中でやったりしていますので、ぜひ、高齢者

の方々に対して本を読んで聞かせるということは、ともに同じ本に触れて、感想を言い合ったりすることもできたりもしますので、ぜひその取り組みを実施していただきたいなというふうに思います。

次ですけれども、学校との連携なんですけれども、以前は学校に対しても貸し出しを図書館からされていたというふうに伺っているんですけれども、それに対して今は実施されていないということでよろしかったでしょうか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 現在も、約100冊のセットを数種類つくりまして、そちらを貸し出す事業は行っております。ただ、以前は学校を巡回して、定期的にその本を移動させていくような取り組みも行っておりましたが、先ほども申し上げたように、職員の数がぎりぎりでごさいます、この広い南会津管内ぐるっと回ってしますと1日かかってしまうということで、なかなか学校を巡回しての本の貸し出しというのは今、困難な状況になっておりますので、要請があったときに準備するというような形をとっております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 やはり、図書館と学校図書室の連携はすごく大事なように感じます。学校の図書にないものがやっぱり図書館にあって、それがめぐってくるというか、それもまた1つの楽しみではないのかなというふうに思うんですね。

それで、先ほど教育長のほうから、100冊の本を読む、何か運動というのが挙げられていたみたいなんですけれども、ある図書館なんですけれども、読書貯金通帳というか、読書をした、どれだけ読んだかというのを通帳に書き入れて、自分の目標を立てていくということで、読書貯金通帳みたいな冊子をつくられて、欲しい方に配って、それを自分の読書に込めた履歴を残すというか、そういうノートをつくられているところがあるんですけれども、そういう取り組みはいかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 議員のおっしゃられているのは読書通帳、図書通帳と言われているものだと思いますが、その通帳の様式に自動的に印刷する機械というのがかなり高額なものになっておりまして、なかなか会津管内で、この間協議したときも導入するのはなかなか難しいというような話はいただいております。

我々も、その高額な機械を購入するのはどうもということで考えておりまして、今考えておりますのは、今、図書を借りますとレシートが出ます。あれを何とかシール式にできないかと、

それでノートに張りつけることで通帳のような機能を持たせることができないかなというように、検討しているようなところでございます。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 機械でやるということは私も考えていなくて、その通帳を個人がもらって、自分が書き入れるというやり方の通帳という意味でお話をさせていただいたんですけれども、それは図書館とかそういうところでやるというだけでなく、個人で読んだ本も含めて記入できる図書通帳というか、そういうものを連想してお話しさせていただいたんですけれども、そういう意味であったんですが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 議員のおっしゃられるような取り組み、たしか喜多方市図書館で行ってあったと思いますので、ちょっと情報を収集いたしまして、できるか、できないか、内部で協議したいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。それが、自分が子供のころから読みつづった歴史になるような、そういう通帳にさせていただけたらなというふうに思います。

それでは、3つ目の質問なんですけれども、3点目で、本はたくさんいろんな方が触れるので、消毒機を買ったらどうかということでお話しさせていただいたんですけれども、この図書の消毒機に関しては、それぞれ必要ないという方もいらっしゃいますし、また、その消毒機を入れたことで、安心して本に触れられるという声を出す方もいらっしゃいますので、少しでも本に触れる安心が、来館した方、また貸し出していただいた方が安心して戻すこともできるし、借りることもできるという意味では、本当に消毒機を必要と考えている図書館も多くありまして、今、徐々に消毒機を購入する自治体がすごくふえているというふうに聞いているんですけれども、先ほど教育長より、今のところの考えはないということでしたので、できましたら、少しでも不安がある方もいるということもありますので、検討を重ねていく形で考えていただけるかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 お答えいたします。

本の消毒機に関しましては、会津管内を調べてみますと、会津図書館と猪苗代町図書館で所有しておりまして、猪苗代町図書館では、余り使われていないような話をいただいております。

本の消毒機に関しましては、電子レンジのようなものに本を入れて紫外線を照射して消毒するというものでございまして、この紫外線を照射したところだけが消毒されるというものでございます。そうすると、この中身を消毒するわけではございませんので、その辺の部分も考えなくてはいけない。それから、中身に紫外線が当たるような機械になりますと、立て置きにしまして風がばーっと当たってという機械になりまして、非常に高価なものになります。

利用者さんが気にされるのは、細菌ですとか、そういった汚れよりも何というんですか、なめてしまったものですとか、食品がついてしまった汚れというようなものになりまして、そういったものになりますと、この機械では取り切れないという状況でございます。

ただ、その必要性も含めて、ちょっと内部のほうで司書も含めて協議をして、研究していきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ただいま課長の答弁のとおり、本当に本を傷めさせてしまうんじゃないかという思いもあると思いますが、ほこりや髪の毛とかダニとか、そういうものは風によって除去することができる、また、優しく赤外線を当ててやれるという機械になると、本当に高額になってしまいますので、そこは大変だと思いますけれども、今後また、本当に図書に触れるたびに安心してできるような、図書館に行きますと、入るときに消毒をしていけるように消毒液が置いてあったり、また、貸し出すときも、先ほど言いましたけれども、なめてしまって、ページをめくるときに指をなめてめくってしまうということで、そういう手の跡がついていたりするときもあるということもありましたので、本当にそういう意味では、消毒機が全てを補うことはなかなか難しいと思いますけれども、少しでも安心できる方向で検討を重ねていただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問で、危険ごみの出し方なんですけれども、本当に危険ごみについては、自分の出し方で事故が起きたらどうしようというふうに悩んでいる方もいらっしゃると思います。

先ほど町長答弁で、希望があれば実施していきたいという答弁をいただきましたので、ぜひそういう声がありましたら、ごみ処理の方法について、安心して出せるようにしていただきたいなというふうに思います。

ただ、1点ちょっとお願いですけれども、高齢者の方々は、特にごみ出しの、危険ごみの出し方については心配をされています。スプレー缶をあけるのにも、力がなくてあけられないというふうに言われる方もいらっしゃいますが、その点について、高齢者の皆さんに対する支援というか、どのように指導していかれるのか、お伺いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 環境水道課長。

○渡部敏明環境水道課長 今おただしのスプレー缶等の、カセットボンベ等の関係で、穴をあけるといふ行為そのものが非常に大変だといひますか、そこに至るまでのやり方といふことについて危険性が伴うといふことありますので、こういった処理・処分を担う環境衛生組合のほうに關係して実質業務をやっている方も含めまして、こういったことはこんなふうになぜお願ひしますといふような、現場的な知識を皆様にご理解いただきながら、不安の解消に努めていきたいと思ひますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からちょっとお話しさせていただきます。

ごみ出しですけれども、スプレー缶に限らず、一般ごみもかなり高齢者といひますか、そういう中で大変になってきている実情がございます。

町としても、これらに対する対応をどのようにするかといふことは大きな課題でございますので、危険ごみはもちろんでございますけれども、一般のごみに対しても町としてどういふ対応ができるのかといふこと、福祉サービスといふのか、安全サービスといふのか、そんなことも町として検討していきたいと思ひています。

どういふふうになるのか、ボランティアになるのか、何といひますか、そういうふうな地域の人にお願ひするようになるのか、いろいろな形があろうかと思ひますが、そういうことで、今の現状を踏まえた中で、町として検討していきたいと思ひます。まだ具体的なことは申せませんが、そのような方向性の中でちょっと検討を始めたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○室井嘉吉議長 7番、丸山陽子君。

○7番 丸山陽子議員 ぜひ、高齢者だけでなく、私たちもそうですけれども、安心して危険ごみの出し方や、ごみの出し方ができるように、町としても取り組んでいただければと思ひます。

期待して、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 以上で7番、丸山陽子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○室井嘉吉議長 それでは、会議を再開をします。



◇ 湯 田 哲 議員

○室井嘉吉議長 次に、10番、湯田哲君の登壇を許します。

10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 議席番号10番、令和元年最後の一般質問になりました。ちょっと上がっています。10分間の休憩がちょっと緊張を上げられています。すみません。

令和元年最後の質問になります。これも光栄だと思っています。12年前の6月議会からきょうで51回目なんですね。本当はなれているはずなんですけど、毎回緊張しています。平成の大震災が1回ありましたので、実際登壇は50回目です。ちょうど50回の区切りで、令和元年の最後を飾れることを光栄に思っています。頑張ります。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めます。

1、駒止湿原の入り口付近に待機小屋の設置を。

駒止湿原へのアクセス道路、町道東106号線は台風19号により再び不通となった。山開き後の10月19日に南会津町湿原を守る会が主催した、湿原に隣接するブナ林内に整備中の遊歩道500メートルでの駒止の森ブナ林環境学習会が予定されていましたが、中止となり、本当に残念でした。

これまでの4年間、駒止湿原保護協議会に依頼された駒止湿原案内の会による湿原の定期的パトロールが実施されてきましたが、今後もそのパトロールは続きます。しかし、そのメンバーが活動中、天候の急変による嵐や降雨を避けるための待機小屋、山小屋のようなものではありません。雨具のまま野外で待機することになります。

数十人のグループでは、散策するスピードの違いにより、先に駐車場に到着し、待っている姿もよく見受けられます。パトロール中の案内人や訪れた人たちが風雨から身を守るような待機小屋、山小屋のようなものが必要だと考えますが。

2、隣接する複数の行政区が集まった一回り大きな行政システムの導入は。

最近、消防団員不足により、区内の団員だけでは夜警ができなくなり、隣接する行政区の消

防団員同士が協力し、夜警を実施しているケースが見受けられます。今後、さらに人口減少が進み、地区の行事も地区内の人だけでは実施が困難になる状況もふえてくると考えられます。隣接した複数の行政区が1つにまとまり、お互い協力し合い活動し、存続していく時代だと考えます。

このたび総務委員会で視察した島根県の面積420平方キロメートル、人口約1万、正確には11月30日末時点では1万598人の邑南町では、12ある公民館ごとに公民館長が中心となり、公民館ごとに配置された職員と住民によるアクションプランを作成、特色ある地区別戦略を実施していました。魅力ある事業を次々に実行していく仕組みに感心させられました。

そこで、邑南町の組織体制を参考に、本町のこれまでの地区内の直接的な人と人とのつながりや、顔の見えるサービスができる96の行政区は今後もしつつも、隣接した複数の行政区を1つにまとめた一回り大きい区分としての新たなる行政システムを導入する考えは。

3、スマホのSNSによる犯罪から子供たちを守るために。

最近、スマートフォンのLINEなどによるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）による犯罪に子供たちが巻き込まれる事件が目立ちます。

そこで、伺います。

1、これまでの学校の授業では、ICT教育が浸透し、繰り返しインターネットの危険性やインターネット犯罪などに遭わないための注意など、指導や学習を繰り返し実施したと思います。これらの最近の事件を受けて、学校の教育現場やPTA活動の中での動きはありましたか。

2、親と子供たちのスマホの使用に当たってのルールなどを決めている家庭もあれば、一切のルールもなく、子供の自由にさせている家庭もあることも事実です。これまで、スマホなどの使用ルールを学校と家庭が連携して実施したケースはありますか。

3、子供たちを取り巻く環境は日々変化し、新たなる犯罪が次々起きていく現状では、さらにそれらに対応した新しい指導を迫られることは当然起きます。その対応を含め、スマホによるSNSによる犯罪から子供たちを守るための今後の計画は。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、駒止湿原の入り口付近に待機小屋の設置をとのおただしであります、駒止湿原の生態系への影響を考慮いたしますと、待機小屋の設置が可能な場所は、大谷地入り口側の駐車場のスペースが考えられます。しかし、駐車可能なスペースが30台分程度ありますが、駐車スペースを減らして待機小屋を設置すれば、入山者の利便性の低下を招くおそれがあります。

このようなことから、来年度以降、どのような程度の入山者があるのか、推移を調査しながら、必要性の有無を含め、待機小屋のあり方について、今後研究課題としていきたいと思います。

確かに、急な落雷といいますか、雷とかそのようなときには、いろんな方法があろうかと思っていますけれども、車でも行かれる方いらっしゃいますから、そんな待機小屋、これは危険を避けるためには考えなきゃならないのかなとも考えますが、今の現状の中で、しばらくの間入山規制といいますか、入山できませんでした。その入山の推移を見ながら、そしてまたどのようにしたらいいのかということも含めて、いろいろ検討を重ねていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

隣に針生の共有林の協力もいただいておりますので、その辺も含めた中で、町としての対応を考えなければなど、そのように考えています。

次に、隣接した複数の行政区を1つにまとめた一回り大きい区分としての新たな行政システムを導入する考えはとのおたかしであります。現在、歳の神などの行事を近隣行政区と連携し実施している地域があることは把握しておりますが、町主導の複数の行政区をまとめた行政システムを導入していくことは、現在のところ考えておりません。

消防団としては、人員の確保から、やはり統合といいますか、近隣の地域を統合しておりますけれども、行政区でありますので、これは行政区の自主性にも委ねていきたいと、私はそのように考えています。

今後、行政区同士の連携や一体的な事業実施についての要望が上がった場合には、町といたしましてもできる限りの支援はしていく考えであります。

私も初めて知りました。島根県420平方キロ、南会津町886平方キロ、南会津町は倍あるんですね、人口はわかりませんが、余談ですけれども。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは、スマホのSNSによる犯罪から子供たちを守るためにについてお答えします。

初めに、最近のSNSによる事件を受けて、学校の教育現場やPTA活動の中での動きはありましたかとおたかしであります。学校では今回の事件を受け、冬期休業中に向けた生徒指導の充実に向けての中で、SNSに関する事故防止、特に見知らぬ者との出会い等について

の注意を重点目標の一つに掲げ、事故防止に取り組んでおります。

日ごろの子供たちへの指導としましては、学級活動での指導や情報モラル教室の実施及びスマホ・ケータイ安全教室等を開催し、指導の徹底を図っているところであります。

また、保護者に対しても、保護者会での注意喚起や講演会を初めモラル教室、安全教室等にもご参加をいただき、学校と家庭が連携しながら子供たちを守る取り組みを強化しているところであります。

次に、2点目、これまでスマホなどの使用に当たって、ルール等を学校と家庭が連携して実施したケースはあるかとのおただしであります。学校と家庭が連携した取り組みのケースの一つとして、子供たちが主体的となって検討したノーメディアデーの実施を各家庭に協力依頼をしている小中学校がございます。

また、PTAが家庭内のルールづくりの一助として、子供たちの意見を取り入れながら、スマートフォンやインターネット使用時の約束をまとめた「親と子の7つの約束」を作成し、学校と家庭が連携しながら使用ルールの徹底を図っている中学校もあります。

次に、3点目、スマホのSNSによる犯罪から子供たちを守るための今後の計画はとのおただしであります。スマホ（SNS）への対応につきましては、今まで以上にしっかりと危険性を認識し、対応していきたいと考えております。

また、各学校には、SNSの対応について生徒指導重点事項に必ず掲げるようにさせ、子供たちが犯罪に巻き込まれないよう指導の徹底をお願いしてまいります。

また、校長会やPTA会長との懇談会等を通して、学校と家庭が連携しながら犯罪から子供たちをしっかりと守ることができるよう、引き続き強く要請してまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 まず、1番目の湿原のことなんですけれども、また本当すぐでしたよね。10月6日、そしてすぐ災害であったので、今回の一般質問の中でも東106号線の部分の復旧の件とか、さまざまな分で駒止湿原に関する質問があったんですが、私の場合は、待機小屋と表現しています。本当はビジターセンターとかというと、また箱物だなとか、ちょっと待てよというふうに誰かがもちろん始まると思うので、待機小屋という感じ、安全小屋。先ほど町長言われました安全な分、本当、雷なんかなったら、1,100メートル前後だともう落雷は横

に飛ぶといって、本当一瞬にして落雷の標的なので、そういう意味では、本当何ですか、すぐにでも必要なものだということで私は主張しています。本当にきょうみたいな氷雨の中で待機している状況は、よくある風景です。高山ですので、高いところなので本当に冷たくて、気温も下がっていますので。

ここで、再問として聞きたいのは、先ほど駐車場が30台、そこに面積がないという形だったんですが、針生区の所有部分だって、何でしょう、高山の湿原としての規制的なエリアではないので、例えば入り口の付近と、先ほど答弁の中にありましたけれども、あそこにも10メートル、5メートルぐらいの駐車場外の部分で、いつもテント張ってメンバーが待機している会員小屋かな、そういうのみたいなところはありますけれども、実はその部分でいいわけですよね、考え方的には。最小限ではそれぐらい、もっと欲を言えば、もう少し押せばもうちょっと大きな施設というか、これは水回りは要りませんからね。水道とかトイレは屋外にもう既にできていますので、要は人がそこの中で待機する。落雷がある、みんなが帰ってくるまで待つという、本当の待機小屋についてです。

ここでお聞きしますけれども、私は、車が30台でそこが多分15台になるから、それでは有効じゃないという理由づけで、できそうもないというか、ハードルが高いような話をしたんですが、ぜひ、決して狭くないわけですね。あの部分で言えば、湿原はそこから500メートル、かなり離れたところが湿原で、規制範囲はもっとずっと奥のほうですので、それ以外もし考えたら、この分に関して入り込みとかなんて話も出ましたけれども、この重要性、町長、さっきは重要だというふうに言ってくれましたけれども、これに対するもう少し詳しい捉え方、あればいいけれども、場所がないからつくらないという、単純なそういう理由じゃなくてですね。その分に関して、面積は決してないことないとは私は考えておりますが、それについての考えは。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当にね、何年も入山できなくて、そしてその監視といいますか、湿原を守る会の皆さんであつたり、案内の会の皆さんであつたり、大変お世話になりました。

そういう中で、今度また本格的に入山できるようになろうとなった、1カ月くらいでまた入山規制をかけざるを得ない、どのくらいの入山者があるのか、その様子もちょっと見てみたいと思うんですよ。ということは、どの程度のものをどうつくったらいいのかな。

ですから、入山は当然されると思いますが、全然用なさないようなものつくってもだめでしょう。ですから、そこの辺のところを踏まえた中で、そして過去は過去として、それで新しく

入山される方の様子を見ながら、その必要性は私も感じています。どのようにつくったらいいのかということも検討してみたいと思いますが、一番最初、私のところに来たのはビジターセンターという話し来ました、実際に。これはちょっとやっぱり厳しいと思いますよ。

ですから、そんな中で、安全対策は当然、来てくださいと言うからには、何らかの対策は考えなきゃならないと思っています。そういう意味で、少し検討したいと、そういう答弁をさせていただきました。ご理解願いたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 そうですね、ビジターセンターのつもりはないです。本当に待機している、2間、1間ぐらいでもいいですし、今あるスペースの中でできればそれでいいわけですから。ぜひ、中途半端だったらどうじゃなくて、しっかりしたものは本当欲しいし、今、グループで行きますと、10人というふうに、数十人と書きましたけれども、本当に外で待っていたりする部分は主張していますけれども、本当にそういう状況はよくある風景です。待っていればいいんじゃない、好きで来たんだからとかじゃなくて、しっかり見せるという工夫をぜひしてほしいなと思います。

町長の中ではいろいろ検討した中で、大きさはともあれ、その有効性についても研究していくということなので、私、やらないという答弁じゃなかったんで、ぜひその有効性というか、一日も早い。

あと、これが東106号線の分がまたなったから、延びたからまたなんでしょう。それについて考えなくていいじゃなくて、やはり開通は、今回の場合は4年間かかりましたけれども、この先何か、今回の災害の場合は、あそこの写真で大分見させてもらいまして、5年目も現場に行きました。あの間の整備だと思うので、そんなに決して、来年度始まりからどのぐらいかかるか、ちょっとわかりませんけれども、すぐに開通というか、真っ先ということじゃないですが、早目に早期に開通のような方向で工事をするんだというような話で、この議会あるいは説明会の中で聞いていましたので、それについてはまた2年かかる、3年かかるわけじゃなくて、この災害の中であそこの区間なので、そんなにはかからない期間でできるのではないかという話だったので、ぜひビジターセンターではない、待機小屋です。そこで待てる、本当に8畳、6畳、場合によっちゃ本当に4畳半でもいいですから、そういう意味での待機小屋で結構なんですよ。安全な分であれば、実際その分であれば、そこで待機して待つという部分ではぜひ、僕は重要だと思いますので、これについて、そうですね、1つちょっと、通告にはありませんけれども、これ来年、すぐ来年度内なんですからけれども、東106号線の工事自体ではどのぐらい

のあれを見越しているんでしょう、雪解けもあるでしょうし、公式に入るのはあれなんです、その辺いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

被災の状況から、工事につきましては、来年度終われば終わるだろうというふうには見ております。しかしながら、この間の議員懇談会でもお話をさせていただきましたが、今後、入札がございます。その業者さんがうまく落札していただければ、そのように順調に進んでいくものというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 わかりました、今の部分でいえば。私としては、この質問に関して余り離れたらあれですが、ぜひその辺は早期にやってほしいなと思います。

それから、今、4畳半と僕言っちゃいましたけれども、ぜひ有効なものを求めていますので、そんなどどんちっちゃくなってね、畳1枚だったら、みんな、これはちょっと違うんだろうな話しありますから。力説したいのは、本当にしっかりしたものです。皆さん、観光地に行けばわかりますよね。大概見せる工夫していますよね、見せるふうにしていますよ。見せたいという努力が見られないのが、この町の、駒止湿原に対してはいつも思うことです。

昔、ちょっともう少し言わせていただければ、峠の茶屋ってありましたよね。あれは、旧民家を移築してつくったもので、大分昔に中村さんという方がやめられて、雪で壊れて、結局解体で消えちゃいましたけれども、すごく重厚なる峠の茶屋ですよ。本来ならあれぐらいの外観でしっかりした、ビジターセンターという言葉また言うとも怒られるかもしれませんが、しっかりしたものが僕はあっていい、しかるべき湿原だと思っています。あの広さで、あんなにすばらしい自然を皆さんに見せられるものなのに、野っ原の分の駐車場に30台ということも本当に文句を言いたいんですけども、それについては毎回言わせていただいています、ぜひ私の今回の質問の中で、みんなが安心・安全の中で待機したり、友達が帰ってくるのを待てる、安心して待てるようなそういう待機小屋、山小屋、そういうものをぜひ実現に向けてね、しっかり進めていってほしいなと思います。よろしくお願いします。

それから、次に移ります。

行政区の部分に関しては、何でしょう、自主性だから考えていない、これは予想される答弁でした。そんなに簡単ではないこともわかっています。

なぜ今回、島根県の邑南町の分、420平方キロですので、うちは800ですから、島根県ではな

くね、邑南町は420平方キロで、ちょうどこの本町の、何かあったんだね、読み方だったみたいですが、420平方キロで、私たちの町のちょうど半分です。本当に何でしょう、2町1村なので、1つの本当に「スイーツを創造」なんかってキャッチフレーズでね、すてきな町でした。

それで、僕が気になったのは、12公民館、何で公民館で教育委員会じゃないか。それにもかかわらず、それが中心になって公民館長という人物がいて、その人がビジョンとか何かの中核になって、その地区の特徴あるもの、本当に特徴ある。今、調べてみたら皆さんわかると思いますけれども、本当その地区ならではのやつを上げて、実現に向けて進んでいくんですね。まさにそのビレッジというか、そこの中でやって完結しているというのが、本当に受けて肌で感じてきたものだから。

今回、大桃議員が今回の質問の中で言いました。支所機能があっても、支所の中では決断されないものだから、その情熱やら、政策すら発案する情熱が消えていくという考えでは決定できませんからね。そういう意味では、夢も実現のためというけれども、夢もなかなか、投げて実現できないから諦める要素があったりするというのが今の町だと思うので、この12という部分が、たった1万500数人の中の、我々の人口にするとまだ3分の2ぐらいですけれども、その中でやっている姿が、私たちの中の4、3村1町の4、館岩、伊南、南郷、田島というような構図じゃなくて、今はそうなっていますけれども、支所機能だから全く違いますけれども、それが96じゃちょっと細か過ぎますけれども、それがある程度まとまったら、そこで完結するようなのがあったら、もっと地区に接近したものでね。

96のところに応援交付金やっています。これもすばらしい事業で、割と評価も高いですけれども、20万前後50万以内、自分やってきても、やっぱりある程度のイベントにしても、1つの事業にしても限界があると思うんですね。夢もその金額に見合ったものかもしれないんですが。だから、そういう意味で、この12という部分が、我々のところでも応用できるとすれば、桧沢なのか荒海なのか、区分は今後あるかもしれませんが、もっと完結できるもの、その地区の中で、我々今回はこの中で500万、600万の事業を、通常やっていますから知っています、足し算すればなるんだと思うんですが。

そういう意味で、こういうふうな区分の方法を参考にして、南会津町でもできるんじゃないかというような提案なんです。これをイエスかノーかなんて言っていません。こういう何でしょう、行政のシステムにおいて、政策を発案、決定、実行していくというような、ここに対する考えはどうでしょう、邑南町のシステムですね、どう思いますか。

○室井嘉吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほど、すみません、私の勘違いみたいでして、申しわけなかったです。

いろいろその地域の、西日本、東日本というわけではないんでしょうけれども、これまで、その地域で、その地区で醸成されてきたそもそもの土壌というものがあろうかと思います。そうした中で、いろいろ協力したり何だり、その中でこうやったほうがいいんじゃないかという、それぞれ工夫されての地域の助け合いだと思っています。

この地域でも隣同士の連携の中でいろいろやっている地域もございます。全てではないですけれども。ですけれども、やはり、確かにこのような人口減少の中、そして高齢化の中で、そういう危惧はございますので、町として積極的にどことどこと一緒にやってくださいと言うことはできないですが、そのような動きがあれば、町として、先ほども答弁申し上げましたけれども、できるだけの支援はしていきたいなと、そのように対応する必要があるだろうとも思っています。

そういうことで、地域の考え方、先ほど申し上げましたように、自主性を重んじたいと、そのように思っています。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 わかりました。そうですね、自主性、あと地区ごとでね、どうしても現実的にできなくなる、じゃあ隣と協力し合うというのは起きることだということは認識はしているんだと思うんです。

僕は今回、邑南町で感じたものは、もちろん全て吐き出すことはできませんけれども、これなんか邑南町のホームページで、12区ごとの、つまり広報ですね。それが12枚ぽんが出るわけです、毎月。これ11月号、11月17日に出ているものですが、みんなカラー版で、編集者がやっぱり違うんだから、編集者がまるっきり違うタイプで、それぞれの行政区、公民館ごとに出すんですね。そういう意味では、運動会ありました、こんなことありました、こういうふうになって出ている。

だから、確かに町長言われるように、その風土があるし、島根県の邑南町でしかない、流れ出てきたのももちろんなんです。ただ、我々だって、ここだって2町——邑南町の場合は2町1村ですから、それぞれ500人、2,000、1万、当時は5,000人ぐらいになっていたみたいですが、合併の当初、15年ぐらい前なんですけどね、邑南町の場合は。

ですから、我々も今、合併後13年たって、いろんな少子化だ、事業ができない、行政のあれ

もできなくなってくるならば、方向的にはそういうふうにならざるを得ないときが来るんだとすれば、今から我々が提示することではないというのは確かに間違いないと思いますが、ぜひ、そういう意味で、新しい形、あるいはどんなふうにしたらば、本当に我々はよく町民の声を拾っていると言うけれども、本当に事業の中で300、200あるような中で、いつも報告ね、マネジメントもあるけれども、あれ、底辺的に誰々君がやったというのは余り耳にしないですよ、確かに誰かがいたんだとは思いうだけけれども、それは役場職員の中のエリートがその中で出したものだったりもすると思うだけけれども、割と皆さんの夢を子供たち、町民の夢を拾うと言いながら、この事業の全てを洗ったらば、多分、山田太郎君がつくったよなんていう事業は全くない、誰かがつくったというのはないと思うんですね。

そこいくと、ここなんかは割とそういう分もあるね、誰々さんが考えたものが今実現化しているとか、A級グルメなんかは、もちろん今回は役場職員でしたけれども、邑南町の場合も、まちおこしの仕掛け人自体は役場職員でしたけれども、ほかの部分に関してなんかは、割と一般の方から募集の事業がそのまま実現されているというような流れでした。言葉だけじゃなく、町民の意見をそのまま拾っている部分でした。

またさらに、もう一つだけ、ここの部分では聞きたいんですが、本当96ですよ。あそこ240何ぼあるんですね、調べたら行政区は。だから、ここ96じゃなくて、二百何十もあって、たった12の公民館に分けて、その中でやっているということだから、この町だって、96の行政区の中で何かに分けてやるということは、また同じことを繰り返しているように聞こえますが、本当に研究すればするほど、この仕組みとか何か眺めれば眺めるほど、これも我々の地区でも有効に使える行政システムなんだと思うので、ぜひ今後研究してみる。いずれそうなるかもしれないので、そういう分は決してやらないとかじゃなく、今後その辺を見ていくというような答弁でしたので、その辺はぜひ期待したいと思います。

もう一つ引用したいんですが、ちょうど先ほど、この分でいえば、ここでは応援交付金の話をちょっと引用したいんです。なぜかという、この町ではそれをしながら、地区の96の中でのアイデアで、例えばいろんな、東でしたらフクジュソウの部分でやっていたり、入小屋だったっけ……

〔「ナカ」と言う者あり〕

○10番 湯田 哲議員 中小屋、ごめんなさい、すぐ出てこなくて中小屋ではやっているとかという部分でやってきています。そういう意味では、やってないことないんです。各地区の元気が出るためのそういう応援をしてきたんですけれども、やはり今後、もう少し大きな形

の中で、複数のまとまった部分に目を向けてですね、こんなものやったらどうでもなくて、その地区が集まってやる自主性に、今、初めの答弁で自主性という言葉使ったので、もし3地区がこういうことをまとまってやっていきたいんだけどという声が上がった場合、自主性の一つだと思うんですが、町はどんな考えをしますか。

その中でみんなまとまって、この5地区がやって、こんなことやりたいんだけどという発想でもしまとまり始まったらどうですかね。行政区がまとまっちゃうんじゃないくてね、あることをやりたいんだけどという提案があったら、どんな対応しますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

総合政策課で集落応援交付金の担当しております。もともとこの集落応援交付金の始まった経過につきましては、議員もご存じだと思うんですが、そういう意味での交付金ということではなくて、集落が維持できない、それにかかる経費が大変だということがありまして、一定程度の事業を実施したところに対して交付金を配布するというもので、議員のおっしゃるような趣旨のものではないというふうに私のほうではちょっと理解をしております。

もしそういうものが必要ということであれば、また別な形でものにならないと、集落応援交付金の本来の目的が別なところになってしまうのかなと気もしております。現実に関今のところ、各複数の地区からどうしたいという要望は、ちょっと私の耳に関今のところ入っておりませんが、もしそういうケースがあつて、それが有効な事業であるということであれば、そこは町のほうでも考えながらその支援をできるようにしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから、少し答弁をさせていただきたいと思います。

現在の町の制度の中に元気のでる地域づくり支援事業という別事業があります。これについては、今、議員が言われたような行政区がまとまって事業を起こしたいということであれば、この事業の中で拾えるのかなというふうに思います。提案される中身にもよりますけれども、町としてはそういったものにどう対応できるのか、検討する必要はあるというふうに認識をしております。

○室井嘉吉議長 10番議員に申し上げます。質問は簡潔明瞭に、ひとつよろしくお願いします。

湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 わかりました。

そういうことも可能だということなので、ぜひその辺も期待していますが、全くノーではなかったんで、この分に関しては、今後研究するべきではないか。

支所機能についてもここで重ねて言わせていただければ、この部分でなく、その中で完結するような形になる分で、この地区ではこういうのしたい、絶対権は支所長にあるよぐらいの部分になって、もう決定は決まっちゃっていますから、これ2,000万だけれどもここでやりますからという形ぐらいまでの、決定の分のシステムの順番は、しっかりその辺は仕事の部分に決定部分、あるいは事業の詳細についても任せて、責任はそこにはもちろん置きますので、そういうことまで発展して、支所機能の強化してほしいなと思います。

それでは、最後のSNSについては、第1番目のときに楠議員のほうから出ているもので、本当に全くイコールの問題でしたけれども、私からは1つ、所持率もメモしました。子供たちはもう50%所持しているんですね。

1つだけ、いろんなことを知っています。私の質問に「やっています」ということでありました。ちょっと1つだけ具体的なことを示してほしいのは、安全指導、モラル、情報モラルとかいろいろやっています。もしわかるならば、その中身の分で事業というか、その中でどんなことが引用されるか、ちらっと具体的なものありますか、これはタイトルですよ。つまり、情報モラルに対してこんな指導のこんな部分に対して、何か特化したものがもしあるならば。つまり、こういうところには注意なさいというような、ありふれたことなんですけど、どんなことの、例えば口頭で講師を招いてやっていると思うのですが、その中で何か出るようなことってないですか。くれぐれもこういうことには遭わないようにというときに、具体的な何か引用したりしますよね。わかりますか。

そのタイトルの中の詳細をちょっと聞きたい、一節というか、どんなことを。やっぱり、同じく毎回繰り返されることなだけけれども、それってどういうようなことがありますかということなんですけど、余りあれですか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 すみません、ちょっと確認の意味で。どんな内容だということでもよろしいですか。

○10番 湯田 哲議員 ちらっとわかる部分があれば、大切だと思うんです。

○星 英雄教育長 私聞いてきた範囲では、講師の方を招いて、本当に一般的に言われているSNSの被害等についての説明と、あとそれを防ぐにはどうしたらいいかという手法についての話だというふうに理解しています。

以上です。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 じゃあ、幾つか。私、これに対する切り口は、いろいろ考えてはきましたけれども、ここで伝えてくることは難しいし、何だそれはみんなうたっていることだし、みんなやっていることだと、こう思われるかもしれませんが、ちょっと幾つか挙げたいと思うんですよ。

一番気になるのは、単なる上から、これこれはやっちゃいけないよ、あれやっちゃいけないのよって、一番ここで、ほかの会議を調べてみました。一番はこうなんだそうです。スマホを始めるときが一番大切だ。これは確かに、初めに子供に与える瞬間ですね。このルールを強くうたっていました。これはこの場でぜひ皆さんに伝えたい。要は、その子が小学3年生になって、安全のために、スマホって安全装置という言葉を使うんですね。あ、安全機器、安全機器なんです、スマホが。なぜか、お母さんにつながっていて、お母さんおくれるよ、事故だ何だ。ああ、そうか、事故ならしょうがないな、じゃあ今どこにいるんだ。これがやれる、これが一番の安全機器ですよ。何かせんだったの地震のときも、使っている子供の引用がありましたけれども、地震が起きて、すぐに親と連絡とったそうです、お母さんは安心して、ああ、まだ電車の中でないんだとか、こんなにすばらしく便利な機器はないですよ、安全機器です。

今、ここで話題になっているのは、それがマイナスに使われた部分、知らない人間にだまされて連れていかれる、ふざけた話ですが、そんなことの、大人社会の中のとんでもないひずみの部分に対しての対応なんです、話し戻しますけれども、ここの中で一番徹底したのは、初めに持たせるときにルールをつくらなかったら、今、教育長言われたのは、もう既に持っている方へのメッセージだけれども、ぜひ、この分はもうわかっていることかもしれないし、町で初めから指導しているかもしれませんが、初めに手渡すときのルールが本当に重要だということがつくづく書かれていました。

だから、方法としては、ぜひ、この質問の中で言っていますので、質問していますので、ぜひ持たせるときに、その子に手渡すときに、これはあんたに貸すものだという形、親がこの子に貸す形、もしルール違反したら取り上げるよというようなルール、まだ理解できる段階、まだ全然手にしてない子に対する初回のルールがとても有効だということを聞いていますが、これに対して教育長はどういう考えをお持ちですか。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

私もそう思います。やはり、買って与えてからルールを決めても、子供はやっぱりなかなか守れないと思います。守るんだら買いますよと言ったほうが、子供たちはしっかり守り、そして多分言うと思います。そのほうが確かに効果的だなというふうに思います。ですから、それを渡すのは、やはり保護者であり、家庭なものですから、やはり家庭で渡すときにしっかりとそれを伝えてくださいという話は、多分学校や家庭との連携の中の話し合いの中で、しっかりとなされているというふうに認識しております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 ぜひ、教育長はね、ある学校ではこうしている、中学校では7個のルールを親で決めているって、出してもらっているって言うけれども、それはほかの学校に、これはいいことだということで広げていますかね。その情報共有はどうでしょう。じゃあ、我々の学校でもそれやろうかっていう、ある学校ではという例えしました。こういう親子のルールを7つ決めて出してもらっていますということを言いました。本当にいいことだと思います。ここに書かれている話を含めて言っていますが、それについてはどうでしょう、ほかの学校にあれば応用として紹介したり、広めようとしていますか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

今回、答弁のほうで7つの約束というようなことで回答させていただきましたけれども、これは実は、12月に入りまして、ちょっと最新の情報というようなことで、学校のほうからアンケート形式で確認したという内容でございます。

7つの約束事ということで、2校のほうからそういうようなご提案が——ご提案といいますか、やっているというようなことでの報告が上がってきました。当然、このことについては、他校についてもこれはすごく重要で、すごく有効で大切なことだというような認識しておりますので、事あるごとといいますか、周知はしたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 ぜひ、その7つの中で、本当に絞り込んで、みんなで共有しちゃってもいいし、それは多分家庭ごとに出したような感じで聞いたので、親子関係の中でさまざまなことを出してもらった感じですよ。1つ決めたんじゃなくて、親子でやっている7つを出して、各家族、生徒から上げたというような捉え方でいいですよ。親子で決めて、その7つのルールをみんなから出して——みんなから出してもらったという考え方でいいですよ、

質問なんですが。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 出し方といいますか、ルールの決め方というのは二通りあるかと思っています。現実的に上がってきているのは、子供たちがみずから検討して掲げたものもございすし、あと学校の先生のほうからご提案したというものも、両方あるかと思っています。

○室井嘉吉議長 10番、湯田哲君。

○10番 湯田 哲議員 今言われたの、それも書かれましたね。子供たちみずからルールをつくるようなプロセスが大切だ、先生方も話す、親たちも話して、みんな3者、3者同時じゃなくていいんですね。その中で話して、ルールを決めて、そうしようという部分でやるのが大切、子供たちが自分でああいうニュースを見ながら、じゃ、こうしようかというルールづくりなんだと思いますので、ぜひそれはしてほしいと思います。

間もなく終わりますけれども、その中で、こんなことがあるんです。そのルールの中で、こういう部分です。僕もこれ調べていくうちにわかりました。会議名が、2019年度「情報通信の安心安全な利用のための標語」というのがあるんだそうです。これ3年か4年たったそうですけれども、これは総務省と文部科学省が後援で、主催するのは情報通信における安全安心推進協議会というのが毎年行われていて、全国の学校あるいは個人から募集するんです。まさにこの部分についてです。

今回の部分ちょっとだけ紹介させていただきます。つまり、今言った7つの約束事と、また標語ですからちょっと違いますけれども、これはすごく共通していると思うので、ちょっと今回の受賞です、2019年6月3日に実施された表彰式があって、総務大臣賞にあったものの一つをちょっと紹介させてもらいます。個人の部でいったのは「そのことば 打つのは自分 見るのは世界」というのが個人賞であった、これは確かですね。勝手に打ったら、それが誰か、今回の犯人に見られて、こいつは家出したいんだなって、近づいていったわけですね。不特定の人がいったわけだね。打つのは、自由に打つでしょう、子供たちは。だけれども、見るのは世界だ、場合によっては殺人者だって見るかもしれないんですよ。これが「そのことば 打つのは自分 見るのは世界」、これが個人の部の入賞者だったそうです。

学校の部門、これは広島県の福山葦陽高等学校の学校部門でもらったものがあります。すてきです。「画面より 僕や私の 顔を見て」というのがあります。わかりますよね。スマホしか見ていない若いお母さんいます。子供が遊んでいる、どこかで落ちている、わからない、気がつかなくて、いつの間にか溺れているなんていう事件も結構あります。

本当に、僕なんかもスマホの時代に、最近なれてきているけれども、僕はその異様な風景に
いう言葉を言って、おまえだって見ているんじゃないかねえかって、すごく言われそうなんだけれど
も、僕はどっちかといったら、電話もならないぐらいスマホの、ガラパゴスというか、何か自
分としては落ちているかもしれない、有効利用はしていませんけれども、そういう意味では、
画面にらめっこしている人間ではないので、本当にこういうことも、子供たちにとっては、大
人のほうが見ているような社会なので、これは本当にすてきな言葉だと思いました。

これ、問題に関係なくではないと僕は思っています。ぜひ、その標語について、約束事の中
の延長で言っていますので、1つだけまた聞いてください。その分でいって、小学生だと児童、
小学生の考えることは「使い方 守れば情報 無限大」ということをいっています。子供たち
って純粹ですからね、この情報を得れば本当にノーベル賞も夢じゃないぐらいの情報は眠って
いると思います。僕は、この情報の中身は本当に素晴らしいツールだと思っています。本当に
調べ物にしても、大学の研究論文でも何でも、チェックできる部分でいえばすごいツールでは
あるんですが、本当にだまされれば、場合によっては死につながるツールでもあると思えば、
これに関してぜひ、先ほど繰り返すようですけども、スマホの分のこういうルールづくりを、
これからほかの学校にも広めて、そういう親子間でのルールを、標語じゃなくてもいいんです
が、そういうのを決めて広めていきたいと言っていたので、ぜひその部分をもうちょっと具体
的に、もしかして教育委員会で標語つくっていくことはないですが、その辺研究して、これっ
てわかりやすい標語だし、注意できるみたいな部分があれば、こっちから、大人の社会から提
示したっていいと思うんですよ。そういう部分についての考えはどうでしょう。

○室井嘉吉議長 教育長。

○星 英雄教育長 私の方からお答えしたいと思います。

いろいろと全国の学校の取り組みのほうご紹介いただきまして、本当にありがとうございます。
そんなに頑張っているんですよ、学校は。これ以上何を頑張れと、これはこじつけだった
んですけども、すみません。

やはり、頑張れば頑張るだけその課題がふえてくる、やっぱり学校は頑張っている。じゃ、
標語をつくりましょう、標語つくったら、標語で足りないかな、どんどんどんどん。でも、実
際にそれは買った側の努力ですよ。じゃ、売った側は何しているかと、私は個人的に、そこ
はいつも疑問に思っています。

学割のコマーシャルやっていて、学割のコマーシャルって子供に持たせようとするコマーシ
ャルですよ。ああいうふう子供に持たせようとしている業者の対応って、どういうことを

してくれるかね。講師の方を派遣して、注意を呼びかけますとか、それはやっていますけれども、それでもだめなんですよ。それでもだめなんだから何か手を打つというのが、やはり業者であつたり国だと思うんですよ。

国で法律つくりました。でも、きのうの15番の議員の質問にあったように、あれでは不十分ですよと、やっぱりみんな感じているわけですよ。じゃ、感じているんだら、法律をもう一回国はちゃんとしましょう。機器が危害を与えているんだら、機器の販売についてももう少し工夫しましょう。なぜか今、そういうスマホの対応がみんな買った方では、末端のほうにお願いされるということが非常に多いというのが、私ちょっと懸念しているところです。本当に持たせれると思っているんだら、もう完全に持たせていただいて、ただ、持つためのルールづくりをしっかりとしてもらおうとか、そういうところを実はこちらからお願いしたいくらいですね。

ぜひ、住民の方だけじゃなくて、議員の方やそういう方にも、そういうところへの働きかけ、それをしっかりとやっていただければ大変ありがたいかなと。決してやらないと言っているわけじゃありませんから、誤解のないように。学校は学校の条件の中で、家庭は家庭の条件の中で最善を尽くしていきたいというふうに思っています。

あと、先ほど私、違う議員の答弁で申し上げましたけれども、子供は教えられて覚えるという力も大変ありますけれども、人や物の姿を見て学ぶということも非常に得意です。だから、一方的に教えられるんじゃないくて、やはりそういう姿をみんながね、地域の方や家庭や、そういう社会が子供たちにそういう姿を見せて、しっかりと教育することも大事だと思いますので、ぜひその辺のご協力はお願いしたいところです。よろしくお願いします。

○室井嘉吉議長 10番に言いますが、あんまり意見開陳の場ではございませんので、質問ということでございますから、簡潔明瞭に、ひとつよろしく議事進行、ご協力をお願いします。

○10番 湯田 哲議員 考えはいろいろあると思いますが、私は、スマホの危険性はみんな十分認識している、大人社会も認識している、ニュースで見たら、ああまたできたのかと、こう思う。ただ、今、教育長言われました。その分で言えば、我々が見本を見せたり、業者も含めて、国も含めてというのは確かだと思っています。我々、あるいは家族ばかりではなく、売るほうに責任当然あります、そんなのは。

だから、その分で言えば、本当腹立たしいもあるでしょうけれども、本当にそういう分で言えば、今はまだ、こういうのが起きたから、こうやって何となくまとまっていけないような部分であれば、対応がさまざまではありますけれども、ぜひ、先ほどもルールを上げて提示するなんていうのも、本当にやることとしてはできないことではないと思うし、わざわざつくってす

るんでなくても、本当に探せばとてもいいのもあります。大人の、若い家族で本当にまだ子育てで、小学1年生の子たちというのは、そういう意味では、若い世代の20代の親子を見ると、そういう意味では本当、彼女たち、彼らのほうがスマホやったりするからね。

逆に言えば、大人だって見本になるには、ちょっと見本になれないような大人も存在しますので、社会全体でこの部分に関しては、我々議員も含めて、どういうことができるかわかりませんが、そういう犯罪に巻き込まれないような、実際やっているのはわかります。やっているし、実施しているのはわかりますけれども、そういうのも調べながら一番効果的なもので、もう一つ、僕はこの質問から離れていないと思います。まず初めに言ったのは、また繰り返すことではないと思うんです。

○室井嘉吉議長 10番議員、質問の趣旨をまとめて聞いてください。

○10番 湯田 哲議員 いや、趣旨にします。こういうことなんです。要は、なぜやめないかも知っていますよね、相手がいるからでしょ。相手がいるからやめられない。ネットゲーム、意外でした。三十何%、ゲームやっているんですね。こんなに子供たちゲームやっているとは僕思わなかった。SNSでしゃべっているのかと思ったら、ゲーム対戦やっているんだっていうんだね。ということは、ゲームということは、今ネット対戦ですから、5人か何かでやっているんですね、1人抜けられない。抜けられないんですよ、この子は。かわいそうですね。何で、おまえも出るよ、きょうも出なかった、何やっているんだ。これって、そういう時代になっちゃっているんで、抜けられないから、早目にルールを決めようという話なんですね、調べてみると。

だから、そういう意味では、初めの部分とか、抜けられない子を救うための手だては何をするかというのを学校で、あるいはPTAか何かで論じていけばいいんだと思いますけれども、ぜひ、そういう意味では、議員も含めて、それに関しては他人ごとではないので、我々も研究していきたいと思いますので、ぜひネット犯罪に巻き込まれないような南会津町であってほしいと思いますので、ぜひ進めてほしいなと思います。

終わります。

○室井嘉吉議長 以上で10番、湯田哲君の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◎散会の宣告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会をいたします。

明13日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時33分

令和元年第4回南会津町議会定例会 第4日

議事日程（第4号）

令和元年12月13日（金曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議員提出議案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第 2 報告第 9号 専決処分の報告について
専決第14号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 3 議案第84号 専決処分について
専決第15号 令和元年度南会津町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 4 議案第85号 南会津町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例
- 日程第 5 議案第86号 南会津町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第87号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第88号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第89号 南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第90号 南会津町町民体育館条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第91号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第92号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第93号 令和元年度南会津町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第94号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第95号 令和元年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第96号 令和元年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第97号 令和元年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第98号 令和元年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第99号 令和元年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）
- 追加日程第1 議案第100号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す

る条例

追加日程第2 委員会提出議案第6号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第3 議員派遣の件について

追加日程第4 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	五十嵐 芳 道	議員	2番	馬 場 浩	議員
3番	川 島 進	議員	4番	湯 田 芳 博	議員
5番	室 井 英 雄	議員	6番	渡 部 訓 正	議員
7番	丸 山 陽 子	議員	8番	湯 田 良 一	議員
9番	大 桃 英 樹	議員	10番	湯 田 哲	議員
11番	高 野 精 一	議員	12番	山 内 政	議員
13番	菅 家 幸 弘	議員	14番	星 光 久	議員
15番	楠 正 次	議員	16番	室 井 嘉 吉	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 正 義	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	渡 部 浩 治	総 務 課 長
小 寺 俊 和	総 合 政 策 課 長	馬 場 純 也	税 務 課 長
居 倉 雅 彦	住 民 生 活 課 長	阿久津 勝 英	健 康 福 祉 課 長
室 井 利 和	農 林 課 長	羽 染 正 巳	商 工 観 光 課 長
月 田 啓	建 設 課 長	渡 部 敏 明	環 境 水 道 課 長
渡 部 さつき	会 計 室 長	五十嵐 小一郎	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長

渡 部 浩 明	学 校 教 育 課 長	遠 藤 知 樹	生 涯 学 習 課 長
阿久津 弘 典	舘岩総合支所長	星 正 信	伊南総合支所長
酒 井 浩 哉	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

鈴 木 雄 蔵	事 務 局 長	星 貴 夫	事 務 局 長 補 佐
---------	---------	-------	-------------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○室井嘉吉議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○室井嘉吉議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定によって、質疑の回数は3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡単明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は議題以外にわたり、また、その範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。

また、発言を求める場合は、挙手をして、議長と呼び、議席番号を告げるようお願い申し上げます。



◎発言の申し入れ

○室井嘉吉議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○渡部浩治総務課長 おはようございます。

事前に配付しております令和元年第4回定例会の議案書に誤りが発見されましたので、この後、議長の許可をいただきまして、議案書を差しかえる方法での修正をお願いしたいと思っております。

お願いいたします議案は、議案第85号 南会津町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例であります、こちらにつきましては、条がずれている部分など数カ所ありますので、この後、議案第85号のみ別冊という形で配付させていただく方法での修正をお願いしたいと思います。

なお、修正箇所を申し上げますと、まず5ページになります。

上から5行目、中ほど、「1日当たりの勤務時間を7.75時間で除して」とありますが、この「時間」というのを削除いたしまして、「1日当たりの勤務時間を7.75で」という形に訂正をお願いしたいと思います。

次に、上から10行目、第3条第6項の部分で、6、「全各項」の「全」というのは、これ、全てではなく、「前」という字でございました。大変失礼いたします。

続きまして、下から8行目、左から「号会計年度任用職員には、職員の特殊勤務手当」とありますが、この「号会計年度任用職員には、南会津町職員」ということで、「職員」の前に「南会津町」を追加していただきたいと思います。

次に、6ページ、下から3行目、第9条になりますが、中ほど、「勤務1時間につき、第12条に規定する」とありますが、正しくは「勤務1時間につき、第11条」であります。「第12条」を「第11条」に訂正をお願いいたします。

次に、7ページ、1行目、第10条、「第7条の規定により」とありますが、この「7条」は「第6条」でございます。

次に、3行目、2、「第12条の規定により」は「第11条の規定により」、5行目、3、「第7条から第10条まで」とありますが、これは「第6条から第9条まで」、7行目、第11条で、「第8条から第10条まで」とありますが、ここは、「第7条から第9条まで」、11行目、2、「前項の勤務時間は第8条から第10条まで」と記載されておりますが、「第7条から第9条まで」に訂正をお願いしたいと思います。

なお、この後、差しかえという形で訂正をお願いしたいと思います。

差しかえ部分につきましても、ページ数につきましては、議案書のページに合わせまして4ページからということとなっておりますので、よろしくお願いします。

以上、訂正内容を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 ただいまの総務課長説明のとおり、議案の一部訂正についてご了承願います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 05 分

再開 午前 10 時 07 分

○室井嘉吉議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議員提出議案第 1 号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第 1、議員提出議案第 1 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎報告第 9 号の質疑

○室井嘉吉議長 日程第2、報告第9号 専決処分の報告について、専決第14号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第9号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第84号の質疑、採決

○室井嘉吉議長 次に、日程第3、議案第84号 専決処分について、専決第15号 令和元年度南会津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 台風19号に係る災害復旧に係る部分でございます。

一般補正のほうにも関係ございますが、ここでお聞きしたいと思います。

災害査定のほう、国の査定のほうが今週から始まったというような情報を伺っております。

災害査定の進捗状況であったり、今後の予定に、この査定を受けて変更のようなことがないのか伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

公共土木施設の災害査定につきましては、先週、今週と2週間行われておりまして、町からは13件の補助災害の査定を受けております。

若干、例えば起終点の関係で削られたりとか、あとは根入れの深さ、1メートルぐらいの設計を組んでおったものが査定の中で50センチぐらいに削られたりとか、そういったことはございますが、13カ所、基本的には全て査定結果は大丈夫だったということでございます。

金額につきましては、補正予算のほうで出てまいりますが、補正予算を提出した時点ではわ

からなかったことがその後の測量の中に出てきましたので、申請額につきましては、その時点よりはふえておりますので、この部分につきましては、3月補正なりで提案させていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

農地農業用施設災害復旧事業につきましては、先週、査定を受けております。

その結果につきましては、約2億2,300万円の申請をいたしまして、決定額が約2億2,040万円となっておりますのでございます。

林業の施設につきましては、3カ所ございますが、そちらにつきましては、12月の一番最後の最終週ということで査定を受ける予定でございます。

こちらにつきましては、また査定の決定額が決定次第、皆様方にご周知をしたいと考えてございます。

○室井嘉吉議長 ほかに。

15番、楠正次君。

○15番 楠正次議員 今回の専決は10月に別冊資料で示された専決の小災害部分がほとんどなんだろうというふうに思います。

その別冊資料では、公共土木が5,781万円で、農地農業用施設が6,850万円、林道施設が1億260万円、災害廃棄物が200万円というようなことで、合計で2億3,000万円というふうになっておりましたが、今回ののは、その金額よりは若干少ないというふうに思うんですが、この差の出たことについて、まず伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

まず、農地農業用施設でございますが、前回の議員懇談会の専決の予算の中で、2億円という形で補助復旧箇所5カ所で4,000万円という形で計上させておりましたが、南郷地域の大橋地区でございますが、そちらにつきましては、その後、設計が固まりまして、仮設工事に思ったよりも工事費がかかってしまったというところで、そちらの部分で4,500万円の増額と、今回の補正額で増額となっているところでございます。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

今回の専決につきましては、緊急性のあるものにつきまして上げております。

令和２年度の当初予算で対応できる部分につきましては、令和２年度の当初予算のほうで計上する予定となっておりますので、その分の差額が出ておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 今回、小災害、かなりの数の専決がされたわけでありますが、それは道路とかで見ていて、表面的にあらわれた部分、土砂の流出、立木の流出等々の撤去費用がこれ、主なものだと思うんですが、それで間違いないですか。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 答えいたします。

土砂の流出も含めまして早急に対応すべきものにつきましては、専決のほうで整理をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 答えを申し上げます。

専決の予算のほうで対応させていただいているのは、建設の道路事業と同じように、林道につきましては、おおむねほとんどが路面の土砂の流出でございます。

農地農業用施設につきましては、田んぼの土手の復旧であったり、そのほかに取水堰のほうの用水の關係に土砂が流入した部分の土砂の撤去の部分でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 沢々から流出したような場合は、出てきた農道、町道からの土砂の撤去、それは30万円、40万円という専決予算で上がっておりましたけれども、その原因となった、例えばその沢のちょっと道路から見えない部分まで入ったら根元が洗掘されていて木が倒れていたりとか、今後、自然のダム的な感じで、やがて大きな災害があるとかというようなことも想定されるわけでありますけれども、そういう部分は、今後確認され、そういう部分の対応もされるのかどうか、それはもう災害が起きて、道路とか農業用施設とかそういうところに出てから対応するというような考えになるんでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 答えを申し上げます。

沢々の流木対策等につきましては、今後、県の林業のほうと協議をしながら、治山事業等のほうの導入が図れないか、今後検討していきたいと考えております。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 そこがすごく、私、大事だと思うんです。それをやっていかないと、今、国土強靱化の計画を求められているわけでありますが、そういうところも立木、そういうものが自然のダムとしてきちっと効果を発揮できるようにというようなこともその中に書いてありますので、そういう計画はとても大事だと思いますので、ぜひ現地の確認、そしてそういう治山関係の事業を進めるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

そちらの現地の確認につきましては、今、県のほうとも合同で確認をしている状況でございますが、まだ全力所回り切れておりませんので、ちょっとこれは気象条件もございますが、雪の降る前に確認できる部分について確認をし、雪解け後に再確認をしたいと考えております。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

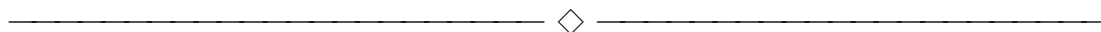
○室井嘉吉議長 それでは、これから採決をします。

本案はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定しました。



◎議案第85号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 次に、日程第4、議案第85号 南会津町会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 特に条例の中身についての疑義についてはございませんが、当然、議案というのは事前に配付されて、議員のほうでその中身を見ながら議会に臨むということです。そういう場合に、今回訂正された事項がございますが、これはどういうプロセスでその訂正があったということを発見されたのか、参考までにお聞かせいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今回、チェックを入れて提出したはずでございますが、その後、内部でまた再度、議案についてチェックしている中で訂正が見つかったということでございます。

今後またさらに、チェック 1 人だけの体制ということではなくて、ダブルチェックするような形でチェックをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○室井嘉吉議長 4 番、湯田芳博君。

○4 番 湯田芳博議員 ただいまご説明ありましたが、過ちは誰にでもあります。それを訂正することも、私は当然迅速に行うべきだと思います。

議案を出す前にチェックをされたと言いますが、それが見つからなくて、議案を提出した後に発見されるというそのプロセス、なぜそういう行為をされたのか、そこをもう一度お聞かせいただきたいと思うんです。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

議案を出す前に全てチェックということではやってはいるんですが、どうしても抜けてしまったということでございまして、提出した後に発見されたということになってしまいました。

以上です。

○室井嘉吉議長 4 番、湯田芳博君。

○4 番 湯田芳博議員 抜け落ちるということもやむを得ないですよ。私は、なぜこの段階でチェックを入れたかということなんです。それをお聞かせいただきたい。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

出した後、再度中身を読んでいく中で、ずれているということにちょっと気がついたということでございます。

○室井嘉吉議長 4 番、湯田芳博君。

○4 番 湯田芳博議員 これは、私は外部の人間なのでよくわかりませんが、全体的にいわゆる職員数が足りないということではないんですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 職員数が足りないということとはまた別に、職員の業務に当たる意識が

ちょっと足りなかったのかなというふうに反省しているところでございます。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 いろいろと考えるところと、あるいは発言する言葉選びとあると思いますけれども、ある一定の時間の中で処理をしなければならない、これが行政マンには大きな使命としてあるわけです。ですから、時間管理というのは絶えずしておかなければいけない。その一定の業務があるんですが、当然、約束事がありますから、その約束事の中で処理する場合に、その中で全体的に職員が足りないかどうか。じゃあ、それ以外のところでその職員は何をするかということも当然考えなければなりません、やはり大事な議案ですから、そこは職員に無理をさせていないかどうかも含めて、今後、検討していただければありがたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 副町長。

○渡部正義副町長 私のほうから答弁をさせていただきます。

今、ご指摘のとおり、配付した議案に誤りがあったということについては、深くお詫び申し上げます。

基本的にチェック不足ということでございましたが、条例の中の条文が1条なくなったことでの条ずれというのが今回起こったというふうに報告を受けております。

職員の勤務の実態も含めて、これから注意をして対応していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。

○4番 湯田芳博議員 人間のやることです。人がやるときにさまざまな条件があります。例えば風邪をひいていて熱が高かったとか、あるいはまた家族のことで心配事があって業務に集中ができなかったとか、これが人としての生活の実態ですから、そのことはいいんです。でも、全体的に職員のしなければならない業務が多くなっていないのか、ここのところを私は執行部のほうにご提案を申し上げたいので、今、副町長答弁ありましたけれども、しっかりと精査をして、職員の方々がやりがいの持てる環境をつくっていただければありがたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 そのほか。

6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 本条例では基本的な条文を定めて、そして具体的な取り扱いは規則で

定めるというような内容になっているというように理解しています。その上で一応質問します。

1点目、来年4月からの施行というふうになっていますが、規則の細部の取り扱いの制定時期というのは、いつごろまでを考えているのか、まず1点、伺います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

この後、規則の制定ということになりますが、これにつきましては、県のほうに倣って作成したいというふうに考えておりまして、県のほうが今月末までには規則を定めるという予定だということですので伺っております。県のほうが制定されれば、うちのほうに情報をいただくということになっておりますので、それを受けて速やかにということになりますが、それに当たっても整理する分は出てくるかと思しますので、1月末をめどに制定したいなというふうには考えております。

○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 職員組合のほうでは、会計年度任用職員の制定に当たっては、要求書を提出しているというふうに聞いています。前回の全員協議会の中でも、総務課のほうの説明の中では、国の総務省マニュアルでも職員団体との協議の必要性が示されていますというふうに説明をされています。規則を制定する前に職員組合との協議を行うことが必要と考えますが、どうですか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今回、条例提案前にも組合のほうとは、こういったことでということで条例内容の説明をいたしました。この後、規則についても、組合のほうと交渉しようということでは話をしておりますので、交渉していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 今、6番議員さんのほうから、労使の間での調整の話がございましたが、一方で職員の給与というのは、町の労働環境であったり、給与状況に大きく影響するところでございます。また、先日の住民アンケートの結果を見ても、どう協働を進めていくかという部分に関して、職員の給与という部分、結果として残ってございました。

そういったことから、単に国の働き方改革の中でおりにてきたものとして捉えるのか、また

一方で、南会津町のこの行政、仕事としては非常に負担が大きい、行政の役割が非常に大きい中で、どのように職員の割合をしていくか。先日の一般質問の中でもございましたが、そういったことから非常に重要な問題だと、また、地方分権の視点からいっても、南会津町がどういう行政執行を目指していくかということから、非常に重要だと思っています。

そんな中で、県の動向を見てということで、非常に時間のない中で進めなくてはならない苦しさがあるのはわかるんですが、やはり必要なところについては指摘しておかないといけないのかなと思っています。

まず1点目です。この会計年度任用職員については1号と2号がございまして、2号が今の臨時職、フルタイムというような考え方、1号に関してはパートタイムというような考え方になっております。

フルタイムに関しては、行政職の給与月額を基礎としていくというような考え方がございますが、一方で、第1号会計年度任用職員に関しては報酬というような考え方になっております。同程度とするものの、この報酬という考え方は、例えばこれは日給で報酬として考えるのか、それとも報酬ですから、我々も報酬としていただいております、月幾らというような考え方ですが、こちらについては、報酬の考え方についてお示しいただければと思います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

この1号職員、パートにかかわる方の報酬の考え方なんですが、当然、月給、日給、時給と色々なパターンが雇用の中でありますので、それぞれに当てはめてやっていきたいなというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 まず、この職種によつての区別の仕方、分類の仕方においても非常に困難があるのかなとは思いますが、まずそれが1点です。

2つ目ですが、特別職の非常勤職員、集落支援員やさまざまな特別職を南会津町では設けてございます。こちらに関しては、恐らく第2号というような形になろうかと思うんですが、まずその確認をお願いいたします。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

この特別職のところの考え方なんですが、ほぼ2号、フルタイムになるかと思いますが、実はこの職種の中で現在短時間勤務をされている方もおりますので、その方については、場合に

よっては1号という形の取り扱いになるかと思います。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 わかりました。

この特別職の方については、やはり町の課題があつて、困っている課題があつて、それに対してこのような資格を持っている方とか、知識を持っている方ということで特別に配していると理解しております。それに当たっては、やはり保有する資格ですとか、知識というのがございます。こういったものに関して、例えば今後、職務の中で研修等必要な、例えば資格の更新であるとか、必要なそれに当たっての講習会であるとか、そういったことについても、職員と同じようにといいますか、研修の一部として、職務として研修に行くことができるようになるのか伺います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

研修につきましては、これまでも職務に必要なものについて受講していただく機会を設けておりましたので、今後についてもそのような形で、スキルアップのための受講というものは勧めていきたいなというふうに思っております。

○室井嘉吉議長 9番、大桃英樹君。

○9番 大桃英樹議員 最後の質問にしたいと思います。

これで第1号、第2号の給与の基礎なんですが、行政職の1級1号給を基礎とするようなことになってございます。今回の条例改正において議案がありましたので拝見すると、14万9,300円というようなことになっております。まあ1の1というと、相当、高校卒業の高校生が入ったときの給与、これを基礎とするというようなことになりましたが、一方で、今後、地方公務員法における職務になるわけでございます。そうすると、例えば職責という部分で非常に重いものになるのではないかなと思います。果たしてこういったところがどこまで、例えば年齢であると、経験であるとか、そういったものがどこまで反映されるのか、ここについて伺います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

当然、これまでの経験、職務経験というのは生かされるものだと思っておりますので、その辺は考慮していく形になるのかなというふうで、今、検討していきたいと考えているところでございます。

○室井嘉吉議長 9 番、大桃英樹君。

○9 番 大桃英樹議員 今のものを基礎とするというような考え方も町では持っているということ为先日の全員協議会で示されましたので、それが最低限というようなことになるんだろうと思います。それから、この行政職の給与表を用いて人事評価も行い、本人の希望も聞いた上で、継続とかそういったことを毎年度更新していくイメージなのかなと思います。

まず、更新については年度ごとに、会計年度任用職員ですので会計年度ごとの契約というようなことになるのか、しかし一方で、退職金も出るというような制度にもなっております。こういったものは経験、年数によって変わっていくのか、例えば行政職の皆さん、何年以上であれば何カ月分とか、そういった計算が用いられると思うんですが、まず契約についてと退職金について伺います。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

この制度の当初に当たっては、広く公募をしまして採用していくという形になります。

その職員が採用された後なんですが、最長5年は、本人が人事評価をしまして、問題なければ雇用継続という形にはなります。それはただし、毎年毎年人事評価を行うことになります。5年たちますと、またリセットされまして、この制度では、また広く公募するという形になるという制度でございます。

あと退職金につきましては、退職金を出すことができるという制度なんですが、その辺どうなるのか、県なり、あと近隣の町村と協議をしまして、情報を得まして、その辺は考えていきたいというふうに考えております。

なお、退職金につきましては、この制度上では6カ月を超えると出すことができるという形にはなっているということでございます。

○室井嘉吉議長 9 番、大桃英樹君。

○9 番 大桃英樹議員 このように、なかなかやっぱり明らかになっていない部分と県、国に準じて定めていくという部分で、非常に不透明な部分が多いということが明らかかと思います。当然、今後ということにはなろうかと思いますが、やはり鳥の目、虫の目でやっていかないと南会津町にとって、そして従事されるみなさんにとって、どう出るかというのはさまざまになってしまいます。当然、行政でやることですので、平等性をしっかり担保してやらなくてはならないということを申し述べておきます。

関係するかどうか分かりませんが、虫の目でいいますと、先日、広域圏のほうで情報漏えい

の話がありました。きのう、私たち、消防署の新庁舎を見学した際にその話を少しさせていただいたときに、私はこう思いました。今回、神奈川県であった情報漏えいのことに関して、ビビっとこう来たんだそうです、発見した職員が。そのことに気づいて、虫の目を張りめぐらせた、その結果、8台の紛失が明らかになったということ、非常にタイムロスなくそのことが明らかになったということは、職員の皆様のふだんからの心がけと恐らく職責に対する責任の感じ方なんだと思います。

ぜひ職員の皆様、ここに関しては、条例をここで制定すればあとは規則でという部分になってしまいますので、ぜひ執行部の皆様の虫の目での観察、そしてチェックをお願いしたいと思います。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 この有給というか、休暇と、あと時間外労働についてのことについてご質問させていただきます。

この第21条に休暇等のことで、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間となっています。これは、例えば任用されてある一定の期間が過ぎてから適用されるのか、それとも任用されてすぐ1日目から適用されるのか、ちょっと教えてください。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

この休暇制度につきましては、採用されたときからなりますが、全てここに書いてあるものが有給休暇というものではなくて、有給休暇のほかに休暇としては認めるが無給というものもございますので、その辺、今後整理をしていくということになります。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 わかりました。

では、例えば町のイベントで、結構、休日いろいろ時間外に仕事をしなければならないことが多々あると思います。本採用の方々の職員はどういう対応をとられているかわかりませんが、例えばこの再任用の方がそういうイベントの仕事で休暇を、土日ですね、出勤した場合は、それはその仕事は補償されるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

振替休日という制度がございまして、土日に出た分は、原則、別の日に休んでいただくというのが原則になります。ただし、どうしても業務が忙しくて、前6、後ろ8週間のうちに休むんですが、その間にどうしても休むことができないということがある場合には、超過勤務手当ということで支給するというふうに今のところ取り扱っておりますので、この職員についても同じ取り扱いをしていきたいというふうに考えております。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 それは短期の方にもそれを採用されるのでしょうか。

○室井嘉吉議長 総務課長。

○渡部浩治総務課長 お答えいたします。

今回の会計年度任用職員というのは1会計年度12カ月を考えた雇用ということですので、短期という形では考えておりません。短期雇用については、これとは別に、例えば除雪であったり、そういった期間的なものについてはこの制度ではなく任期付職員、3カ月なり4カ月という任期付職員という形になりますので、これとはまた別に考えるということになります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第５、議案第86号 南会津町表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

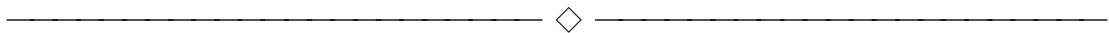
これから採決をします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第８７号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第６、議案第87号 南会津町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第 88 号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第 7、議案第 88 号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第 8 9 号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第 8、議案第 89 号 南会津町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第 9 0 号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第 9、議案第 90 号 南会津町町民体育館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第91号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第10、議案第91号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

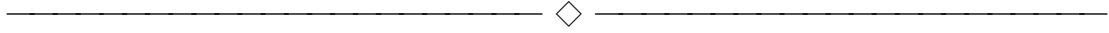
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第92号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第11、議案第92号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

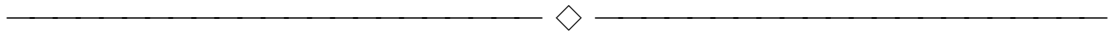
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第93号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第12、議案第93号 令和元年度南会津町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 一般補正の14ページの歳入の寄付金、一般寄付金、これ、関連ありますので、一般補正の17ページ、総務費、総務管理費、企画費、委託料で質問します。それから、31ページの教育費の小学校管理費、賃金、それから、32ページの社会教育費の負担金、補助金及び交付金、同じく32ページの社会教育施設管理費の工事請負費、最後に33ページの保健体育総務費の報償費、需用費、委託料について、順次質問をいたします。

最初に、寄附金ということで、今回1,012万5,000円が補正されております。片方、総務費では、ふるさと納税の推進事業ということで300万5,000円の支出があるわけですが、現在までのふるさと納税の寄附額、今回、補正を入れて1,012万円ほど入るわけですが、トータルで幾らくらいになっておりますか。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

現在までのふるさと納税、11月末現在で1,519万5,000円となっております。今回の補正見込みは1,012万5,000円でございますが、当初予算では1,200万円を見込んでおりましたので、今回の補正を合わせますと、最終見込みとして2,212万5,000円ということで、11月末との差としては、今後700万程度見込まれるというふうに想定しております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 それで、ふるさと納税される方で、寄附のぜひこういって使ってほしいというそういう多分目的で寄附される方もいらっしゃると思うんですが、わかっている範囲でいいんですが、ベスト5ぐらいまで、ベストでなくてもいいんですが、例えばこういうことだよということがありましたら。

○室井嘉吉議長 総合政策課長。

○小寺俊和総合政策課長 答えいたします。

令和元年度につきましてはまだ集計しておりませんので、平成30年度の実績で申し上げますと、ヤマザクラ1万本の里づくり事業、こちらへの使途ということで13件、それから、伝統的建造物群保存地区の整備事業ということでこちら13件、これは前沢地区になるかと思います。そのほか、☆園祭の屋台歌舞伎の保存事業にということで11件、それから、中高生の海外交流事業に充ててほしいということで6件、これらが主なものとなっております。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 今の実績をお聞きしまして、これは手前みそになりますけれども、かつて前沢の集落が苦勞されているのでぜひそういうことを呼びかけていただきたいというように、ふるさと納税どうですかというようなことで質問した後、結果としてこういう形で生かされていることは質問をした者としては大変よかったなというふうに感じております。なお、令和元年度については、また機会があれば周知をして、お知らせをいただきたいと思っています。

続いて、31ページの学校管理費の賃金についてお尋ねをいたします。

これ、減額207万6,000円となっております。この時期の減額ですと、恐らく想像するに人がいなかったのか、あるいは必要ななかったのかと思うんですけれども、この支援員が対象の学校というのは、学校名をわかりましたら。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

複式学級の支援員賃金ということでございまして、桧沢小学校の3、4年生と館岩小学校の1、2年生、3、4年生と伊南小学校の2、3年生ということで複式学級を実施しておるところでございしますが、この3校について3名でございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 3名ということですが、この減額の要因というのは何ですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

1つは、館岩小学校学習支援員ということで雇用している者がおるんですが、議員おたなしのとおり、当初からちょっと集まらなかったという部分もございまして、その分で減額になっているというのも1つの要因になってございます。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 館岩小学校の1、2年生が対象というふうにさっきお伺いしたんですけれども、このことによって授業に支障がなかったのかどうか、この辺のところ、どうですか。

○室井嘉吉議長 学校教育課長。

○渡部浩明学校教育課長 お答えいたします。

実際雇用したのが5月27日からということでございまして、4月当初から5月いっぱい雇用されなかった期間があるということでございますけれども、その期間については特に問題があったというようなことは確認してございません。雇用いただいて、大変助かったというようなことで、その後、学校のほうからは連絡いただいております。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 了解しました。

続いて、32ページの負担金、補助金及び交付金ですが、これ、補助金の増額かなと思うんですが、補助金の内訳をお願いします。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 答えいたします。

こちらにつきましては、来年の5月に石川県の小松市のほうで全国子供歌舞伎フェスティバルというのが行われまして、こちらへの出演要請がございました。こちらへの出演に向けての演目の指導の経費ということで、講師の謝金と旅費になります。

以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 いわゆる子供歌舞伎サミットというふうに言われているやつなかなと思うんですが、指導の経費というのは、これは中央からお招きをするということですか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 答えいたします。

そのとおりでございまして、3名の先生を東京、関東のほうからお越しいただいて、ご指導いただくという経費でございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 これは、時期的には予算補正がなってからということですが、ちなみに5月ということなので、冬から春までというような理解でよろしいですか。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 答えいたします。

今回の経費につきましては、12月から3月にかけての稽古のための指導のための経費ということでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 了解しました。

32ページの工事請負費、交流館設備の音響設備改修工事ということで、当初大きな金額が上がったわけですが、減額が5,500万円というかなり大きな金額が減額されているんですけども、なぜこのような請け差が生じたのか、お答えをいただきたいと思います。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 お答えいたします。

こちらの工事に関しましては、昨年の第3回定例会で委託料を計上いたしまして、そこから実設計に入っております。こちらの工期が3月までありまして、当初予算編成時に正確な実設計の金額が把握することができませんで、その時点で把握できた最大の額を予算に計上いたしました。この金額が2億3,806万2,000円ということでございます。この後にスピーカーのスペックの見直し、それに伴う操作卓の見直し等々行いまして、実設計の金額が1億8,919万5,600円と、この時点で4,800万円以上の差が出たということでございます。これに基づきまして発注いたしまして、その金額が1億7,985万円と、こちらで大体900万円の請け差が出たと、この合計が5,800万円ほどございます。この後、これから現場のほうに実際に工事に入りまして、若干の変更がある可能性もありますので、300万円余裕を見まして、今回5,500万円の減額補正ということでございます。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 当初の委託設計の段階では把握をし切れなかった分があったので、こういう大きなものになったと、最終的なものについては近いということなんですが、これはまだ終わってはいないんですか、工事は。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長 機器の発注は済んでおりまして、現場に入るのが、今週末に交流館のほうで第九の発表会がございまして、その終了後に現場のほうに入ることになります。以上です。

○室井嘉吉議長 12番、山内政君。

○12番 山内 政議員 了解しました。

それから、最後の質問になりますけれども、これにつきましては、報償費、需用費、委託料、今回初めての内容ですので、東京オリンピック・パラリンピック参画事業についての現時点の大まかな説明をお願いしたいと思います。

○室井嘉吉議長 生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長　今回計上いたしました経費につきましては、聖火リレーに伴う経費でございます。こちらの聖火リレーが、南会津町がコースに入っているということで、今回その聖火リレーを、警備等々は県のほうで行いますが、それを盛り上げるための経費といたしまして、出演団体の協力謝金、それから手振り旗ですとか、バナー広告の経費として消耗品を288万7,000円、それから出発式に使うステージ代として12万3,000円計上いたしました。こちらにつきましては、県の補助事業になってございまして、補助対象金額が280万円、それに対して50%の140万円が県補助金として措置されるということでございます。

○室井嘉吉議長　12番、山内政君。

○12番　山内　政議員　当初予算の話をしてもしようがないんですが、これはとりあえずの来年度に向けての準備ということなんですけれども、当初予算にも当然入ってくると思うんですが、今時点でわかっている内容で、例えば聖火リレーの担当といいますか、実際それはどこから出発して、例えば誰がその該当になっているのかというそういうものは示されておりますか。

○室井嘉吉議長　生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長　こちらのほうはまだ示されてございまして、全て県の実行委員会と組織委員会のほうで決めるということになっておりまして、私たちにも情報が来ていないというような状況になっております。

○室井嘉吉議長　12番、山内政君。

○12番　山内　政議員　示されてはいないけれども、南会津町で通るのか、それともここから出ていくのかはわからないけれども、必ずやるということですね。

○室井嘉吉議長　生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長　3月28日に南会津から出発するということになってございます。出発地点等々についてはまた、先ほど申し上げましたが発表されていないということでございます。

○室井嘉吉議長　12番、山内政君。

○12番　山内　政議員　失礼しました。新年度ではなくて、今年度の3月28日に出発するということですか。確認です、すみません。

○室井嘉吉議長　生涯学習課長。

○遠藤知樹生涯学習課長　聖火リレーは3月に行われますので、この経費につきましては、3月28日に行われるリレーのための経費ということでございます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 33ページ、11款1項1目15節、34ページの同じところがありますが、34ページの2目15節、11款2項1目15節、これについて伺いたいと思います。

まず最初に、先ほどの答えがこの部分だったんじゃないかなという気がするんですけども、金額的に合ってしまったので。2億4,500万円、これ、別冊資料ではこの部分は2億円の予算だったので、この4,500万円の増額理由というのは先ほどの話だったのかと思いますけれども、もう一度お願いします。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

先ほどの答弁もございしますが、この工事請負費2億4,500万円につきましては、今回補助災害、農地農業用施設で申請した箇所が5カ所ございます。その5カ所の中の1カ所の大橋地区の頭首工、取水堰でございますが、こちらが議員懇談会の段階では4,000万円という形で計上されておりましたが、こちらにつきましては、仮設工、川幅が広いということで、実際、測量設計の結果に伴いまして、川幅が広いということでそちらの仮設工事費に想定外の金額がかかってしまったということで、こちらの4,500万円を追加して2億4,500万円となったところでございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 わかりました。

この予算総額からすると、国・県の支出金、そして一般財源と聞くと、国・県の支出金は65%、一般財源は4%とすると、その事業債の充当率は、可能なら一問の中に含んで答えていただきたいと思うんですけども、交付税措置率、そこまで聞きたいと思います。充当率と交付税措置率、その七千七百何がし。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

こちらの農林業施設復旧事業債の7,710万円につきましては、まず、事業名が補助災害復旧事業債でございます。そちらの充当率でございますが、充当率につきましては、現年災害ということで、現年災害は90%でございます。こちら、過年災害になりますと10%落ちまして80%という形になってきます。今回は現年災害で計上しておりますので90%でございます。

交付税の措置でございますが、こちらにつきましては、元利償還金の95%が交付税措置とな

っております。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 そうすると、90%で7,710万円、その7,710万円のうちの95%が交付税で措置されるとすると、4%程度というふうに考えていいわけですかね、その一般財源は。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

今の議員おただしの考えでよろしいかと思えます。

しかしながら、今回、補助率増嵩ということがございます。最終的には、今回の激甚災害と農家1人当たりの被害額に伴いまして、補助率増嵩という制度がございます。そちらに伴いまして、最終的にはこの金額がさらに低くなると考えてございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 わかりました。激甚災害に変わればさらによくなるというようなことを理解いたしました。

次のページの林業用施設災害復旧費についても同様の質問をしたいと思うんですけれども、ここの事業債名、これも同じなのかと思えますけれども、充当率とあわせてお聞きします。

○室井嘉吉議長 農林課長。

○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

林道施設の災害復旧費の事業債でございますが、こちら、先ほどの農地農業用施設災害と全く同じでございます。補助災害復旧事業債の地方債名でございます。充当率は同じく90%でございます。交付税の元利償還金につきましても同じく95%でございます。

○室井嘉吉議長 15番、楠正次君。

○15番 楠 正次議員 それでは、災害復旧費の2の1の15ですね、これは公共土木だと思うんですけれども、こちらは充当率と事業債名、あと交付税措置率、農業用と若干差があるのかと思うんですけれども、伺いたいと思います。

○室井嘉吉議長 建設課長。

○月田 啓建設課長 お答えいたします。

34ページの工事請負費2億2,800万円、この財源になりますが、一般補正の11ページをごらんいただきたいと思えます。11ページ中ほどに災害復旧費の国庫負担金ということで1億5,207万6,000円、こちらは先ほどの災害の予算額の66.7%、3分の2が今の時点で国からの補

助が来るということで見ております。先ほど農林課長からありましたとおり、今後、査定の結果によりまして補助率増嵩ということも考えられますが、今現在はベースの3分の2で見ております。あわせて、15ページ、ごらんをいただきたいと思いますが、15ページの一番下になります、8目の災害復旧債、その下の2の公共土木施設災害復旧事業債でございます。こちら7,590万円ということになりまして、こちらは現年補助災害復旧事業債という名称で、充当率100%でございます。元利償還金につきましては、95%交付税措置されるということで、今の制度としてはございます。先ほどありましたとおり、これは過年債になりますと90%というふうに落ち込んでしまいます。

以上でございます。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第94号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第13、議案第94号 令和元年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第95号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第14、議案第95号 令和元年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第96号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第15、議案第96号 令和元年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第97号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第16、議案第97号 令和元年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補

正予算（第１号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

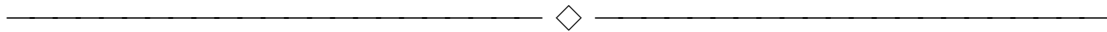
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第９８号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第17、議案第98号 令和元年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

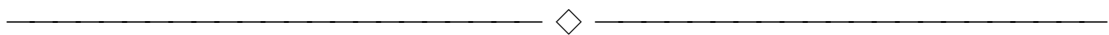
これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第 99 号の質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 日程第18、議案第99号 令和元年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

議会運営委員会を中会議室2で開催します。

再開は放送で5分前にお流しをいたします。よろしくお願いします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時42分

○室井嘉吉議長 皆様にお諮りをしたいと思いますが、11時45分からの再開ということでありましたが、皆さんおそろいのございますので、休憩前に引き続き、今から会議を開きたいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議ありませんか。

それでは、再開をさせていただきます。

◇

◎日程の追加

○室井嘉吉議長 町長提出議案1件、委員会提出議案1件、議員派遣の件、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出をされております。

お諮りをいたします。

この際、これらの案件については、お手元に配付の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、提出されております案件については、お手元の追加議事日程のとおり日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◇

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第1、議案第100号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、追加して提案をいたします議案についてご説明を申し上げます。

議案第100号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります
が、本案は町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の算定基礎に乗ずる割合を改定するた
め、所要の改正をするものです。

職員については先ほど議決いただきましたが、町長等につきましても、福島県議会において
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が議案提出されることとなりましたの
で、これにあわせて改正するものであります。

以上、よろしくご審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎委員会提出議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○室井嘉吉議長 追加日程第2、委員会提出議案第6号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、山内政君。

○12番 山内 政議員 趣旨説明を申し上げます。

委員会提出議案第6号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を申し上げます。

本定例会におきまして、南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が原案どおりに可決されました。そしてただいま、町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合の引き上げに係る関係条例の一部改正議案が追加で提出され、原案どおり可決されたところであります。

町長等に準じ、町議会議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合について、年間0.05カ月分引き上げ、現行の年間3.3カ月を3.35カ月に改定するため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りましてご決定くださいますようお願いを申し上げます、趣旨説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○室井嘉吉議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りをします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○室井嘉吉議長 追加日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○室井嘉吉議長 追加日程第4、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の閉会中の継続調査申出一覧表のとおり、各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○室井嘉吉議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 本定例会の会議に付された事件は、全て終了をいたしました。

会議を閉じます。

令和元年第４回南会津町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前１１時５１分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉

署 名 議 員 室 井 英 雄

署 名 議 員 菅 家 幸 弘